放送分野における外資規制関係事項 記載マニュアル(第2.0版)

令和6年4月総務省情報流通行政局放送政策課

<目次>

第1:	章	放送分野における外資規制について	7
I		放送分野における外資規制の概要	7
	1	国籍等に関する欠格事由(参入規制)	7
	2	役員に関する欠格事由(役員規制)	8
	3	議決権割合に関する欠格事由(出資規制)1	C
II		手続1	1
	1	申請書等への記載1	1
	2	変更届出1	2
	3	定期報告1	2
	4	名義書換拒否等1	3
	5	免許・認定の取消等1	3
第2	章	外資規制関係事項の記載要領1	5
I		地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う基幹放送局の免許の申請等1	5
	1	免許、再免許及び地位の承継の許可の申請1	5
	((1) 別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5១	条
	に	規定する欠格事由」1	6
	((2) 別表第二号第1「基幹放送局 (衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)	1
	の	無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」1	8
	((3) 別表第二号第1「基幹放送局 (衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)	1
	の	無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」「35 外国人等直接保有語	義
	決	·権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」2	23
		(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条1	
	規	とまた。 たままでは、	
	Ξ	変更届出	
		〔1)別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」	
		(2) 別表第二号第1「基幹放送局 (衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)	
		9無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」	
		(3) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)	
)無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接 大部分 「大郎 1 大郎 大郎 1	
		と有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」4	
TT	3		
II		コミュニティ放送を行う基幹放送局の免許の申請等5	
	•	・ 免許、再免許及び地位の承継の許可の申請5 (1) 別志等、R. (無線民の名称中誌書みび声名称中誌書の様式: [2] 原油は第56	
	(〔1)別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5釒	禾

	に規定する欠格事由」	60
	(2)別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く	。)
	の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」	62
	(3)別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。	。)
	の無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」	67
	(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条	\
	規定する欠格事由」	78
	2 変更届出	84
	(1) 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」	85
	(2)別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く	。)
	の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」	88
	(3)別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く	。)
	の無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」	90
	3 定期報告	94
Π	I 衛星基幹放送局の免許の申請等	99
	1 免許、再免許及び地位の承継の許可の申請	99
	(1) 別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5	5 条
	に規定する欠格事由」	100
	(2)別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表にお	らしい
	て「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」	
	外国人等により占められる役員の割合」	102
	(3)別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表にお	らしい
	て「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」	
	外国人等直接保有議決権割合」	106
	(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条	EI
	規定する欠格事由」	116
	2 変更届出	122
	(1) 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」	123
	(2)別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表にお	らしい
	て「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」	Γ39
	外国人等により占められる役員の割合」	125
	(3)別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表にお	らしい
	て「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」	
	外国人等直接保有議決権割合」	
IV	7 地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務の認定の申請等	131
	1 認定 認定の再新及び地位の承継の認可の由語	131

(1) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」 122
132 (2) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割
合」「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」
(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」 149
(4) 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」 150
(5) 別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」 151
2 変更届出
(1) 別表第十九号「放送事項等の変更届出書」153
(2)別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」
の注に規定する様式156
(3)別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割
合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割
合」の注に規定する様式158
3 定期報告162
V コミュニティ放送の業務の認定の申請等168
1 認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請168
(1)別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」
(2)別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割
合」 174
(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」 184
(4) 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」 185
(5) 別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」 186
2 変更届出
(1) 別表第十九号「放送事項等の変更届出書」188
(2)放送法施行規則別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の
氏名又は名称」の注に規定する様式190
(3) 放送法施行規則別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直は2月本議法 佐製会・のは15日中では7月末 100
接保有議決権割合」の注に規定する様式192
3 定期報告
VI 衛星基幹放送の業務の認定の申請等
1 認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請201 (1)別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」
(1) 別衣第八の二号「開生基幹放送の未務認定中間音」「待定役員の以右又は右例」

(2)別表第六の二号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決	権割
合」	207
(3)別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」	217
(4)別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」	218
(5)別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」	219
2 変更届出	220
(1)別表第十九号「放送事項等の変更届出書」	221
(2)別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名	3称」
の注に規定する様式	223
(3)別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決	権割
合」の注に規定する様式	225
3 定期報告	229
VII 認定放送持株会社の認定の申請等	234
1 認定及び地位の承継の認可の申請	234
(1)別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏名」	235
(2)別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「外国人等直接保有議決権害	削合」
「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割	合」
	239
(3)別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「欠格事由の有無」	250
(4) 別表第六十五号「認定放送持株会社承継申請書」	251
(5)別表第六十六号「認定放送持株会社承継申請書」「欠格事由の有無」	252
2 変更届出	253
(1) 別表第六十四号「認定放送持株会社変更届出書」	254
(2)放送法施行規則別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏	_
の注に規定する様式	256
(3)別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「外国人等直接保有議決権害	削合」
及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した害	
3 定期報告	
第3章 参考資料	
I 放送分野における外資規制の概要	
II 参照条文	
1 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄)	
2 放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)(抄)	
3 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)(抄)	
4 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)(抄)	297

5	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)(抄)	301
6	無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)(抄)	303
7	基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準	隼の
特例	別に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号)(抄)	305
8	会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)	306
9	会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)(抄)	307
10	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五-	+-
号)	(抄)	308
11	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(エ	平成
=-	ト五年法律第二十七号)(抄)	308
別記:	1 - 1:免許又は再免許申請	309

【本マニュアルについて】

- ◎ 本マニュアルは、基幹放送局の免許の申請等が遺漏なく行われるよう、外 資規制の概要、免許の申請等における外資規制関係事項の記載要領等を示す ものです。
- ◎ なお、受信障害対策中継放送は、本マニュアルの対象としません。このため、本マニュアルおける基幹放送や基幹放送局といった用語には受信障害対策中継放送を含まないものとします。

第1章 放送分野における外資規制について

I 放送分野における外資規制の概要

放送分野においては、放送が用いる電波は有限希少なものでありその利用に当たっては原則として自国民を優先させるべきであること、放送は言論報道機関としての社会的影響力を有することを理由として、電波法(昭和25年法律第131号)及び放送法(昭和25年法律第132号)の規定により、基幹放送局等に対し、外資規制に係る欠格事由が設けられています。

具体的には、基幹放送局等に対する外資規制に係る欠格事由として、次に示すとおり、

(1) 国籍等に関する欠格事由(参入規制)、(2) 役員に関する欠格事由(役員規制)及び(3)議決権割合に関する欠格事由(出資規制)の3種類が設けられており、それぞれ、基幹放送局の免許、基幹放送の業務の認定、特定基地局(移動受信用地上基幹放送に係るものに限ります。以下同じです。)の開設計画の認定及び認定放送持株会社の認定(以下「免許・認定」といいます。)に関する申請(基幹放送局に係る免許、再免許及び地位の承継の許可の申請、基幹放送の業務に係る認定、認定の更新(衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係るものを除きます。)及び地位の承継の認可の申請、特定基地局の開設計画に係る認定及び地位の承継の許可の申請並びに認定放送持株会社に係る認定及び地位の承継の認可の申請をいいます。以下同じです。)がなされた際の拒否事由とされているとともに、免許・認定の取消事由とされています。

なお、第3章「I 放送分野における外資規制の概要」も適宜参照ください。

1 国籍等に関する欠格事由(参入規制)

次の①から③までに該当する者(以下「外国人等」といいます。)は、絶対的な外国性を有する者であり、免許・認定を与えないこととされています。具体的には、下表のとおりです。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 外国政府又はその代表者
- ③ 外国の法人又は団体

【国籍等に関する欠格事由(参入規制)】

右欄に該当する者(外	国人等)には、免許・認定を	日本の国籍を有しない人
与えないこととされている。		外国政府又はその代表者
		外国の法人又は団体
基幹放送局の免許	地上基幹放送を行う基幹放	0

	送局	(電波法 § 5IV一)
	・衛星基幹放送局	0
	・移動受信用地上基幹放送を	(電波法 § 5 I)
	行う基幹放送局	
基幹放送の業務の認定	地上基幹放送の業務	0
		(放送法 § 93 I 七イ~ハ)
		(※1)
	・衛星基幹放送の業務	0
	・移動受信用地上基幹放送の	(放送法 § 93 I 七イ~ハ)
	業務	(※1)
特定基地局の開設計画	移動受信用地上基幹放送を	0
の認定	する特定基地局	(電波法§27の14IV四)
認定放送持株会社の認定	Ē	_
		(※2)

- ・条番号について、例えば「電波法§5IVー」は「電波法第5条第4項第1号」を示します。以下同じです。
 - ※1 日本放送協会 (NHK) については放送法第24条第1項、放送大学学園については、 放送法第88条の規定により、国籍等に関する欠格事由(参入規制)は適用除外とされ ています。
 - ※2 認定放送持株会社については、株式会社である(放送法第159条第2項第1号)ため、自然人や団体に関する要件を課す必要はなく、また、認定放送持株会社が「外国の法人」である場合、子会社である地上基幹放送事業者が外資規制に違反し、基幹放送に係る業務の認定又は免許を受けることができない者となることで、当該認定放送持株会社もまた認定の要件を満たさなくなることが自明であることから、国籍等に関する欠格事由が課されていません。

2 役員に関する欠格事由(役員規制)

外国人等が役員として支配的影響力を行使する法人又は団体は、免許・認定の対象から 排除することとされています。具体的には、下表のとおり、外国人等が特定役員(※3) 等である法人又は団体には免許・認定を与えないこととされています。

【役員に関する欠格事由(役員規制)】

外国人等が右欄である。	法人又は団体には、免許・認	特定役員(※3)	代表者
定を与えないこととさ	れている。		又は役員の3分
			の1以上
基幹放送局の免許 地上基幹放送を行う基幹放		0	_
送局		(電波法§5Ⅳ二	

		前段)	
	・衛星基幹放送局	_	0
	・移動受信用地上基幹放送を		(電波法§5I四
	行う基幹放送局		前段)
基幹放送の業務の認定	地上基幹放送の業務	0	_
		(放送法 § 93 I 七	
		二前段)	
	・衛星基幹放送の業務	0	_
	・移動受信用地上基幹放送の	(放送法 § 93 I 七	
	業務	二前段)	
特定基地局の開設計画	移動受信用地上基幹放送を	_	0
の認定	する特定基地局		(電波法§27の14
			IV四)
認定放送持株会社の認定		0	_
		(放送法 § 159 Ⅱ	
		五イ前段)	

※3 「特定役員」とは、「法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるもの」(放送法第2条第31号)をいいます。具体的には、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号)第3条において、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う場合において、業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えないときについては「業務執行役員」であり、それ以外の場合については「業務執行役員及び業務執行決定役員」と規定されています。また、「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」は、同省令第2条第13号及び第14号において、法人・団体の形態に応じ、それぞれ次のとおり定められています。

【業務執行役員及び業務執行決定役員(主なもの)】

法人・団体の形態		法人・団体の形態	業務執行役員	業務執行決定役員	
株式会社			取締役	取締役	
	取締役会設置会社		業務執行取締役		
		指名委員会等設置会社	執行役		
一般社団法人		设社団法人	理事	理事	
	理事会設置一般社団法人		業務執行理事		
_	一般財団法人		業務執行理事	理事	
7	学校法人		理事	理事	

社会福祉法人	理事	理事
特定非営利活動法人	理事	理事

なお、監査役設置会社の「監査役」は特定役員には該当しませんが、監査等委員会設置会社の「監査等委員」については、監査等委員が取締役でなければならないとされていること(会社法(平成17年法律第86号)第399条の2第2項)、監査等委員である取締役は業務執行取締役を兼ねてはならないとされていること(同法第331条第3項)から、業務執行役員に該当しないが、「業務執行決定役員」に該当します。

3 議決権割合に関する欠格事由(出資規制)

外国人等が出資により支配的影響力を行使する法人又は団体は、免許・認定の対象から 排除することとされています。具体的には、下表のとおり、外国人等が直接保有する議決 権の割合が5分の1以上である法人又は団体等には免許・認定を与えないこととされて います。さらに、地上基幹放送(コミュニティ放送を除きます。)及び認定放送持株会社 については、外国人等による直接出資(外国人等直接保有議決権割合)だけではなく間接 出資(外国人等間接保有議決権割合)も規制の対象とされています。

【議決権割合に関する欠格事由(出資規制)】

外国人等が右欄の議決権を保有する法人又は団		5分の1以上		3分の1
体には、免許・認定を	直接	間接	以上	
		出資規制	出資規制	
基幹放送局の免許	地上基幹放送(コミュニテ	0	0	_
	ィ放送を除く。)を行う基幹	(電波法 § 5	(電波法 § 5	
	放送局	Ⅳ二後段)	Ⅳ三)	
	コミュニティ放送を行う基	0	_	_
	幹放送局	(電波法§5		
		Ⅳ二後段)		
	• 衛星基幹放送局	_	_	0
	・移動受信用地上基幹放送			(電波法 §
	を行う基幹放送局			5 I 四後
				段)
基幹放送の業務の認	地上基幹放送(コミュニテ	0	0	_
定	ィ放送を除く。)の業務	(放送法 §	(放送法 §	
		93 I 七二後	93 I 七木)	
		段)		
	コミュニティ放送の業務	0	_	_
		(放送法 §		

		93 I 七二後		
		段)		
		权		
	・衛星基幹放送の業務	0	_	_
	・移動受信用地上基幹放送	(放送法 §		
	の業務	93 I 七二後		
		段)		
特定基地局の開設計	移動受信用地上基幹放送	_	_	0
画の認定	をする特定基地局			(電波法 §
				27の14W
				四)
認定放送持株会社の認	定	0	0	_
		(放送法 §	(放送法 §	
		159Ⅱ五イ後	159 🛚 五口)	
		段)		

Ⅱ 手続

放送分野における外資規制に係る手続の概要は次のとおりです。

1 申請書等への記載

免許・認定に関する申請を行う者は、総務大臣に提出する申請書や添付書類に、特定役員の氏名又は名称(※4)、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(※5)(以下「外資規制関係事項」といいます。)を記載しなければならないこととされています(電波法第6条第2項・第27条の14第1項、放送法第93条第2項・第159条第3項及び第4項)(※6)。

- ※4 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局にあっては「代表者の氏名又は名称及び外国人等により占められる役員の割合」。認定放送持株会社にあっては「特定役員の氏名」。
- ※5 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(以下「外国人等保有議決権割合」ということがあります。)については、地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)及び認定放送持株会社に係るものに限ります。
- ※6 衛星基幹放送の業務及び移動受信用地上基幹放送の業務に係る認定の更新に おいては、放送法第96条第2項の規定により、外資規制に係る欠格事由は審査の 対象外とされていますが、現行の認定が有効であることを確認するため、放送法 施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第38号)の施行により、業 務認定更新申請書(放送法施行規則別表第16号・別表第16号の2)において、業

務認定申請書(放送法施行規則別表第6の2号・別表第6の3号)を添付書類として求めており、当該業務認定申請書において外資規制に係る欠格事由の記載が必要です。

2 変更届出

免許・認定を受けた者は、「特定役員の氏名又は名称」の変更があったとき(※7)及び「外国人等直接・直間保有議決権割合」(「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」をいいます。以下同じ。)の変更があったとき(※8)は、遅滞なく、その旨の総務大臣への届出(以下「変更届出」といいます。)を行うこととされています。ただし、当該変更によって外資規制に係る欠格事由に該当することとなるおそれがないものとして総務省で定めるものについては、変更届出を行わなくてもよいこととされています(電波法第17条第2項・第27条の15第5項、放送法第97条第2項・第160条第2号)。

- ※7 原則として、氏名、住所、役名、担当部門、特定役員の該当の有無、日本の国籍の有無又は備考のいずれの事項の変更であっても変更届出の対象となります。
- ※8 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)による改正前に事業計画書・事業計画の変更届出と異なり、「外国人等直接・直間保有議決権割合」の数値に変更があった場合のみが変更届出の対象となります。すなわち、例えば、日本人同士の株式譲渡が行われた場合、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、当該数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったが、当該数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象外となります。ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変更が生じる場合は、下記の定期報告の対象となります。なお、「外国人等直接・直間保有議決権割合」の変更は、例えば基準日において議決権の確定が行われた場合、その確定前の「外国人等直接・直間保有議決権割合」を起点としての変更をいい、申請等により総務省に提出している「外国人等直接・直間保有議決権割合」を起点としての変更をいうものではありません。

3 定期報告

免許・認定を受けた者(※9)は、外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告として、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間(毎事業年度経過後3月以内)ごとに、当該期間(毎事業年度)における、

- ① 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置 の実施状況
- ② 上記2の変更届出の対象外とされている「外資規制に係る欠格事由に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの」に該当する変更があっ

た場合には当該変更の内容

- ③ その他総務省令で定める事項
 - ア 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接 保有議決権割合とを合計した割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表 又は「議決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内 容(※10)
 - イ 過去5年以内に免許・認定を取り消さないこととされた者にあっては、再発防止 のために講じた措置の実施状況

を、総務大臣に報告(以下「定期報告」といいます。)しなければならないこととされています(電波法第80条の2、放送法第116条の2・第161条の2)。

- ※9 衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る基幹放送局提供事業者は対象外です(電波法第80条の2)。また、日本放送協会(NHK)は対象外です(電波法第80条の2・電波法施行規則第42条の6第1項、放送法第84条)。
- ※10 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。

4 名義書換拒否等

上場会社等である基幹放送事業者及び認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等又は外資系日本法人からその氏名及び住所に係る株主名簿への記載・記録の請求を受けた場合、また、株式会社証券保険振替機構から総株主通知を受けた場合において、外資規制に係る欠格事由に該当することとなるときは、株主名簿への記載・記録を拒むことができるものとされています(放送法第116条第1項及び第2項・第125条第1項及び第2項・第161条第1項及び第2項)。

また、株主名簿への記載・記録を拒むことができる場合を除き、外資系日本法人を通じて間接に占められる議決権の割合が増加することにより、外資規制に係る欠格事由に該当することとなるときは、特定の株主の株式について、議決権を有しないこととされています(放送法第116条第3項及び第4項・第125条第2項・第161条第2項)。

上場会社等である基幹放送事業者及び認定放送持株会社は、外国人等がその議決権に 占める割合が15%以上となる場合は、その割合を6か月ごとに公告しなければならない こととされています(放送法第116条第5項・第125条第2項・第161条第2項)。

5 免許・認定の取消等

総務大臣は、免許・認定を受けた者が外資規制に係る欠格事由に該当することとなったときは、免許・認定を取り消さなければならないこととされていますが、これに関わらず、 当該該当することとなった状況、免許・認定を取り消すこと又は取り消さないことが受信者の利益に及ぼす影響、その他総務省令で定める事項を勘案して必要があると認めると きは、免許・認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて免許・認定を取り消さないことができることとされています(電波法第75条第2項、放送法第103条第2項・第166条第2項)。

これに関し、総務大臣は、免許・認定を受けた者が外資規制に係る欠格事由に該当することとなったと認めるときは、免許・認定を受けた者の意見を聴いた上で、免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならず、当該決定をしたときは、遅滞なく、免許・認定を受けた者に対し、理由を付してその旨(免許・認定を取り消さないこととするものであるときはその旨及び期間)を通知しなければならないとされています(電波法第75条第3項~第5項、放送法第103条第3項~第5項・第166条第3項~第5項)。

第2章 外資規制関係事項の記載要領

I 地上基幹放送 (コミュニティ放送を除く。) を行う基幹放送局の免許の申請等

1 免許、再免許及び地位の承継の許可の申請

地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う基幹放送局に係る免許、再免許及 び地位の承継の許可の申請に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりで す。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(4)に示す「記載例」及び「記 載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式(※1)

【免許及び再免許の申請】

- 〇無線局免許手続規則
 - ・別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条に 規定する欠格事由」
 - ・別表第二号第 1 「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。) の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議 決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合 とを合計した割合」

【地位の承継の許可の申請】

- ○無線局免許手続規則
 - ・別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に規 定する欠格事由」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - ・ 電波利用ホームページ

無線局免許手続様式:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

・ 総務省 放送政策の推進

放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_gaishi.html

地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/122 831.html

(1) 別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条に規 定する欠格事由」

【記載例】

2	電波法第5条に規定する欠格事由							
	開設しようとする	無線局の種類(法第5条第2項各号)		該当				
	無線局	無極周の性類(広第3末第2項行与)	\	該当し	なし	`		
	外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有		無		
		代表者及び役員の割合(同項第4号)		有		無		
		議決権の割合 (同号)		有		無		
	相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有		無		
	一部の基幹放送を	国籍等(同条第4項第1号)		有	✓	無		
	する無線局の欠格	処分歴等 (同号)		有	✓	無		
	事由	特定役員(同項第2号)		有	✓	無		
		議決権の割合(同項第2号及び第3号)		有	✓	無		
		役員の処分歴等(同項第4号)		有	✓	無		
	6 2の欄は、法第	5条に規定する欠格事由について、該当す	るロ	にレ印	を付	ける		
	こと。ただし、閉	見設しようとする無線局の種別が法第5条第	2項	各号の	いず	゙゙れか		
	に該当する場合に	こは、外国性の有無の欄の記載は要しない。	一部	の基幹	放送	をす		
	る無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信							
	用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載すること							
	とし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の							
	欄の記載は要した	ない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等	の欄	及び処	:分歷	等の		
	欄に限つて記載す	すること。						

【記載に当たっての留意事項】

- ① 注6に記載のとおり、レ印の記入を要する項目について、漏れなく該当する口にレ印を 記入してください。その際、地上基幹放送を行う基幹放送局の場合、レ印の記入を要する 項目は、「開設しようとする無線局」及び「一部の地上基幹放送をする無線局の欠格事由」 のみですので、留意願います。
- ② 「開設しようとする無線局」については、電波法第5条第2項各号に掲げる外資規制に 関する欠格事由の適用除外となる無線局(実験等無線局、アマチュア無線局等)に該当す

る場合は「該当する」にレ印を記入しますが、基幹放送のみを目的とする無線局の場合は これらに該当しませんので、「該当しない」にレ印を記入してださい。

③ 「一部の地上基幹放送をする無線局の欠格事由」については、国籍等に関する欠格事由 (電波法第5条第4項第1号)、処分歴等に関する欠格事由(同号)、特定役員に関する欠 格事由(同項第2号)、議決権割合に関する欠格事由(同項第2号及び第3号)及び役員 の処分歴等に関する欠格事由(同項第4号)に該当しない場合は、それぞれ、「無」にレ 印を記入してください。

(2) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

Ī	33	特定役員の氏名又は名称	別紙のとおり。
	33	特定役員の氏名又は名称	別紙のとおり。

- 30 33の欄は、次により記載すること。
 - (1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、(略)

フリガナ 氏 名	住所	役名		員への D有無	日本の国籍の 有無		備考
チョダ ハルコ 千代田 春子	東京都千 代田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都中 央区	代 代 表 取 締 役社長 (常)	☑有	□無	☑有	口無	
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新 宿区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文 京区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都台 東区	取締役	☑有	□無	☑有	口無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都墨 田区	監査役	□有	☑無	口有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号。以下「表現の自由享有基準」という。)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を 、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定 役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載

のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「33 特定役員の氏名又は名称」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、注30に定める役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」としているところ、特定役員だけではなく監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、フリガナの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注3)及び(注4)に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は(注2)に記載されていますが、地上基幹放送の業務を行う者の場合は、具体的には「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」となります。これらについては、下図を参照願います。

特定役員 = 業務執行役員及び業務執行決定役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、(注5)にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、(注7) のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付 してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しく は下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - ・ 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとして ください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有するこ との確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ (注7)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付

することを要しない。

⑧ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合通信局(各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいいます。以下同じ。)の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇DTVに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局(ラテ兼営社等複数の親局を保有している場合は地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、超短波放送、短波放送の順。)が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

(3) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」「35 外国人等直接保有議 決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

【記載例】

34	外国人等直接保有議決権割合	4. 23 %
35	外国人等直接保有議決権割合	15. 23 %
8	と外国人等間接保有議決権割合	
8	とを合計した割合	

- 31 34及び35の欄は、次により記載すること。
 - (1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあっては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。

ア 議決権の総数

		区分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無訓	義決権株式(B)	1,000	
発	議決	央権制限株式(C)	1,000	10
行	完	自己保有株式(1)	1,000	
済	全	相互保有株式(E)	1,000	
株	議	申請者(子会社を含む。)における株主	
式	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無
(A)	権	1 以上の保有の有無		
	株	特定外国株式(F)	0	

	式	その他(G)	200, 000	2,000
	単ラ	元未満株式(H)	1, 111	
総数	数(i)		205, 111	2, 010
備る	考	1 単元の株式数	100	

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) 刷の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) ®の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない
- (注4) (ごの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) Fの欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) 個の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

- (注9) 側の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (注10)
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式 数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行 株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ 議決権割合に関する事項

(7) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

	区	分	氏名又は名称	住 所 (A)	法人番号图	株式数㈱С	議決権の数個の	回/議決権の総数圏医	決権を 人等	有工作	本法人外 大会 済人の 系の総る 大人の 不会 の の の の の の の の の の の の の	比 率 (%)(H)	(E) × (G) (%) (1)	備考
外国	1000分 を占 <i>は</i>	፪の総数(}の1以 ₋ うる者 ፪の総数(브		\									
法人等	を占 <i>は</i> 計	}の1未ラ うる者の1 者) ⑷		記載例は別記1-1のとおり。										
外資系日本法人		重の総数() 1 以上 ? ら者												
	合	計												

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい(例において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場

合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別 段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((()において同じ。)。

- (注3) 刷の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載 すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) 🖾の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ②の欄は、申請者が株式会社である場合は、©から株主総会の議決権 を有しないこととされる株式 (アの©の議決権制限株式を除く。) の数 を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(7)の(D)の比率を 記載すること。
- (注8) 『及び』の欄は、次の場合に記載すること。
 - (7) 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
 - (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (i)の欄は、(E)の比率に(G)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
 - (7) (日の比率が2分の1を超える場合は、E)の比率に日の比率を乗ずることなく、E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
 - (イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、EIの 比率にGIの比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。 ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決 権を有する場合は、EIの比率にGIの比率を合算した比率を乗ずることな

- く、心の比率をそのまま心の欄に記載すること。
- (注10) EI及び個から田までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規定に 該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、 これらに加えて個の比率の確認方法を記載すること。
- (注12) 川の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注13) (②及び③を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(⑥及び⑥) に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

【記載に当たっての留意事項】

「34 外国人等直接保有議決権割合」欄

「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄

① 「34」欄と「35」欄には、それぞれ該当する数値を記載してください。その際、注31(1) にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

② (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合 通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信 局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇DTVに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局(ラテ兼営社等複数の親局を保有している場合は地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、超短波放送、短波放送の順。)が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

「議決権の総数」表

- ① 「34」欄と「35」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」表を添付してください。
- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。
- ③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。

- ・ この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。

(参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号[相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

- ・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。
- なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、ご回答方よろしくお願いいたします。
- ④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11) に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況 表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付し てください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。日本放送協会、放送大学、特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

- ⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12) にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。
- ⑦ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合 通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信 局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇DTVに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局(ラテ兼営社等複数の親局を保有している場合は地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、超短波放送、短波放送の順。)が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

「議決権割合に関する事項」表

① 「34」欄と「35」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合に関する事項」 表を添付してください。

② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法人・団体株主について、漏れなく記載してください。

その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に おいて、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確認、法人・団体 株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国籍確認」といい ます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である免許人にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主 は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなけ ればならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければ ならないこととされていることから、これをもって、免許人において、株主の国籍確認 が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である免許人にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に おいては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の全ての 構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・団体の構成員 における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確認」といいま

す。)が常に行われている必要があります。

- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただく(※3)よう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※2 免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の 証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅 券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、免許人による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成 員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意 団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は免許人の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行うことが望ましいです。
- ③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」、「(D) / 議決権の総数」、「外資系日本 法人の議決権を有する外国法人等」、「(E) の比率」及び「(E) × (G)」について、(注3) から (注10) に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注10) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

④ 「備考」は、(注11) にあるとおり、外国人等間接保有議決権割合について、電波法施

行規則第6条の3の2第3項(「10%未満の特例」の計算方法)、第4項(「実質的支配の特例」の計算方法)、第5項(照会制度)又は第6項(計算すべきことを知ったとき規定)に該当する場合は、その旨を記載してください。また、「外資系日本法人」については、外国人等間接保有議決権割合の確認方法についても記載してください。

その際、「外資系日本法人」は、区分として「議決権の総数の10分の1以上を占めるもの」と記載されていますが、「10%未満の特例」の計算方法に該当する場合は、10分の1未満となる者についてもここに記載してください(なお、「10%未満の特例」の計算方法については、放送法施行規則等の一部を改正する省令により、外資系日本法人が保有する議決権割合が0.1%以上の場合のみを計算対象となるよう改正されました。)。

また、「外資系日本法人」に係る外国人等間接保有議決権割合の確認方法については、次の点に留意願います。

~外国人等間接保有議決権割合の確認方法について~

- ・ 外国人等間接保有議決権割合の基本的な計算方法であるいわゆる「10%以上×10%以上」の計算方法(電波法施行規則第6条の3の2第1項・第2項)については、議決権の10%以上を保有する日本の法人・団体株主における、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)の確認を確実に行ってください。
- 具体的に、例えば、
 - ア 基幹放送局に係る免許、再免許又は地位の承継の許可の申請に先立ち、議決権の 10%以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、
 - イ 自らの株主総会に向けた、あるいは配当に向けた議決権の確定の際、議決権の10% 以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、
 - ウ これらの確認を行う際に、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況に 変化があった場合は連絡するよう依頼する、
 - エ これらの確認を行う際に、株主から十分な情報を得られない場合は、照会制度(電波法施行規則第6条の3の2第5項)(※4)を活用する

といった取組が着実に行われているのであれば、当該確認が確実に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

※4 議決権の10%以上を保有する法人・団体に対し、書面又は電子情報処理組織の 使用により、一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした 場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して7営業日 以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の保有する議決権の全 てを間接に占められる議決権の割合として計算をする制度をいいます。

なお、照会制度は、利用の結果、株主の議決権の一部が失効してしまう可能性があるところ、株主が過誤なく対応できるよう、免許人においては、照会制度を利用する場合は、少なくとも次の対応を行うことが求められます。

- ・ 代表者(又は代理人)の意思に基づき行うこと
- ・ 照会の際、電波法施行規則第6条の3の2第5項等の規定に基づく照会であること、7営業日以内に回答が得られないときは、株主の保有する議決権の全てを外国人等間接保有議決権割合として計算するため、7営業日以内に回答が得られていたら失効しない議決権が失効してしまう可能性があることを明示すること
- ・ 照会後、株主が照会を受領したことを免許人において確認の上、7営業日以 内の回答期限が具体的に何月何日になるのかを株主に伝えること
- ・ また、「10%未満の特例」の計算方法(電波法施行規則第6条の3の2第3項)及び「実質的支配の特例」の計算方法(電波法施行規則第6条の3の2第4項)については、申請書等がこれらに基づく計算をするべき事実を知つたときは速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、これらに基づく計算は当該報告をした日にされたものとする規定が措置されています(電波法施行規則第6条の3の2第6項)ので、この規定に基づき対応願います。
- ⑤ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注12)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑥ (注13) にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。日本放送協

会、放送大学、特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

- ⑦ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、(注2)にあるとおり、社員、評議 員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。その際、 定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決 権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類 の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確 認の上、それに沿って記載してください。
- ⑧ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第116条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第88条に定める方法に基づき行ってください。また外国人等 直接又は直間保有議決権割合が15%以上となる場合は、6か月ごとに公告しなければな らないこととされています(放送法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。
- ⑨ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合 通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信 局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇DTVに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局(ラテ兼営社等複数の親局を保有している場合は地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、超短波放送、短波放送の順。)が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に規定する欠格事由」

【記載例】

1	電波法第5条に規定する欠格事由						
	開設しようとす	無線局の種類(法第5条第2項各号)		該当			
	る無線局	無縁向の性類(広第3末第2項行号)	✓	該当	しなし	١,	
	外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有		無	
		代表者及び役員の割合(同項第4号)		有		無	
		議決権の割合 (同号)		有		無	
	相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有		無	
	一部の基幹放送	国籍等(同条第4項第1号)		有	✓	無	
	をする無線局の	処分歴等 (同号)		有	✓	無	
	欠格事由	特定役員(同項第2号)		有	✓	無	
		議決権の割合(同項第2号及び第3号)	Ι	右		4111	

- 5 3の欄は、次によること。
 - (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載することとし、国籍等の欄の無の口にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- (3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)。

ア 議決権の総数

	区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
発行	無議決権株式®	1,000	
発行済株1	議決権制限株式©	1,000	10
竹式	完自己保有株式印	1,000	

全	相互保有株式(E)	1,000		
議	申請者(子会社を含む。)			
決	有対象議決権の総数の	☑有	□無	
権	有無			
株	特定外国株式印	0		
式	その他(G)	200, 000		2,000
単テ	1元未満株式(H) 1,111			
総数(!)		205, 111		2,010
考	1 単元の株式数	100		
	議決権株式単	議 申請者(子会社を含む。) 決 有対象議決権の総数の権 有無 特定外国株式(F) その他(G) 単元未満株式(H) 数(I)	議 申請者(子会社を含む。)における株主の相互保	議 申請者(子会社を含む。)における株主の相互保 有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の 有無 特定外国株式(F) 0 式 その他(G) 2000,000 単元未満株式(H) 1,111 数(I) 205,111

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (c)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の 一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未 満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社 法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的 に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有す る株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について 、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相 互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当 する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において 準用する場合を含む。) 又は第125条第1項の規定により株主名簿へ の記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125

条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限 されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

- (注8) Gの欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発 行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ 議決権割合に関する事項

(7) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の 場合

	区	分	氏名又は名称	住 所 (A)	法人番号。	株式数㈱С	議決権の数個の	D/議決権の総数 ME	決権を有 人等 名名 の には (F)	本法の 大久 外国 ・ 資人の総裁 ・ 大人の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	比 率 (%)(H)	(E) × (G) (%) (I)	備考
議決権の総数の 1000分の 1 以上 を占める者 国 議決権の総数の 1000分の 1 未満 人 を占める者の合 計 (計 者)													
外資系日本法人		(J) 重の総数の O 1 以上を S者		,									

승 함

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいい(例において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、施行規則第6条の3の2第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(例において同じ。)。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する 場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要 しない。
- (注5) 〇の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、向から株主総会の 議決権を有しないこととされる株式(アの向の議決権制限株式を 除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(P)の(D)の 比率を記載すること。
- (注8) 原及び頃の欄は、次の場合に記載すること。
- 同 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1

以上となる場合。

- (注9) (I)の欄は、E)の比率にG)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
- (7) (g)の比率が2分の1を超える場合は、(E)の比率に(g)の比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E) の比率に(B)の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E)の比率に(B)の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E)の比率をそのまま(I)の欄に記載すること。
- (注10) (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注11) 備考の欄は、施行規則第6条の3の2第3項から第6項までの規 定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあ つては、これらに加えて個の比率の確認方法を記載すること。
- (注12) 川の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注13) (②及び図を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(②及び図に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

⑦ 地上基幹放送局の場合

フリガナ 氏 名	住所	役名	特定役 該当 <i>0</i>		日本の の有		備考
チョダ ハルコ 千代田 春子	東京都千代 田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	
チュウオウ イチロウ	東京都中央	代代表取締役	☑有	口無	☑有	口無	

中央 一郎	区	社長(常)					
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文京区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都台東区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都墨田 区	監査役	口有	☑無	□有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれ に準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがあ る場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務 執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの) を記載す ること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記す ること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限 る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明 書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれ に準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

上記(1)~(3)の「記載に当たっての留意事項】を参考に記載してください。

2 変更届出

地上基幹放送を行う基幹放送局に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の様式 は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(3)に示す「記 載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇無線局免許手続規則

- ・別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」
- ・別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。) の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議 決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合 とを合計した割合」

(1) 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」

【記載例】

無線局変更等申請書及び届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿(注1)

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を 受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のと おり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局 免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添え て下記のとおり申請します。
- □電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☑電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添

えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

- 1 (略)
- 2 変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

		・ デジタル放送(高精細度テレビジョン放送を含むテ
		レビジョン放送 (超高精細度テレビジョン放送を含ま
		ないものに限る。))
① 無始	ᆂᄼᄹᆒᅚᄯᄫᆇ	特定地上基幹放送局 〇局
① 無線原	無線局の種別及び局数	・中波放送
		特定地上基幹放送局 〇局
		・ 超短波放送 (FM 補完局)
		特定地上基幹放送局 〇局
② 識別信	言号	J O O O - D T V
③ 免許0	の番号	○放第○号
4 備考		

3 (略)

注1~3 (略)

- 4 2の欄は、次によること。
 - (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定並びに第25条第8項の規定により一括して申請(届出)する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別 信号(識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号)を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。
 - (4) ④の欄の記載は、次のよること。
 - ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
 - イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。

- ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあっては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

6 • 7 (略)

【記載に当たっての留意事項】

- ① 基幹放送局の予備免許を受けた者及び免許人は、外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(電波法第9条第5項第2号・第17条第2項第2号)。
- ② この場合、無線局免許手続規則別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」(以下本項において「変更届出書」といいます。)について、記載例にあるとおりレ印を記入するとともに、他の必要事項を記載の上、無線局免許手続規則別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式」(以下本項において「無線局事項書」といいます。)を添付して提出してください(無線局免許手続規則第12条第1項・第2項)。
- ③ 具体的に、無線局事項書は、「1枚目」と「6枚目」のみを添付して、記載する欄としては、注1の表の「2 変更の申請又は届出を行う場合」欄の記載にかかわらず、特例として、「1枚目」については「1 免許の番号」(予備免許中の変更を除く。)、「2 申請(届出)の区分」、「4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由」、「5 住所」及び「6 法人又は団体及び代表者氏名」に必要事項を記載し、「6枚目」については「33 特定役員の氏名又は名称」、「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のうち、当該変更に係る欄に必要事項を記載すればよいこととします。
- ④ 複数の基幹放送局に係る変更届出は、無線局免許手続規則第25条第8項の規定に基づき、一の変更届出書及びいずれか一の基幹放送局(複数の総合通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る変更届出の場合はいずれか一の総合通信局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)に係る無線局事項書を提出することによって行うことができます。

この場合、変更届出書は、記載例にあるとおり、「① 無線局の種別及び局数」欄に、

デジタル放送、中波放送、超短波放送、短波放送、超短波音声多重放送等の区分ごとに無線局の種別ごとの局数を記載し、「② 識別信号」欄に当該一の基幹放送局の識別信号を記載し、「③ 免許の番号」欄に当該一の基幹放送局の免許の番号を記載してください。なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局(ラテ兼営社等複数の親局を保有している場合は地上デジタルテレビジョン放送、中波放送、超短波放送、短波放送の順。)が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

(2) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

	33 特定役員の氏名又は名称 別紙のとおり。								
30 33	30 33の欄は、次により記載すること。								
(1)	(1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載する								
ے	こと。ただし、(略)								
	フリガナ 氏 名	住所	役名		特定役該当0	員への)有無	日本の の有	D国籍 可無	備考
	チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都中央区	※取締長	设会	☑ 有	□無	☑有	□無	令和○年 ○月○日 昇任
	ミナト ナツコ 港 夏子	東京都中央区	※ 代 代 締役社長)		☑有	□無	☑ 有	口無	令和○年 ○月○日 昇任
	^{コウトウ} シロウ ※ 江東 四郎	東京都江東区	取締役((常)	☑有	□無	☑有	□無	令和○年 ○月○日 新任
	シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新宿区	以前仅((常)	☑有	口無	☑有	□無	
	ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文京区	以 術 佼		☑有	□無	☑有	□無	
	タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都	取締役		☑有	□無	☑有	□無	
	シナガワ ゴロウ ※品川 五郎	東京都品川区	監査役		□有	☑無	□有	□無	令和○年 ○月○日 新任
(2)	(注1)~(注7) (略)	(略)((፠5)						

※5 (注1) ~ (注7) 及び(2)は上記1 (2) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「特定役員の氏名又は名称」の変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、特定役員への該当の有無、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。

- ② 本様式は、上記1(2)に従って記載してください。その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 特定役員が新たに就任した場合は、上記注30の様式の(1)の注7にあるとおり当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、再免許の申請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの再免許の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、再免許及 び地位の承継の許可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただく必 要があります。

- ④ 上記注30の様式の(1)の注7により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1 (2) ⑦のとおり、省略することが可能です。
- ⑤ 変更届出の時期については、電波法第17条第2項において、「変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出にあたっては、役員名簿の作成や日本の国籍を有することの証拠書類の整備等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

(3) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保 有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

【記載例】

34	外国人等直接保有議決権割合	% 6.37 %
35	外国人等直接保有議決権割合	※17. 37%
٤	:外国人等間接保有議決権割合	
٤	とを合計した割合	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

- 31 34及び35の欄は、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。
 - (1) (略)(※6)

ア 議決権の総数

		区分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無詞	義決権株式(B)	1,000	
	議》	央権制限株式(()	1,000	10
発	完	自己保有株式(0)	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。)	における株主の	
株	決	相互保有対象議決権の網	総数の4分の1	☑有 □無
式	権	以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	※ 250, 000	※ 2, 500
	単元未満株式(H)		1, 111	
総数	総数 (I)		※ 255, 111	※ 2, 510
備考 1 년		1 単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1)~(注13) (略)

イ 議決権割合に関する事項

(7) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

	日本法人の議 (E) の (E) × 「 有する外国法 比 (G)(M)(I) 率 (備考
--	---------------------------------------------------	----



※6 (1)、アの(注1)~(注13)、イの(注1)~(注13)及び(2)は上記1(3)を参 照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「34 外国人等直接保有議決権割合」又は「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人 等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更届出は、これらの数値に変更があった場 合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われ たが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が Oのままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※7)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※8)。「34 外国人等直接保有議決権割合」又は「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

※7 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変

更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

※8 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

~変更届出の閾値について~

- 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を無線局免許手続規則(第12条の2第2項~第4項)において規定しています。
- 〇 具体的には、下表のとおり、外国人等直接・直間保有議決権割合に関し、①「5%未満」、②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接・直間保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- 〇 また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接・直間保有議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少ないとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

			変更後の外国人等直接	·直間保有議決権割合	
変		① 5 %未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上
変更前の外国	① 5 %未満	不要	必要	必要	必要
人等直接・	② 5 %以上15%未満	不要	1%以上の増 減又は1%未満増 不要	必要	必要
直間保有議決権割合等	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 減又は0.1%未満増 不要	必要
決権割合等	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要

- 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が4.23%、外国人等直間保有 議決権割合が15.23%であり、変更後に外国人等直接保有議決権割合が6.37%、外国人 等直間保有議決権割合が17.37%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、「①5%未満」のカテゴリーから「② 5%以上15%未満」のカテゴリーを跨ぐ増加であるため変更届出の対象
 - ・ 外国人等直間保有議決権割合については、変更前の割合が「③15%以上」のカテ

ゴリーにあり、変更後に2.15%増加しており、カテゴリー③は0.1%以上の増加である場合に変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等直間保有議決権割合の変 更届出を行う。

- なお、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の確定が行われた場合、その確定前の外国人等直接・直間保有議決権割合を起点としての変更をいうのであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接・直間保有議決権割合を起点としての変更をいうものではないですので、ご留意ください。
- ② 「34 外国人等直接保有議決権割合」及び「35 外国人等直接保有議決権割合と外国人 等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄は、上記1(3)に従って記載してください。 その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年 月日を記載してください。
- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、上記(1) の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。上記注31の様式の(1)アの(注 11)により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1(3)⑤のとおり、省略することが可能です。
- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、 上記(1)の注5にあるとおり変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑥ 変更届出の時期については、電波法第17条第2項において、「変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

特に、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇電波法施行規則

・別表第五号の四「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書」

【記載例】

別表第五号の四(第42条の7関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇テレビ

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇

(注1)

電波法第80条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

- 1 外資規制に係る研修の実施状況
- (1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- (2) ○○総合通信局で令和○年○月に開催された外資規制に係る研修に参加した。また、変更届出に際し、○○の点が不明であったため、○月○日、○○総合通信局に問合せを行った。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における 日本の法人・団体への該当の有無につい て、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

の旨の周知ペーパーを同封する (本事業 年度においても実施。)。

- (2) 外国人等間接保有議決権割合の確認 外国人等間接保有議決権割合の基本的な 計算方法であるいわゆる「10%以上×10% 以上」の計算方法に関し、議決権の10%以 上を保有する日本の法人・団体株主におけ る、一の外国法人等による議決権の10%以 上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)について、次のとおり確認することとし ている。
 - ・ 基幹放送局に係る再免許の申請に先立 ち、当該法人・団体株主に対して確認す る(本事業年度においても実施。)。
 - ・ 自らの株主総会に向けた、及び配当に 向けた議決権の確定に際し、当該法人・ 団体株主に対して確認する(本事業年度 においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況に変化があ った場合は連絡するよう依頼する(本事 業年度においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、十分な情報を得られない場合は、電波法施行規則第6条の3の 2第5項の照会制度を活用する(本事業 年度における実績はなし。)。
- (3) 9月30日の議決権の確定及び3月31 日の議決権の確定に際しては、放送法第116 条第1項及び第2項に規定する名義書換拒 否制度を適用した。また、○月○日には同 条第3項に規定する議決権失効制度が適用 された。

変更の届出を要しなかつた外国人 等直接保有議決権割合又は外国人 等保有議決権割合の変更(注2) 外国人等直接保有議決権割合又は

変見	更年月日	変更前	変更後			
令和	〇年3月	15. 23%	12.00%			
31日						

外国人等保有議決権割合に係る様	令和○年9月30日
式の内容の変更(注3)	
再発を防止するために講じた措置	_
の実施状況(注4)	

- (注1) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注2) 記載の事業年度に係る法第9条第5項第2号括弧書又は法第17条第2項第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載することがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注3) 記載の事業年度に係る外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第75条第2項の規定により免許を取り消さないこととされた 基幹放送局に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(電波法第80条の2、電波法施行規則第42条の6・第42条の7・第42条の8・第42条の9)。

【報告対象事項】

ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況

- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接・直間保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接・直間保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表 又は「議決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容 (※9)
 - ※9 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが免許を取り消 さないこととされた基幹放送局における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の 実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、総合通信局で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、総合通信局に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主における国籍確認(株式会社の場合。株式会社以外の法人・団体にあっては構成員の国籍確認。)の方法や外国人等間接保有議決権割合の確認の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制度又は議決権失効制度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。すなわち、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。 ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし 小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわ かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例: 19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。 また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決 権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付 してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し てください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

- ⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが免許を取り消さないこととされた免許人については、外資規制に係る欠格事由 に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願います。
- ⑥ 放送対象地域が複数の地方総合通信局の管轄区域にわたる免許人に係る定期報告は、 電波法施行規則第42条の7の規定により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)を管轄 する地方総合通信局に提出してください。

Ⅱ コミュニティ放送を行う基幹放送局の免許の申請等

1 免許、再免許及び地位の承継の許可の申請

コミュニティ放送に係る免許、再免許及び地位の承継の許可の申請に用いられる外資 規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、

(1)から(4)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式 (※1)

【免許及び再免許の申請】

- ○無線局免許手続規則
 - ・別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条 に規定する欠格事由」
 - ・別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。) の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」及び「34 外国人等直接 保有議決権割合」

【地位の承継の許可の申請】

- 〇無線局免許手続規則
- ・別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に 規定する欠格事由」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - ・ 電波利用ホームページ

無線局免許手続様式:

<u>https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm</u> 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

総務省 放送政策の推進

放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hous ou_gaishi.html

(1) 別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条に規 定する欠格事由」

【記載例】

電波法第5条に規定	する欠格事由							
開設しようとする	無線局の種類(法第5条第2項各号)		該当					
無線局	,	☑ 該当しない						
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有		無			
	代表者及び役員の割合(同項第4号)		有		無			
	議決権の割合 (同号)		有		無			
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有		無			
一部の基幹放送を	国籍等(同条第4項第1号)		有	✓	無			
する無線局の欠格	処分歴等 (同号)		有	✓	無			
事由	特定役員(同項第2号)		有	Y	無			
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)		有	~	無			
	役員の処分歴等(同項第4号)		有	Y	無			
6 2の欄は、法第	5条に規定する欠格事由について、該当す	るロ	にレ印	を付	けける			
こと。ただし、閉	引設しようとする無線局の種別が法第5条第	2項	各号σ	いす	れた			
に該当する場合に	こは、外国性の有無の欄の記載は要しない。	一部	の基幹	放送	をで			
る無線局の欠格	事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基	幹放	送又は	移動	受付			
用地上基幹放送	以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に	限つ	て記載	する	ے ہ			
とし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の								
欄の記載は要した	ない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等	の欄	及び処	₽分团	等(
欄に限つて記載すること。								

【記載に当たっての留意事項】

- ① 注6に記載のとおり、レ印の記入を要する項目について、漏れなく該当する口にレ印を 記入してください。その際、地上基幹放送を行う基幹放送局の場合、レ印の記入を要する 項目は、「開設しようとする無線局」及び「一部の地上基幹放送をする無線局の欠格事由」 のみですので、留意願います。
- ② 「開設しようとする無線局」については、電波法第5条第2項各号に掲げる外資規制に 関する欠格事由の適用除外となる無線局(実験等無線局、アマチュア無線局等)に該当す

る場合は「該当する」にレ印を記入しますが、基幹放送のみを目的とする無線局の場合は これらに該当しませんので、「該当しない」にレ印を記入してださい。

③ 「一部の地上基幹放送をする無線局の欠格事由」については、国籍等に関する欠格事由 (電波法第5条第4項第1号)、処分歴等に関する欠格事由(同号)、特定役員に関する欠 格事由(同項第2号)、議決権割合に関する欠格事由(同項第2号及び第3号)及び役員 の処分歴等(同項第4号)に該当しない場合は、それぞれ、「無」にレ印を記入してくだ さい。

(2) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

33 特定役員の氏名又は名称	別紙のとおり。
----------------	---------

- 30 33の欄は、次により記載すること。
 - (1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。ただし、(略)

フリガナ 氏 名	住所	役名	特定役員への該当の有無		日本の国籍の 有無		備考
チョダ ハルコ 千代田 春子	東京都千 代田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都千 代田区	代代表取締 役社長(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都千 代田区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都千 代田区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都千 代田区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都千 代田区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都千 代田区	監査役	□有	☑無	口有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令(平成27年総務省令第26号。以下「表現の自由享有基準」という。)第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国 に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を 、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定 役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載

のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

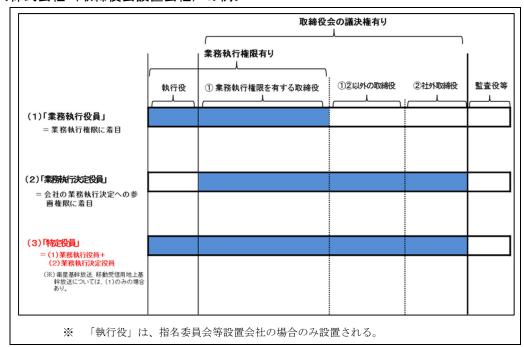
(2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「33 特定役員の氏名又は名称」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、注30に定める役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」としているところ、特定役員だけではなく監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、フリガナの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注3)及び(注4)に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は(注2)に記載されていますが、地上基幹放送の業務を行う者の場合は、具体的には「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」となります。これらについては、下図を参照願います。

特定役員= 業務執行役員及び業務執行決定役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、(注5)にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、(注7) のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付 してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しく は下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとして

ください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- ・ マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ (注7)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) 第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で 定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等 に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかか わらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した 個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定 めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により 確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付 することを要しない。

⑧ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合通信局(各地方総合通信局及び沖縄総合通信事務所をいいます。以下同じ。)の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇エフエムに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

(3) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

34 外国人等直接保有議決権割合

5.98%

- 31 34及び35の欄は、次により記載すること。
 - (1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。受信障害対策中継放送を行う無線局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載し、移動受信用地上基幹放送を行う無線局の申請の場合にあっては、34の欄に外国人等直接保有議決権割合を記載すること。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)		
無議決権株式(B)		義決権株式(B)	1,000			
議決権制限株式©			1,000	10		
発	完	自己保有株式(1)	1,000			
行	全	相互保有株式(E)	1,000			
済	議	申請者(子会社を含む。				
株	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無		
式	権	1 以上の保有の有無				
(A)	株	特定外国株式(F)	0			
	式	その他(G)	200, 000	2,000		
単元未満株式(出)		元未満株式(H)	1, 111			
総数(1)			205, 111	2,010		
備考 1単元の株式数		1単元の株式数	100			
		1 単元の株式数	•	2, 01		

(注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。

- (注2) 似の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 圏の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない
- (注4) (ごの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) Fの欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) 間の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) 州の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) ①の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関す

る事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式 数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行 株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。
- イ 議決権割合に関する事項
 - (イ) コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 番 (B)	株式 数(k) (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
	の1以上を		New	****				
	占める者		York,					
外			U.S.A					
国法	議決権の総	\setminus			2,000	20	1.00	\
人	数の1000分							
等	の1未満を							
	占める者の							
	合計							
	(計 <mark>11</mark> 者)	\						
	(F)		\					
	合 計				12,000	120	5. 98	

(注1) (A)から(D)までの欄は、(7)の (注3) から (注6) までに準じて記載すること。

(汀)の(注3)から(注6)〉

- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号

を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

- (注5) ②の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ⑩の欄は、申請者が株式会社である場合は、⑥から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの⑥の議決権制限株式を除く。) の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注2) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(4)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注3) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注4) (c)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((c)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (2) 記載する内容の全部が同一の免許人に属する他の基幹放送局のものと同一の場合であつて、当該他の基幹放送局についてその全部を記載しているときは、「何基幹放送局に同じ」のように記載することができる。

【記載に当たっての留意事項】

「34 外国人等直接保有議決権割合」欄

① 「34」欄には、該当する数値を記載してください。その際、注31(1)にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記

載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください (例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

② (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合 通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信 局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇エフエムに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

「議決権の総数」表

- ① 「34」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」表を添付してください。
- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。
- ③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい

ます。

- この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされていますので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。

(参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号[相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

- ・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。
- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、 ご回答方よろしくお願いいたします。
- ④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11)に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

- ⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12) にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。
- ⑦ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放送局については、例えば、「〇〇エフエムに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

「議決権割合に関する事項」表

① 「34」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合に関する事項」表を添付してください。

② 「外国法人等」(※2)には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法人・団体株主について、漏れなく記載してください。

その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

※2 「外国法人等」は、「(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局 に係る申請の場合」の(注1)に規定しており、「外国法人等とは、法第5条第1 項第1号から第3号までに掲げる者」といいます。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に おいて、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確認、法人・団体 株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国籍確認」といい ます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である免許人にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主 は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなけ ればならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければ ならないこととされていることから、これをもって、免許人において、株主の国籍確認 が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である免許人にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※3)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※4)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に

おいては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の全ての構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・団体の構成員における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確認」といいます。)が常に行われている必要があります。

- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※3)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただく(※4)よう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※3 免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の 証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅 券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、免許人による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成 員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意 団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※4 報告の具体的な方法は免許人の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行うことが望ましいです。
- ③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」及び「(D)/議決権の総数」について、 「Dの(注3)から(注6)及び(注2)に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注2) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

- ④ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注3)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑤ (注4)にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

- ⑥ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、「⑦ コミュニティ放送を行う基幹 放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合」の(注2)にあるとおり(※5)、社員、 評議員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者 に議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数 の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って記載してください。
 - ※5 「⑦ コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の地上基幹放送局に係る申請の場合」
 - (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((イ)におい

て同じ。)。

- ⑦ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第116条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第88条に定める方法に基づき行ってください。また外国人等 直接保有議決権割合が15%以上となる場合は、6か月ごとに公告しなければならないこ ととされています(放送法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。
- ⑧ (2)にあるとおり、外資規制関係事項については、いずれか一の基幹放送局(複数の総合 通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る申請の場合はいずれか一の総合通信 局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)について記載すれば、他の基幹放 送局については、例えば、「〇〇エフエムに同じ」のように記載することができます。

なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局が想定され、上記「いずれか一の総合通信局」としては申請者の放送対象地域を管轄する総合通信局(放送対象地域が複数の総合通信局の管轄区域にわたる場合は住所(本店の所在地)を管轄する総合通信局)が想定されます。

(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に規定 する欠格事由」

【記載例】

電波法第5条日	に規定する欠格事由				
開設しようと	無伯尼の種類 / 注答 F 名笠 O 西名 B \		該当		
する無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号) 	\checkmark	該当	しなし	.1
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号ま]	+	П	źпт.
	で)		有	Ц	無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)		有		無
	議決権の割合 (同号)		有		無
相対的欠格事	加八麻体(日冬年~春)		+		źm.
曲	処分歴等(同条第3項) 		有		無
一部の基幹放	国籍等(同条第4項第1号)		有	✓	無
送をする無線	処分歴等(同号)		有	✓	無
局の欠格事由	特定役員(同項第2号)		有	✓	無
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)	П	有	[.7]	無

- 5 3の欄は、次によること。
- (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載することとし、国籍等の欄の無の口にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- (3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申請の場合を除く。)。

ア 議決権の総数

	区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
発行	無議決権株式®	1,000	
済	議決権制限株式の	1,000	10

株式	完	自己保有株式印	1,000	
(A)	全	相互保有株式医	1,000	
	議	申請者(子会社を含む。)に		
	決	保有対象議決権の総数の4	☑有 □無	
	権	の有無		
	株	特定外国株式印	0	
	式	その他(G)	200,000	2,000
単元未満株式(H)		未满株式 (ll)	1, 111	
総数 (I)			205, 111	2, 010
備考 1単元の株式数		1単元の株式数	100	

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の 全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第 189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別 表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表におい て「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の 数に含めない。
- (注4) (c)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の 一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未 満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社 法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的 に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有す る株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について 、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相 互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当 する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において 準用する場合を含む。)又は第125条第1項の規定により株主名簿へ

の記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

- (注8) Gの欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (州)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (!)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発 行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ 議決権割合に関する事項

(f) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹 放送局に係る申請の場合

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 人 (B)	株式 数 (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
£	の1以上を		New	****				
外 国	占める者		York,					
法			U.S.A					
人等	議決権の総				2,000	20	1.00	
।	数の1000分							
	の1未満を							
	占める者の							

合計(計)	11者) (F)					
合	計		12,000	120	5. 98	

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 図の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) 🖾の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、向から株主総会の 議決権を有しないこととされる株式(アの向の議決権制限株式を 除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (目の欄は、アの(目に記載した議決権の総数に対するイの(目の))の 比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小 数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は 、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するので はなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。 当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2 位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上 基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入 する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位 を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1 未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3 分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その 位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合 は33.3332%まで記載すること。)とし、コミュニティ放送を行う 基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が

20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00 %となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

- (注8) 「Fの欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (②及び®を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(⑥及び®に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

(7) 地上基幹放送局の場合

フリガナ 氏 名	住所	役名	特定役員への 該当の有無		日本の国籍 の有無		備考
チョダ ハルコ 千代田 春 子	東京都千代田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	口無	
チュウオウ イチロウ中央 一郎	東京都中央区	代代表取締役 社長(常)	☑有	□無	☑有	口無	
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有	口無	☑有	口無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	口無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文京区	取締役	☑有	□無	☑有	口無	
タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都台東区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都墨田区	監査役	口有	☑無	□有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれ に準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがあ る場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務 執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載す ること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記す

ること。

- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限 る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明 書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれ に準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

上記(1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。

2 変更届出

コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の 様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(3)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇無線局免許手続規則

- ・別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」
- ・別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。) の無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」及び「34 外国人等直接保 有議決権割合」

(1) 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」

【記載例】

無線局変更等申請書及び届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿(注1)

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を 受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のと おり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局 免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添え て下記のとおり申請します。
- □電波法第17条第2項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☑電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線

局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

- 1 (略)
- 2 変更の対象となる無線局に関する事項(注4)

1	無線局の種別及び局数	特定地上基幹放送局(超短波放送)○局
2	識別信号	JOOO-FM
3	免許の番号	○放第○号
4	備考	

3 (略)

注1~3 (略)

- 4 2の欄は、次によること。
 - (1) ①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定並びに第25条第8項の規定により一括して申請(届出)する場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。
 - (2) ②の欄は、現に予備免許又は免許を受けている無線局に指定されている識別信号(識別信号の指定の変更の申請の場合にあつては、希望する識別信号)を記載すること。
 - (3) ③の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。
 - (4) ④の欄の記載は、次のよること。
 - ア 認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局の申請(届出)をする場合は、認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。なお、年月日は、「H28.12.21」のように記載すること。
 - イ 2以上の無線局について1の免許状の交付を受けている場合に当該無線局の一部について変更するときは、免許状に記載された免許番号の範囲を記載すること。
 - ウ その他必要な事項がある場合は、その内容について記載すること。
- 5 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあっては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 基幹放送局の予備免許を受けた者及び免許人は、外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(電波法第9条第5項第2号・第17条第2項第2号)。
- ② この場合、無線局免許手続規則別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」(以下本項において「変更届出書」といいます。)について、記載例にあるとおりレ印を記入するとともに、他の必要事項を記載の上、無線局免許手続規則別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式」(以下本項において「無線局事項書」といいます。)を添付して提出してください(無線局免許手続規則第12条第1項・第2項)。
- ③ 具体的に、無線局事項書は、「1枚目」と「6枚目」のみを添付して、記載する欄としては、注1の表の「2 変更の申請又は届出を行う場合」欄の記載にかかわらず、特例として、「1枚目」については「1 免許の番号」(予備免許中の変更を除く。)、「2 申請(届出)の区分」、「4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由」、「5 住所」及び「6 法人又は団体及び代表者氏名」に必要事項を記載し、「6枚目」については「33 特定役員の氏名又は名称」及び「34 外国人等直接保有議決権割合」のうち、当該変更に係る欄に必要事項を記載すればよいこととします。
- ④ 複数の基幹放送局に係る変更届出は、無線局免許手続規則第25条第8項の規定に基づき、一の変更届出書及びいずれか一の基幹放送局(複数の総合通信局の管轄区域内に設置される基幹放送局に係る変更届出の場合はいずれか一の総合通信局の管轄区域内に設置されるいずれか一の基幹放送局)に係る無線局事項書を提出することによって行うことができます。

この場合、変更届出書は、記載例にあるとおり、「① 無線局の種別及び局数」欄に、 事項書の種別及び局数を記載し、「② 識別信号」欄に当該一の基幹放送局の識別信号を 記載し、「③ 免許の番号」欄に当該一の基幹放送局の免許の番号を記載してください。 なお、上記「いずれか一の基幹放送局」としては親局が想定されます。 (2) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「33 特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

33 特定役員の氏	名又は名和	新 別系	氏のとおり。							
30 33の欄は、次により記	30 33の欄は、次により記載すること。									
(1) 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載する										
こと。ただし、(略)										
フリガナ 氏 名	住所	役名	特定役員への 該当の有無	日本の国籍 の有無	備考					
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都千代田区		☑有 □無	☑有 □無	令和○年 ○月○日 昇任					
ミナト ナツコ 港 夏子	千代田区	※ 代代表取締役社長(常)		☑有 □無	令和○年 ○月○日 昇任					
コウトウ シロウ ※ 江東 四郎	東京都千代田区	取締役(常)	☑有 □無	☑有 □無	令和○年 ○月○日 新任					
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	区	取締役(常)	☑有 □無	☑有 □無						
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都千代田区		☑有 □無	☑有 □無						
タイトウ サブロウ 台東 三郎	東京都千代田区		☑有 □無	☑有 □無						
シナガワ ゴロウ ※品川 五郎	東京都千代田区		□有 ☑無	□有 □無	令和○年 ○月○日 新任					
(注1)~(注7)	(略)((* 6)								

※6 (注1) ~ (注7) 及び(2)は上記1 (2) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「特定役員の氏名又は名称」の変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、特定役員への該当の有無、日本

の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。

- ② 本様式は、上記1(2)に従って記載してください。その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 特定役員が新たに就任した場合は、上記注30の様式の(1)の注7にあるとおり当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、再免許の申請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの再免許の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、再免許及 び地位の承継の許可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただく必 要があります。

- ④ 上記注30の様式の(1)の注7により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1 (2)⑦のとおり、省略することが可能です。
- ⑤ 変更届出の時期については、電波法第17条第2項において、「変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出にあたっては、役員名簿の作成や日本の国籍を有することの証拠書類の整備等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

(3) 別表第二号第1「基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の 無線局事項書の様式」「34 外国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

34 外国人等直接保有議決権割合

※8. 76**%**

変更年月日 令和〇年〇月〇日

- 31 34及び35の欄は、次により記載すること。
 - (1) (略)(※7)
 - ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無訓	義決権株式(B)	1,000	
	議決	央権制限株式(C)	1,000	10
発	完	自己保有株式(1)	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。		
株	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無
式	権	1 以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	※ 250, 000	※ 2, 500
	単え	元未満株式(出)	1, 111	
総数	総数(1)		※ 255, 111	※ 2,510
備和	考	1単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1)~(注13) (略)

- イ 議決権割合に関する事項
 - (イ) コミュニティ放送を行う基幹放送局に係る申請の場合

	区	分	氏名又は名称	住所 (A)	法番 ^(B)	株式 数 (株) (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
外	議決	権の総	***	New	****	*	*	*	
国	数の	1000分		York,	****	20,000	200	7. 97	

	法人等	の 1 以上を 占める者		New York,	****				
				U.S.A					
		議決権の総 数の1000分 の1未満を 占める者の 合計				2,000	20	※ 0. 80	
		(計 <mark>11者)</mark> (F)							
		合 計				※ 22,000	※ 220	% 8. 76	
	変	更年月日 令和	〇年(7月0日	•		•	•	-
(注1)	~ (注4)	(略)						
(2)	略)								

※7 注31(1)、アの(注1)~(注13)、イの(注1)~(注4)及び(2)は上記1(3) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「34 外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、この数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※8)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※9)。「34 外国人等直接保有議決権割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

- ※8 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変 更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。
- ※9 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

~変更届出の閾値について~

- 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を無線局免許手続規則(第12条の2第2項~第4項)において規定しています。
- 〇 具体的には、下表のとおり、外国人等直接保有議決権割合に関し、①「5%未満」、
 - ②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は 対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- 〇 また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接保有 議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少な いとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

	変更後の外国人等直接保有議決権割合												
		①5%未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上								
変更前の外	① 5 %未満	不要	必要	必要	必要								
国人等直接	② 5 %以上15%未満	不要	1%以上の増 必要 減又は1%未満増 不要	必要	必要								
変更前の外国人等直接保有議決権割合等	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 必要 減又は0.1%未満増 不要	必要								
割合等	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要								

- 〇 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が5.98%、変更後に外国人等 直接保有議決権割合が8.76%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、変更前の割合が「②5%以上15%未満」のカテゴリーにあり、変更後に2.78%増加しており、カテゴリー②は1%以上の増加である場合に変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合の変更届出を行う。

- O なお、外国人等直接保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の確定が 行われた場合、その確定前の外国人等直接保有議決権割合を起点としての変更をいう のであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接保有議決権割合を起点と しての変更をいうものではないですので、ご留意ください。
- ② 「34 外国人等直接保有議決権割合」は、上記1(3)に従って記載してください。そ

の際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。上記注31の様式の(1)アの(注11)により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1(3)⑤のとおり、省略することが可能です。
- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、 上記(1)の注5にあるとおり変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑤ 変更届出の時期については、電波法第17条第2項において、「変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

例えば、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇電波法施行規則

·別表第五号の四「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書」

【記載例】

別表第五号の四(第42条の7関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇エフエム

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注1)

電波法第80条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

- 1 外資規制に係る研修の実施状況
- (1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならな いようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- (2) ○○総合通信局で令和○年○月に開催された外資規制に係る研修に参加した。また、変更届出に際し、○○の点が不明であったため、○月○日、○○総合通信局に問合せを行った。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における 日本の法人・団体への該当の有無につい て、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

	の旨の周	知ペーパーを同封	する(本事業		
	年度においても実施。)。				
	(2) 9月30日の議決権の確定及び3月31				
	日の議決権の確定に際しては、放送法第116				
	条第1項及び第2項に規定する名義書換拒				
	否制度を適用した。				
変更の届出を要しなかつた外国人	変更年月日	変更前	変更後		
等直接保有議決権割合又は外国人	令和○年3月	5. 98%	4. 50%		
等保有議決権割合の変更 (注2)	31日				
外国人等直接保有議決権割合又は	変更年月日				
外国人等保有議決権割合に係る様	令和○年9月30日				
式の内容の変更(注3)					
再発を防止するために講じた措置	<u> </u>				
の実施状況(注4)					

- (注1) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注2) 記載の事業年度に係る法第9条第5項第2号括弧書又は法第17条第2項第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは、四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注3) 記載の事業年度に係る外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、免許規則別表第二号第1の注31に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第75条第2項の規定により免許を取り消さないこととされた 基幹放送局に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(電波法第80条の2、電波法施行規則第42条の6・第42条の7・第42条の8・第42条の9)。

【報告対象事項】

- ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況
- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表又は「議 決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容(※10)
 - ※10 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが免許を取り消さないこととされた基幹放送局における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の 実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、総合通信局で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、総合通信局に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主における国籍確認(株式会社の場合。株式会社以外の法人・団体にあっては構成員の国籍確認。)の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割

合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。すなわち、外国人等直接保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。 ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし 小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわ かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例: 19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

- ⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが免許を取り消さないこととされた免許人については、外資規制に係る欠格事由 に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願います。
- ⑥ 放送対象地域が複数の地方総合通信局の管轄区域にわたる免許人に係る定期報告は、 電波法施行規則第42条の7の規定により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)を管轄 する地方総合通信局に提出してください。

Ⅲ 衛星基幹放送局の免許の申請等

1 免許、再免許及び地位の承継の許可の申請

衛星基幹放送局に係る免許、再免許及び地位の承継の許可の申請に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(4)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式(※1)

【免許及び再免許の申請】

- ○無線局免許手続規則
 - ・別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条 に規定する欠格事由」
 - ・別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「39 外国人等により占められる役員の割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」

【地位の承継の許可の申請】

- ○無線局免許手続規則
 - ・別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に 規定する欠格事由」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - ・ 電波利用ホームページ

無線局免許手続様式:

<u>https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/index.htm</u> 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

総務省 放送政策の推進

放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_gaishi.html

(1) 別表第一号「無線局の免許申請書及び再免許申請書の様式」「2 電波法第5条に規定する欠格事由」

【記載例】

電波法第5条に規	見定する欠格事由					
開設しようとす	無線局の種類(法第5条第2項各号)		該当			
る無線局			該当	しなし	,١	
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有	✓	無	
	代表者及び役員の割合(同項第4号)		有	✓	無	
	議決権の割合 (同号)		有	✓	無	
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)		有	Y	無	
一部の基幹放送	国籍等(同条第4項第1号)		有		無	
をする無線局の	処分歴等 (同号)		有		無	
欠格事由	特定役員(同項第2号)		有		無	
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)		有		無	
	役員の処分歴等(同項第4号)		有		無	
6 2の欄は、法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付ける						
こと。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれか						
に該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をす						
る無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信						
用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載すること						
とし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の						
欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の						
欄に限つて記	載すること。					

【記載に当たっての留意事項】

- ① 注6に記載のとおり、レ印の記入を要する項目について、漏れなく該当する口にレ印を 記入してください。その際、衛星基幹放送局の場合、レ印の記入を要する項目は、「開設 しようとする無線局」、「外国性の有無」及び「相対的欠格事由」のみですので、留意願い ます。
- ② 「開設しようとする無線局」については、電波法第5条第2項各号に掲げる外資規制に 関する欠格事由の適用除外となる無線局(実験等無線局、アマチュア無線局等)に該当す

る場合は「該当する」にレ印を記入しますが、基幹放送のみを目的とする無線局の場合は これらに該当しませんので、「該当しない」にレ印を記入してださい。

③ 「外国性の有無」及び「相対的欠格事由」については、国籍等に関する欠格事由(電波 法第5条第1項第1号~第3号)、代表者及び役員の割合(同項第4号)、議決権の割合(同 号)及び処分歴等(同条第3項)に該当しない場合は、それぞれ、「無」にレ印を記入し てください。 (2) 別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において 「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「39 外 国人等により占められる役員の割合」

【記載例】

39 外国人等により占められる役	14 200/
員の割合	14. 29%

40 39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

フリガナ 氏 名	住所	役名	日本の国	籍の有無	備考
チョダ ハルコ 千代田 春子	東京都千代田区	取締役会長	☑有	□無	
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都中央区	代代表取締役 社長(常)	☑有	□無	
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有	□無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有	口無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文京区	取締役	☑有	口無	
ジェームス スミス James Smith	東京都台東区	取締役	□有	☑無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都墨田区	監査役	☑有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に

住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

- (注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。
- (注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の 国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、 本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添 付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以 外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類) を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「39 外国人等により占められる役員の割合」欄は、監査役含む 役員全体に占める外国人等の割合を記載し、記載事項を証する書類として、注40に定める 役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」 としているところ、監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、 フリガナの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注2)及び(注3)に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「日本の国籍の有無」は、(注4)にあるとおり、全ての役員について、日本の国籍を 有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印をしてください。

なお、役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、外国人等に該当しない取扱いをします。該当する役員に係る下記⑤の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

代表者に外国人等が就任している又は外国人等により占められる役員の割合が3分の 1以上である場合は、役員に関する欠格事由に該当していることになりますので、十分に

ご留意願います。

- ⑤ 全ての役員について、(注6)のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください(変更届出の場合は新任の役員についてのみの添付となります。詳しくは下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - ・ 戸籍抄本(当該役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとしてください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- ・ 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑥ (注6)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての 役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特 定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(3) 別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において 「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「40 外 国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

40 外国人等直接保有議決権割合

5. 98%

- 41 40の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。また、同一人が開設する無線局である場合においては、一の無線局についてのみ記載し、他の無線局については、当該一の無線局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。
 - (1) 衛星基幹放送局等

小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の割合が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、割合が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)		
無議決権株式(B)		義決権株式(B)	1,000			
	議決	央権制限株式(C)	1,000	10		
発	完	自己保有株式(1)	1,000			
行	全	相互保有株式(E)	1,000			
済	議	申請者(子会社を含む。				
株	株 決 の相互保有対象議決権の総数の4分の			☑有 □無		
式	権 1以上の保有の有無					
(A)	株	特定外国株式(F)	0			
	式	その他(G)	200, 000	2,000		
単元未満株式(H)		元未満株式(H)	1, 111			
総数(!)			205, 111	2,010		
備考 1単元の株式数		1単元の株式数	100			

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。
- (注4) (ごの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、放送法第125条第1項又は第2項において準用する同法第 116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している 株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を記載す ること。
- (注8) (G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する 株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載す ること。
- (注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式

数の欄の記載を要しない。

(注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行 株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ 議決権割合に関する事項

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 号 (B)	株式 数 (k) (c)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
	の1以上を		New	****				
	占める者		York,					
外			U.S.A					
国法	議決権の総				2,000	20	1.00	
人等	数の1000分							
等	の1未満を							
	占める者の							
	合計							
	(計 <mark>11</mark> 者)	\						
	(F)							
	合 計				12,000	120	5. 98	

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずる もの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては 、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) この欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、©から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの©の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) Eの欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(1)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.33321%の場合は33.3332%まで記載すること。)。
- (注8) 『の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (②及び回を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(⑥及び回に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

「40 外国人等直接保有議決権割合」欄

「40」欄には、該当する数値を記載してください。その際、注41(1)にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が3分の1未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して33.33%となるときは四捨五入をせず、33.33%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください。(例えば、33.33321%の場合は33.3332%まで記載してください。)

「議決権の総数」表

- ① 「40」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」表を添付してください。
- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。
- ③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

- ・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。
- ・ この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。
 - (参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号[相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

- ・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。
- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認を行うことがありますので、その際は、ご回答方よろしくお願いいたします。
- ④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11) に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であ

り、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12) にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。

「議決権割合に関する事項」表

- 「40」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合に関する事項」表を添付してください。
- ② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法 人・団体株主について、漏れなく記載してください。 その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に おいて、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確認、法人・団体 株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国籍確認」といい ます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である免許人にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主 は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなけ ればならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければ ならないこととされていることから、これをもって、免許人において、株主の国籍確認 が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である免許人にあっては、これに相当するものとして、例 えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、

さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくようお願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送局の免許の取消事由であることから、免許人に おいては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の全ての 構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・団体の構成員 における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確認」といいま す。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただくよう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくようお願いします。
 - ※2 免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の 証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅 券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、免許人による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意 団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は免許人の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、免許人において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行うことが望ましいです。

③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」及び「(D)/議決権の総数」について、 (注3)から(注7)に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注7) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

- ④ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注8)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑤ (注9)にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑥ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、(注2)にあるとおり、社員、評議員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類

の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って記載してください。

(4) 別表第五号「無線局の免許承継申請書(届出書)の様式」「3 電波法第5条に規定 する欠格事由」

【記載例】

1	電波法第5条に	- 規定する欠格事由				
	開設しようと	開設しようと無効果の活躍(大阪・スケッズスト)				
	する無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	<u>~</u>	該当	しなし	١
	外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)		有	Y	無
		代表者及び役員の割合(同項第4号)		有	Y	無
			有	Y	無	
	相対的欠格事 由	処分歴等(同条第3項)		有	Y	無
	一部の基幹放	国籍等(同条第4項第1号)		有	✓	無
	送をする無線	処分歴等 (同号)		有		無
	局の欠格事由	特定役員(同項第2号)		有		無
		議決権の割合(同項第2号及び第3号)		有		無

- 5 3の欄は、次によること。
 - (1) 法第5条に規定する欠格事由について、該当する口にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請(届出)者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載することとし、国籍等の欄の無の口にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。
- (3) 基幹放送をする無線局については、外国性の有無の欄又は一部の基幹放送を する無線局の欠格事由の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出する こと(法人又は団体の場合に限り、受信障害対策中継放送を行う無線局に係る申 請の場合を除く。)。

ア 議決権の総数

		区	分	株式数	(株)	議決権の数	(個)
発行	無請	議決権株式(B)		1,000		
発行済株:	議決	央権制限株 式	t (c)		1,000		10
笠	完	自己保有核	未式(D)		1,000		

(A)	全	相互保有株式(E)	1,000				
	議	申請者(子会社を含む。)に	おける株主の相互				
	決	保有対象議決権の総数の4	保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有				
	権	の有無					
	株	特定外国株式(F)	0				
	式	その他(G)	200, 000	2,000			
	単元	元未満株式 (ll)	1, 111				
総	総 数 (I)		205, 111	2, 010			
備	考	1 単元の株式数	100				

- (注1) 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- (注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の 全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第 189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別 表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表におい て「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の 数に含めない。
- (注4) (c)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の 一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未 満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。) の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) (D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社 法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的 に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有す る株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について 、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相 互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当 する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) (F)の欄は、放送法第116条第1項、第2項(第125条第2項において 準用する場合を含む。) 又は第125条第1項の規定により株主名簿へ の記載又は記録を拒否している株式及び同法第116条第4項(第125

条第2項において準用する場合を含む。)の規定により議決権が制限 されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。

- (注8) Gの欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) (H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (!)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発 行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ 議決権割合に関する事項

(イ) 衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う基幹 放送局に係る申請の場合

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 番 (B)	株式 数 (k) (c)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
	の1以上を		New	****				
外	占める者		York,					
国法			U.S.A					
人	議決権の総				2,000	20	1.00	
等	数の1000分							
	の1未満を							
	占める者の							
	合計	\						

(計 <mark>11</mark> 者) (F)					
合 計		12,000	120	5. 98	

- (注1) 外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 図の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する 場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要 しない。
- (注5) 〇の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ⑩の欄は、申請者が株式会社である場合は、唸から株主総会の 議決権を有しないこととされる株式 (アの®の議決権制限株式を 除く。) の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) (目の欄は、アの(1)に記載した議決権の総数に対するイの(4)の(3)の 比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小 数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は 、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するので はなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。 当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2 位まで記載すること。ただし、衛星基幹放送又は移動受信用地上 基幹放送を行う基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入 する前の比率が3分の1未満である場合において、小数点第3位 を四捨五入して33.33%となり、四捨五入する前の比率が3分の1 未満であることが確認できないときは、四捨五入せず、比率が3 分の1未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その 位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:33.3321%の場合 は33.3332%まで記載すること。)とし、コミュニティ放送を行う 基幹放送局に係る申請の場合であつて、四捨五入する前の比率が 20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00

%となるときは、四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

- (注8) Fの欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (②及び®を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(⑥及び®に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

ウ 役員に関する事項

《 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局の場合

フリガナ 氏 名	住所	役名	担当部門	日本の国籍の 有 無	備考
チョダ ハルコ 千代田 春子	東京都千 代田区	取締役会長		☑有 □無	
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都中 央区	代代表取締役 社長(常)	経営統括	☑有 □無	
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	総務	☑有 □無	
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新 宿区	取締役(常)	技術	☑有 □無	
ブンキョウ アキコ 文京 秋子	東京都文 京区	取締役		☑有 □無	
ジェームス スミス James Smith	東京都台 東区	取締役		□有 ☑無	
スミダ フユコ 墨田 冬子	東京都墨 田区	監査役		☑有 □無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれ に準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがあ る場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村 (外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載す ること。
- (注3) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の 文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記す ること。
- (注4) 日本の国籍の有無の欄は、全ての役員について記載すること。
- (注5) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。

(注6) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、日本の国籍を有する役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

上記(1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。

2 変更届出

衛星基幹放送局に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(3)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇無線局免許手続規則

- ・ 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」
- ・別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「39 外国人等により占められる役員の割合」及び「40 外国人等直接保有議決権割合」

(1) 別表第四号「無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式」

【記載例】

無線局変更等申請書及び届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿(注1)

- □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を 受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のと おり申請します。
- □電波法第9条第2項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第1号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第5条第2項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第6条第1項第10号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第9条第5項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 1 項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局 免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添え て下記のとおり申請します。
- □電波法第 17 条第 2 項第 1 号の規定により、基幹放送局以外の無線局(同法第 5 条第 2 項各号に掲げる無線局を除く。)について、同法第 6 条第 1 項第 10 号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- ☑電波法第17条第2項第2号の規定により、基幹放送局について、同法第6条第2項第3号、第4号(事業収支見積りに係る部分に限る。)、第6号、第8号又は第9号に掲げる事項に変更があつたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第 17 条第 3 項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- □電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線

局免許手続規則第 25 条第 1 項において準用する第 12 条第 1 項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

(注2)

記

1~3 (略)

注1~4 (略)

5 基幹放送局における電波法第6条第2項第9号に掲げる事項の変更の場合にあつては、第12条第1項(第25条第1項において準用する場合を含む。)に基づき添付する無線局事項書の当該変更に係る様式において、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該様式の注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

(略)

【記載に当たっての留意事項】

- ① 衛星基幹放送局の予備免許を受けた者及び免許人は、外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(電波法第9条第5項第2号・第17条第2項第2号)。
- ② この場合、本様式について、記載例にあるとおりレ印を記入するとともに、他の必要事項を記載の上、無線局免許手続規則別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」を添付して提出してください(無線局免許手続規則第12条第1項及び第2項)。
- ③ 具体的に、無線局免許手続規則別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」は、「1枚目」と「3枚目」のみを添付して、注1の表の「2 変更の申請又は届出を行う場合」欄にあるとおり、「1枚目」については「1 免許の番号」(予備免許中の変更を除く。)、「2 申請(届出)の区分」、「3 無線局の種別コード」、「4 開設、継続開設又は変更を必要とする理由」、「5 法人団体の別」、「6 住所」、「7 法人又は団体及び代表者氏名」及び「14 識別信号」に必要事項を記入し、「3枚目」については「32 無線局の区別」及び当該変更に係る記載欄に必要事項を記入し、添付してください。

(2) 別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において 「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「39 外 国人等により占められる役員の割合」

【記載例】

「39 外国人等により占められる 役員の割合」										
40 39の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。 (1) (略)(※4)										
フリガナ 氏 名	住所	役名	日本の国籍の有無	備考						
チュウオウ イチロウ 中央 一郎	東京都中央区	※取締役会長	☑有 □無	令和○年○ 月○日昇任						
ミナト ナツコ 港 夏子	東京都港区	※代代表取締役社長(常)	☑有 □無	令和○年○ 月○日昇任						
コウトウ シロウ ※ 江東 四郎	東京都江東区	取締役(常)	☑有 □無	令和○年○ 月○日新任						
シンジュク ジロウ 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有 □無							
メアリー ジョンソン ※Mary Johnson	New York, New York, U.S.A	取締役	 □有 <mark>☑</mark> 無	令和〇年〇 月〇日新任						
ジェームス スミス James Smith	東京都台東区	取締役	□有 ☑無							
シナガワ ゴロウ ※品川 五郎	東京都品川区	監査役	☑有 □無	令和○年○ 月○日新任						

※4 (1)、(注1) ~ (注6) は上記1 (2) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「39 外国人等により占められる役員の割合」の変更届出は、「39」の欄の数の変更があった場合に行っていただくことになりますが、外資規制審査の徹底の観点から、基幹放送事業者と同様に変更があった場合、すなわち、氏名、住所、役名、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、行っていただきますよう、御理解、御協力方よろしくお願いいたします。
- ② 本様式は、上記1(2)に従って記載してください。その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

③ 役員が新たに就任した場合は、上記注40の様式の(1)の(注6)にあるとおり当該役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、再免許の申請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の役員である〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの再免許の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の役員について改めて提出していただく必要はありませんが、再免許及び地 位の承継の許可の申請の際は、既存の役員について改めて提出していただく必要があり ます。

④ 上記注40の様式の(1)の(注6)により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1(2)⑥のとおり、省略することが可能です。

(3) 別表第二号第5「衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において 「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式」「40 外 国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

40 外国人等直接保有議決権割合 ※20.72%

- 41 40の欄は、法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次によること。
 - (1) (略)(※5)
 - ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)		
	無訓	義決権株式(B)	1,000			
	議決	央権制限株式(C)	1,000	10		
発	完	自己保有株式(1)	1,000			
行	全	相互保有株式(E)	1,000			
済	議	申請者(子会社を含む。)における株主			
株	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無		
式	権	1 以上の保有の有無				
(A)	株	特定外国株式(F)	0			
	式	その他(G)	※ 250, 000	※ 2, 500		
	単ラ	元未満株式(出)	1, 111			
総数	数(I)		※ 255, 111	※ 2,510		
備和	考	1単元の株式数	100			

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1)~(注13) (略)

イ 議決権割合に関する事項

	区	分	氏名又は名称	住所 (A)	法人 番(B)	株式 数 (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考	
外	議決	権の総	***	New	****	*	*	*		
国法	数の	1000分		York,	****	50,000	500	19. 92		
人	の 1	以上を		New	****					

等	占める者		York,				
			U.S.A				
	議決権の総			2,000	20	**	
	数の1000分					0.80	
	の1未満を						
	占める者の						
	合計						
	(計 <mark>11</mark> 者)	\					
	(F)	\					
	合 計			*	*	*	
	合 計			52,000	520	20. 72	
変更	年月日 令和〇	年〇月	日		•		-
(注1)	~ (注9)	(略)					

※5 (1)、アの(注1) ~ (注13) 及びイの(注1) ~ (注9) は上記1(3) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「40 外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、これらの数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値がOのままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません。「40 外国人等直接保有議決権割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

~変更届出の閾値について~

- 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を無線局免許手続規則(第12条の2第2項~第4項)において規定しています。
- 具体的には、下表のとおり、外国人等直接保有議決権割合に関し、①「15%未満」、

- ②「15%以上30%未満」及び③「30%以上3分の1未満」の3つのカテゴリーを設定し、
- ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は 対象外)とされ、
- イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。

		変更後の外国人等	直接保有議決権割合	
変更前		①15%未満	②15%以上30%未 満	④30%以上3分の1 未満
の外国人学	①15%未満	不要	必要	必要
変更前の外国人等直接保有議決権割合	②15%以上30%未 満	不要	1%以上の増 必要 減又は1%未満増 不要	必要
職決権割合	③30%以上3分の1 未満	不要	不要	0.1%以上の増 減又は 0.1%未満増不要

- 〇 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が5.98%、変更後に外国人等 直接保有議決権割合が20.72%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、変更前の割合が「①15%未満」のカテゴリーから「②15%以上30%未満」のカテゴリーを跨ぐ増加であるため変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合の変更届出を行う。

- なお、外国人等直接保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の確定が 行われた場合、その確定前の外国人等直接保有議決権割合を起点としての変更をいう のであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接保有議決権割合を起点と しての変更をいうものではないですので、ご留意ください。
- ② 「40 外国人等直接保有議決権割合」欄は、上記1(3)に従って記載してください。 その際、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、上記(1)の注5にあるとおり変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。上記注41の様式の(1)アの(注11)により、登記事項証明書の添付が必要となりますが、上記1(3)⑤のとおり、省略することが可能です。

- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(3)に従って記載してください。その際、 上記(1)の注5にあるとおり変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑤ 変更届出の時期については、電波法第17条第2項において、「変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

特に、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、役員等の他の変更事項とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

Ⅳ 地上基幹放送 (コミュニティ放送を除く。) の業務の認定の申請等

1 認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請

地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務に係る認定、認定の更新及び地位 の承継の許可の申請に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これ らの様式への記載に当たっては、(1)から(5)に示す「記載例」及び「記載に当た っての留意事項」を参照願います。

様式 (※1)

【認定及び認定更新の申請】

- 〇放送法施行規則
 - ・別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」、「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」及び「欠格事由の有無」

【地位の承継の認可の申請】

- 〇放送法施行規則
 - 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
 - ・別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - 電波利用ホームページ 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

・ 総務省 放送政策の推進

放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_gaishi.html

地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/1228
31.html

(1) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

注 6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

<u>ふりがな</u> 氏 名	住所	役名	特定役員への 該当の有無		日本の 有	備考	
ちょだ はるこ 千代田 春子	東京都千 代田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	口無	
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中 央区	代代表取締役社長(常)	☑有	□無	☑有	□無	
みなと なつこ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新 宿区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都文 京区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台 東区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
tみだ ふゆこ 墨田 冬子	東京都墨 田区	監査役	□有	⊻無	□有	□無	

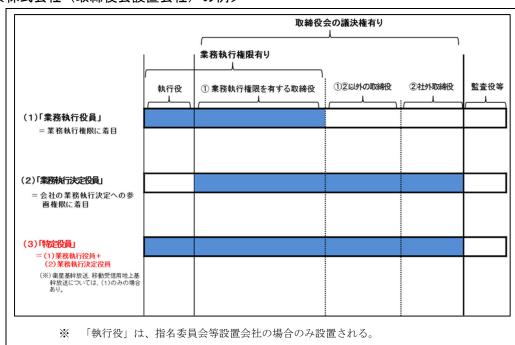
- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員 及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に 住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、 注6に定める役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」としているところ、特定役員だけではなく監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、ふりがなの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注3)及び(注4)に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は(注2)に記載されていますが、地上基幹放送の業務を行う者の場合は、具体的には「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」となります。これらについては、下図を参照願います。

特定役員= 業務執行役員及び業務執行決定役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、(注5)にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、(注7) のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付 してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しく は下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとして

ください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- ・ マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ (注7)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書 その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により

確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(2) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」 「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

【記載例】

外国人等直接保有議決権割合 (注7)	4. 23%
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接	15. 23 %
保有議決権割合とを合計した割合 (注7)	

注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満 の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保 有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無調	義決権株式(B)	1,000	
	議決	央権制限株式(C)	1,000	10
発	完	自己保有株式(1)	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。		
株	決	の相互保有対象議決権の	☑有 □無	
式	権	1 以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	200, 000	2,000
	単ラ	元未満株式(出)	1, 111	
総数	汝 (I)		205, 111	2,010
備考		1単元の株式数	100	

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は 団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対す る意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について 記載すること。

- (注2) Aの欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) Bの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない
- (注4) (ごの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) Eの欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) Fの欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同条第3項の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) ⑤の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) 側の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式 数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行 株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。
- イ 議決権割合に関する事項
 - (7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

	区	分	氏名又は名称	住 所 (A)	法人番号的	株式数㈱С	議決権の数個の	D/議決権の総数®E	決権を有人等	本す 外法を 資人の 新子の が 大人の が 大人の が 大人の は の は の は の は の は の は の は の は の は の は	比 率 (%)(H)	(E) × (G) (%) (I)	備考
外国	1000分 を占め			\									
出法 人 等	1000分 を占め 計	種の総数の 計の1未満 する者の合 者) √∬	$ \cdot $	記載例は別記2-1のとおり。									
外資系日本法人		፪の総数の)1以上を う者											
	合	計											

- (注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいい((()において同じ。)、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等については、第62条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人又は団体についても記載すること。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること(例において同じ。)。
- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずる もの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては 本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) 〇の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) ⑩の欄は、申請者が株式会社である場合は、心から株主総会の議決権を有しないこととされる株式 (アの心の議決権制限株式を除く。) の数を減じて計算した数を記載すること。
- (注7) [E]の欄は、アの[I]に記載した議決権の総数に対するイの[7]の[D]の比率を記載すること。
- (注8) 『及び頃の欄は、次の場合に記載すること。
 - 同 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
 - (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- (注9) (1)の欄は、(1)の比率に(1)の比率を乗じて計算した比率を記載すること。
 - ⑦ ⑤の比率が2分の1を超える場合は、⑥の比率に⑥の比率を乗ずることなく、⑥の比率をそのまま⑥の欄に記載すること。
 - (4) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、EIの比率にGIの比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、EIの比率にGIの比率を合算した比率を乗ずることなく、EIの比率をそのまま(II)の欄に記載すること。
- (注10) [E及び個から回までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四 捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四 捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せず に計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小

数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

- (注11) 備考の欄は、第62条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて個の比率の確認方法を記載すること。
- (注12) 川の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注13) (②及び図を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(②及び図に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

「外国人等直接保有議決権割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄には、それぞれ該当する数値を記載してください。その際、注7にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください。(例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)

「議決権の総数」表

① 「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」 表を添付してください。

- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。
- ③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

- ・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。
- ・ この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。
 - (参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号 [相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。

- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、 ご回答方よろしくお願いいたします。
- ④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11) に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及

び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12) にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。

「議決権割合に関する事項」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合に 関する事項」表を添付してください。
- ② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法人・団体株主について、漏れなく記載してください。

その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者において、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確 認、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国 籍確認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である基幹放送事業者にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなければならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければならないこととされていることから、これをもって、基幹放送事業者において、株主の国籍確認が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である基幹放送事業者にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているの

であれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着 実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあっ た場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当 することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただ くよう、お願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者においては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定 機関の全ての構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・ 団体の構成員における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確 認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただく(※3)よう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※2 基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認すること、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認するが想定されますが、基幹放送事業者による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は基幹放送事業者の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を

行うことが望ましいです。

③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」、「(D)/議決権の総数」、「外資系日本 法人の議決権を有する外国法人等」、「(E)の比率」及び「(E) × (G)」について、(注3) から(注10)に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注10) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

④ 「備考」は、(注11) にあるとおり、外国人等間接保有議決権割合について、放送法施 行規則第62条第3項(「10%未満の特例」の計算方法)、第4項(「実質的支配の特例」の 計算方法)、第5項(照会制度)又は第6項(計算すべきことを知ったとき規定)に該当 する場合は、その旨を記載してください。また、「外資系日本法人」については、外国人 等間接保有議決権割合の確認方法についても記載してください。

その際、「外資系日本法人」は、区分として「議決権の総数の10分の1以上を占めるもの」と記載されていますが、「10%未満の特例」の計算方法に該当する場合は、10分の1未満となる者についてもここに記載してください(なお、「10%未満の特例」の計算方法については、放送法施行規則等の一部を改正する省令により、外資系日本法人が保有する議決権割合が0.1%以上の場合のみを計算対象となるよう改正されました。)。

また、「外資系日本法人」に係る外国人等間接保有議決権割合の確認方法については、次の点に留意願います。

~外国人等間接保有議決権割合の確認方法について~

- ・ 外国人等間接保有議決権割合の基本的な計算方法であるいわゆる「10%以上×10%以上」の計算方法(放送法施行規則第62条第1項及び第2項)については、議決権の10%以上を保有する日本の法人・団体株主における、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)の確認を確実に行ってください。
- 具体的に、例えば、
 - ア 基幹放送業務に係る認定、認定の更新又は地位の承継の認可の申請に先立ち、議決権の10%以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、

- イ 自らの株主総会に向けた、あるいは配当に向けた議決権の確定の際、議決権の10% 以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、
- ウ これらの確認を行う際に、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況に 変化があった場合は連絡するよう依頼する、
- エ これらの確認を行う際に、株主から十分な情報を得られない場合は、照会制度(放送法施行規則第62条第5項)(※4)を活用する

といった取組が着実に行われているのであれば、当該確認が確実に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

※4 議決権の10%以上を保有する法人・団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して7営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の保有する議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として計算をする制度をいいます。

なお、照会制度は、利用の結果、株主の議決権の一部が失効してしまう可能性があるところ、株主が過誤なく対応できるよう、免許人においては、照会制度を利用する場合は、少なくとも次の対応を行うことが求められます。

- ・ 代表者(又は代理人)の意思に基づき行うこと
- ・ 照会の際、放送法施行規則第62条第5項等の規定に基づく照会であること、 7営業日以内に回答が得られないときは、株主の保有する議決権の全てを外国 人等間接保有議決権割合として計算するため、7営業日以内に回答が得られて いたら失効しない議決権が失効してしまう可能性があることを明示すること
- ・ 照会後、株主が照会を受領したことを免許人において確認の上、7営業日以 内の回答期限が具体的に何月何日になるのかを株主に伝えること
- ・ また、「10%未満の特例」の計算方法(放送法施行規則第62条第3項)及び「実質的 支配の特例」の計算方法(放送法施行規則第62条第4項)については、申請書等がこれ らに基づく計算をするべき事実を知つたときは速やかにその旨を総務大臣に報告する ものとし、これらに基づく計算は当該報告をした日にされたものとする規定が措置さ れています(放送法施行規則第62条第6項)ので、この規定に基づき対応願います。
- ⑤ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注12)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。

⑥ (注13)にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

- ⑦ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、(注2)にあるとおり、社員、評議 員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。その際、 定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決 権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類 の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確 認の上、それに沿って記載してください。
- ⑧ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第116条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第88条に定める方法に基づき行ってください。また外国人等 直接又は直間保有議決権割合が15%以上となる場合は、6か月ごとに公告しなければな らないこととされています(放送法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。

(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

欠格事由 の有無 (注8)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
	特定役員(同号二)(注9)	□有☑無
	議決権の割合(同号二及びホ) (注10)	□有☑無
(注8)	処分歴等 (同号へからルまで)	□有☑無

- 注8 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 注9 注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
- 注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。この場合において、コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は、法第93条第1項第7号二に係る欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

【記載に当たっての留意事項】

① 注8~注10に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(4) 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 7 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合のに関する事項の 様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積 り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
欠格事由	特定役員(同号二)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	□有☑無
	処分歴等(同号へからルまで)	□有☑無

【記載に当たっての留意事項】

7にあるとおり、別表第六の一号の注6に定める役員の表、注7に定める議決権の 総数及び議決権割合に関する事項の表を添付してください。記載に当たっては、上記 (1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。

(5) 別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 6 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 7 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
欠格事由	特定役員(同号二)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	□有☑無
	処分歴等 (同号へからルまで)	□有☑無

【記載に当たっての留意事項】

7にあるとおり、別表第六の一号の注6に定める役員の表、注7に定める議決権の 総数及び議決権割合に関する事項の表を添付してください。記載に当たっては、上記 (1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。

2 変更届出

地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務の認定に係る変更届出に用いられる 外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1) から(3)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

- ・別表第十九号「放送事項等の変更届出書」
- ・別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」、「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

(1) 別表第十九号「放送事項等の変更届出書」

【記載例】

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号 100-1234

住 所 東京都千代田区霞が関○-○-○

(ふりがな)

氏 名株式会社〇〇テレビ

代表取締役社長 港 夏子

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2) 特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国 人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計 した割合

(注3)(注4)(注5)
・外国人等直接保有議決権割合 4.23%
・外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合 15.23%

(注3)(注4)(注5)

- ・特定役員の氏名又は名称 別 紙のとおり。
- ·外国人等直接保有議決権割合 6.37%
- ・外国人等直接保有議決権割合 と外国人等間接保有議決権割合 とを合計した割合 17.37%
- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について 電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は 名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹 放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における 当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「 特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接 保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載 すること。

注3 (略)

- 注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第 六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全て の役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載 すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載 し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添 付し、法人にあつては登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない 者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。
- 注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。法人(様式の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあっては、登記事項証明書を添付すること。

注6・7 (略)

【記載に当たっての留意事項】

- ① 外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(放送法第97条第2項)。
- ② 「変更事項」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合と を合計した割合」のように変更があった外資規制関係事項を記載してください。
- ③ 「変更前」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」については特段 記載不要ですが、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と 外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」については、変更前の数値を記載してく ださい。
- ④ 「変更後」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」については、「別紙のとおり。」と記載し、別表第六の一号の注6に定める役員の表を別紙として添付してください。「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」については変更後の数値を記載してください。

また、当該変更内容を証する書類として別表第六の一号の注7に定める「議決権の総数」 の表及び「議決権割合に関する事項」の表を添付し、表の内容を証する書類として添付す ることとされている書類を添付してください。 (2) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」の注 に規定する様式

【記載例】

注6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住所	役名	特定役員 当の		日本の の有	D国籍 頁無	備考
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中 央区	※取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○月 ○日昇任
みなと なつこ 港 夏子	東京都中央区	※代代表 取締役社 長(常)	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○月 ○日昇任
こうとう しろう ※江東 四郎	東京都江 東区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○月 ○日新任
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新 宿区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都文 京区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台 東区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
しながわ ごろう ※ 品川 五郎	東京都品 川区	監査役	口有	☑無	口有	口無	令和○年○月 ○日新任

 (注1)~(注7)
 (略)(※5)

 ※5
 (注1)~(注7)

 は上記1
 (1)

 を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「特定役員の氏名又は名称」の変更届出は、注6に定める役員の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、担当部門、特定役員への該当の有無、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。
- ② 本様式は、上記1(1)に従って記載してください。その際、変更箇所に※印を付し、 備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 特定役員が新たに就任した場合は、当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、認定更新の申

請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの認定更新の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、認定の更新及び地位の承継の認可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただく必要があります。

- ④ 登記事項証明書は上記1(1)⑦のとおり、省略することが可能です。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第97条第2項において、「変更があつたときは、(略) 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出にあたっては、役員名簿の作成や日本の国籍を有することの証拠書類の整備等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」 及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」 の注に規定する様式

【記載例】

注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満であ る場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せ ず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満 の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載す ること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保 有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要 しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無議決権株式®		1,000	
	議》	央権制限株式(()	1,000	10
発	完	自己保有株式(0)	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。)	における株主の	
株	決	相互保有対象議決権の網	総数の4分の1	☑有 □無
式	権	以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	※ 250, 000	※ 2, 500
	単元未満株式(H)		1, 111	
総数 (I)			※ 255, 111	※ 2,510
備和	考	1 単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1)~(注13) (略)(※6)

イ 議決権割合に関する事項

(7) コミュニティ放送以外の地上基幹放送に係る申請の場合

区 分 任 法 株 請 区 分 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	外資系日本法人の議 決権を有する外国法 人等		(G) (%) (I)	備考
---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------	--	-------------	----



※6 アの(注1)~(注13)及びイ(ア)の(注1)~(注13)は上記1(2)を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更届出は、これらの数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※7)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※8)。「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

- ※7 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変 更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。
- ※8 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対

~変更届出の閾値について~

- 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を放送法施行規則(第76条第5項・第6項)において規定しています。
- 〇 具体的には、下表のとおり、外国人等直接・直間保有議決権割合に関し、①「5%未満」、②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は 対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接・直間保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- 〇 また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接・直間保有議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少ないとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

変更後の外国人等直接・直間保有議決権割合						
変		① 5 %未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上	
変更前の外国	① 5 %未満	不要	必要	必要	必要	
人等直接・	② 5 %以上15%未満	不要	1%以上の増 減又は1%未満増 不要	必要	必要	
直間保有議決権割合等	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 減又は0.1%未満増 不要	必要	
決権割合等	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要	

- 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が4.23%、外国人等直間保有 議決権割合が15.23%であり、変更後に外国人等直接保有議決権割合が6.37%、外国人 等直間保有議決権割合が17.37%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、「①5%未満」のカテゴリーから「② 5%以上15%未満」のカテゴリーを跨ぐ増加があったことから変更届出の対象
 - ・ 外国人等直間保有議決権割合については、変更前の割合が「③15%以上」のカテゴリーにあり、変更後に2.15%増加しており、カテゴリー③は0.1%以上の増加があった場合変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等直間保有議決権割合の変 更届出を行う。

- なお、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の 確定が行われた場合、その確定前の外国人等直接・直間保有議決権割合を起点としての 変更をいうのであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接・直間保有議決 権割合を起点としての変更をいうものではないですので、ご留意ください。
- ② 「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄は、上記1(2)に従って記載してください。その際、 変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所に ※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する 書類を添付してください。上記注7の様式アの(注11)により、登記事項証明書の添付が必 要となりますが、上記1(1)⑦のとおり、省略することが可能です。
- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第97条第2項において、「変更があつたとき、(略) 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外 国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決 権割合とを合計した割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の事 情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合 理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことが あります。

特に、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

・別表第二十一号の五「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況 の報告書」

【記載例】

別表第二十一号の五 (第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇テレビ

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注1)

放送法第116条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

- 1 外資規制に係る研修の実施状況
- (1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならな いようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- (2) ○○総合通信局で令和○年○月に開催された外資規制に係る研修に参加した。また、変更届出に際し、○○の点が不明であったため、○月○日、○○総合通信局に問合せを行った。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無について、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

の旨の周知ペーパーを同封する(本事業 年度においても実施。)。

- (2) 外国人等間接保有議決権割合の確認 外国人等間接保有議決権割合の基本的な 計算方法であるいわゆる「10%以上×10% 以上」の計算方法に関し、議決権の10%以 上を保有する日本の法人・団体株主におけ る、一の外国法人等による議決権の10%以 上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)について、次のとおり確認することとし ている。
 - ・ 基幹放送の業務に係る認定の更新の申 請に先立ち、当該法人・団体株主に対し て確認する(本事業年度においても実施 。)。
 - ・ 自らの株主総会に向けた、及び配当に 向けた議決権の確定に際し、当該法人・ 団体株主に対して確認する(本事業年度 においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況に変化があった場合は連絡するよう依頼する(本事 業年度においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、十分な情報を得られない場合は、放送法規則第62条第5項の照会制度を活用する(本事業年度における実績はなし。)。
- (3) 9月30日の議決権の確定及び3月31 日の議決権の確定に際しては、放送法第116 条第1項及び第2項に規定する名義書換拒 否制度を適用した。また、○月○日には同 条第3項に規定する議決権失効制度が適用 された。

変更の届出を要しなかつた外国人 等直接保有議決権割合又は外国人 等保有議決権割合の変更(注2)

変更年月日	変更前	変更後
令和○年3月	15. 23%	12.00%
31日		

外国人等直接保有議決権割合又は	変更年月日
外国人等保有議決権割合に係る様	令和○年9月30日
式の内容の変更(注3)	
再発を防止するために講じた措置	_
の実施状況(注4)	

- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- 注3 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合 又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定す る様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものと して同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に 変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付する こととされている書類を添付すること。
- 注4 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた 認定基幹放送事業者に限る。
- 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(放送法第116条の2、放送法施行規則第91条の2・第91条の3・第91条の4)。

【報告対象事項】

ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況

- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接・直間保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接・直間保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表 又は「議決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容 (※9)
 - ※9 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが認定を取り消 さないこととされた基幹放送の業務における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の 実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、総合通信局で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、総合通信局に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主における国籍確認(株式会社の場合。株式会社以外の法人・団体にあっては構成員の国籍確認。)の方法や外国人等間接保有議決権割合の確認の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制度又は議決権失効制度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。すなわち、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。 ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし 小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわ かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例: 19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決 権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付 してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し てください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが認定を取り消さないこととされた基幹放送事業者については、外資規制に係る 欠格事由に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願い ます。

V コミュニティ放送の業務の認定の申請等

1 認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請

コミュニティ放送の業務に係る認定、認定の更新及び地位の承継の許可の申請に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(5)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式(※1)

【認定及び認定更新の申請】

- 〇放送法施行規則
 - ・別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」、 「外国人等直接保有議決権割合」及び「欠格事由の有無」

【地位の承継の認可の申請】

- 〇放送法施行規則
 - 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
 - ・別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - ・ 電波利用ホームページ 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

総務省 放送政策の推進 放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_gaishi.html

(1) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

特定役員の氏名又は名称(注6)	別紙のとおり。
-----------------	---------

注6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

<u>ふりがな</u> 氏 名	住所	役名	特定役 該当0		日本の 有		備考
ちょだ はるこ 千代田 春子	東京都千代 田区	取締役会長	☑有	□無	☑有	口無	
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都千代 田区	代代表取締役社長(常)	☑有	□無	☑有	□無	
みなと なつこ 港 夏子	東京都千代 田区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都千代 田区	取締役(常)	☑有	口無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都千代 田区	取締役	☑有	口無	☑有	□無	
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都千代 田区	取締役	☑有	口無	☑有	□無	
tみだ ふゆこ 墨田 冬子	東京都千代 田区	監査役	□有	☑無	□有	口無	

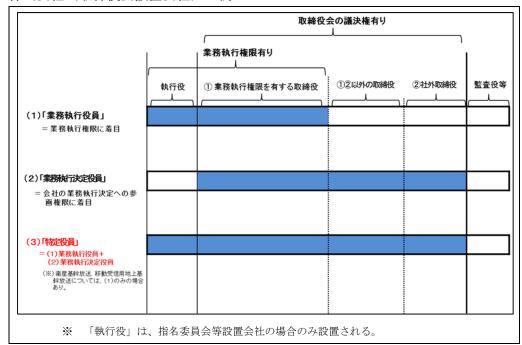
- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員 及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に 住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、注6に定める役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」としているところ、特定役員だけではなく監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、ふりがなの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注3)及び(注4)に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は(注2)に記載されていますが、地上基幹放送の業務を行う者の場合は、具体的には「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」となります。これらについては、下図を参照願います。

特定役員= 業務執行役員及び業務執行決定役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、(注5)にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、(注7) のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付 してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しく は下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとして

ください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- ・ マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ (注7)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) 第十一条 <u>申請等をする者に係る</u>住民票の写し、<u>登記事項証明書</u>その他の政令で 定める書面等<u>であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等</u> に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかか わらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した 個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定 めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により 確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(2) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

外国人等直接保有議決権割合(注7)

5. 98%

注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満 の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保 有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無訓	義決権株式(B)	1,000	
	議決	央権制限株式 ®	1,000	10
発	完	自己保有株式(1)	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。)における株主	
株	決	の相互保有対象議決権	の総数の4分の	☑有 □無
式	権	1 以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	200, 000	2,000
単元未満株式(H)		元未満株式(H)	1, 111	
総数	数(I)		205, 111	2,010
備和	考	1単元の株式数	100	

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は 団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対す る意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について 記載すること。
- (注2) 似の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) ®の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条

第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

- (注4) (ごの欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 即の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) (E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式及び同条第3項の規定により議決権が制限されている株式(以下この別表において「特定外国株式等」という。)の数を種類ごとに記載すること。
- (注8) ⑤の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- (注9) 州の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) (1)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式 数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行

株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

- イ 議決権割合に関する事項
 - (4) コミュニティ放送に係る申請の場合

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 番 (B)	株式 数 (株) (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
外国法人等	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
	の1以上を		New	****				
	占める者		York,					
			U.S.A					
	議決権の総	\setminus			2,000	20	1.00	\setminus
	数の1000分							
	の1未満を							
	占める者の							
	合計							
	(計 <mark>11</mark> 者)	\						
	(F)							
合 計					12,000	120	5. 98	

(注1) (A)から(D)までの欄は、(7)の(注3)から(注6)までに準じて記載 すること。

〈『の(注3)から(注6)〉

- (注3) (A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する 場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要 しない。
- (注5) ②の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、©から株主総会の 議決権を有しないこととされる株式 (アの©の議決権制限株式を 除く。) の数を減じて計算した数を記載すること。

- (注2) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(4)の(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注3) (F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注4) (C)及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

「外国人等直接保有議決権割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合」欄には、それぞれ該当する数値を記載してください。その際、注7にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください。(例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)

「議決権の総数」表

① 「外国人等直接保有議決権割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」表を添付してください。

- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。
- ③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

- ・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。
- ・ この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。
 - (参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号 [相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。

- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、 ご回答方よろしくお願いいたします。
- ④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11)に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等に

ついてのみ記載されたものであっても構いません。

⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12)にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。

「議決権割合に関する事項」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合 に関する事項」表を添付してください。
- ② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法人・団体株主について、漏れなく記載してください。

その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者において、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確 認、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国 籍確認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である基幹放送事業者にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなければならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければならないこととされていることから、これをもって、基幹放送事業者において、株主の国籍確認が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である基幹放送事業者にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着

実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者においては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定 機関の全ての構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・ 団体の構成員における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確 認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただく(※3)よう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※2 基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、基幹放送事業者による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は基幹放送事業者の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行うことが望ましいです。

③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」及び「(D) / 議決権の総数」について、 ⑦ の(注3) から(注6) 及び((の(注2) に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注2) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

- ⑤ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注12)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑥ (注13)にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑦ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、⑦の(注2)にあるとおり、社員、 評議員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。そ の際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者 が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数 の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等) を確認の上、それに沿って記載してください。

⑧ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第116条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第88条に定める方法に基づき行ってください。また外国人等 直接保有議決権割合が15%以上となる場合は、6か月ごとに公告しなければならないこ ととされています(放送法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。

(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

石板市山	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
欠格事由	特定役員(同号二)(注 9)	□有☑無
の有無 (注8)	議決権の割合(同号二及びホ) (注10)	□有☑無
(注8)	処分歴等(同号へからルまで)	□有☑無

- 注8 法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 注9 注6の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。
- 注10 注7の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。この場合において、コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は、法第93条第1項第7号二に係る欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

【記載に当たっての留意事項】

注8~注10に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(4) 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 7 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
欠格事由	特定役員(同号二)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	□有☑無
	処分歴等 (同号へからルまで)	□有☑無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 7にあるとおり、別表第六の一号の注6に定める役員の表、注7に定める議決権の総数及び議決権割合に関する事項の表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。
- ② 「欠格事由の有無」は、8に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(5) 別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 6 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 7 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□有☑無
欠格事由	特定役員(同号二)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	□有☑無
	処分歴等 (同号へからルまで)	□有☑無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 6にあるとおり、別表第六の一号の注6に定める役員の表、注7に定める議決権の総数及び議決権割合に関する事項の表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)~(3)の「記載に当たっての留意事項」を参考に記載してください。
- ② 「欠格事由の有無」は、7に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

2 変更届出

コミュニティ放送の業務の認定に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の様式 は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(3)に示す「記 載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

- ・別表第十九号「放送事項等の変更届出書」
- ・別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」及び「外国人等直接保有議決権割合」

(1) 別表第十九号「放送事項等の変更届出書」

【記載例】

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号 100-1234

住 所 東京都千代田区霞が関○-○-○

(ふりがな)

氏 名 株式会社()()エフエム

代表取締役社長 港 夏子

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2)特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合						
変更前	(注3)(注4)(注5) ・外国人等直接保有議決 権割合 5.98%	変更後	(注3)(注4)(注5) ・特定役員の氏名又は名称 別 紙のとおり。 ・外国人等直接保有議決権割合 8 76%			

- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について 電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は 名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「特定 役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有 議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載する こと。

注3 (略)

注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第 六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全て の役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載 すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載 し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍 抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を添付し、法人にあつては登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載 がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。

注6・7 (略)

【記載に当たっての留意事項】

- ① 外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(放送法第97条第2項)。
- ② 「変更事項」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」及び「外国人等直接保有議決権割合」のように変更があった外資規制関係事項を記載してください。
- ③ 「変更前」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」については特段 記載不要ですが、「外国人等直接保有議決権割合」については、変更前の数値を記載して ください。
- ④ 「変更後」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」については、「別紙のとおり。」と記載し、別表第六の一号の注6に定める役員の表を別紙として添付してください。「外国人等直接保有議決権割合」については変更後の数値を記載してください。また、当該変更内容を証する書類として別表第六の一号の注7に定める「議決権の総数」の表及び「議決権割合に関する事項」の表を添付し、表の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付してください。

(2) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」の注 に規定する様式

【記載例】

注 6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住所	役名	特定役員への 該当の有無		日本の国籍の 有無		備考
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都千 代田区	※取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○ 月○日昇任
みなと なつこ 港 夏子	東京都千 代田区	※代代表 取締役社 長(常)	☑有	□無	☑有	□無	令和〇年〇 月〇日昇任
こうとう しろう ※ 江東 四郎	東京都千 代田区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○ 月○日新任
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都千 代田区	取締役(常)	☑有	□無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都千 代田区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都千 代田区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
しながわ ごろう ※ 品川 五郎	東京都千 代田区	監査役	□有	☑無	口有	□無	令和○年○ 月○日新任

(注1)~(注7) (略)(※4)

※4 (注1) ~ (注7) は上記1 (1) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「特定役員の氏名又は名称」の変更届出は、注6に定める役員の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、特定役員への該当の有無、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。
- ② 本様式は、上記1(1)に従って記載してください。その際、変更箇所に※印を付し、 備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 特定役員が新たに就任した場合は、当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、認定更新の申請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇氏に係

る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの認定更新の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、認定の更 新及び地位の承継の認可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただ く必要があります。

④ 登記事項証明書は上記1(1)⑦のとおり、省略することが可能です。

(3) 別表第六の一号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」 の注に規定する様式

【記載例】

注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満であ る場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せ ず、割合が20%未満であることが分かる小数点以下の位まで記載し、その位未満 の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載す ること。)。コミュニティ放送に係る業務の認定の申請の場合は外国人等直接保 有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の欄の記載を要 しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
>~	無議決格	重株式(B)	1,000	
発	議決権制	削限株式(C)	1,000	10
行済	完全議	自己保有株式®	1,000	
株	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	相互保有株式(E)	1,000	
式		特定外国株式(F)	0	
(A)		その他(G)	※ 250, 000	※ 2,500
(A)	単元未満	请株式 (ℍ)	1, 111	
総数	数(1)		※ 255, 111	※ 2,510
備和	 考	1単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1)~(注13) (略)(※5)

イ 議決権割合に関する事項

(4) コミュニティ放送に係る申請の場合

氏 住所 法人 株式 議決権の 機 (D) / 議決権の 機 (D) / 議決権の 機 (D) 機 (D) (E) (E)

	i	義決権の総	***	New	****	*	*	*		
	娄	数の1000分		York,	****	20,000	200	7. 97		
	a	01以上を		New	****					
	_ _	らめる者		York,						
夕				U.S.A						
	国目記	義決権の総				2,000	20	*	\setminus	
	ム 人	数の1000分						0.80		
4	等 0	り1未満を								
	_ _	ちめる者の								
	1	計								
		(計 <mark>11</mark> 者)	\							
		(F)			\					
	合	計				*	*	*		
		ĀΙ				22,000	220	8. 76		
	変更多	年月日 令和	〇年()月〇日						
(注	1) ′	~(注4)	(略)							

※5 アの(注1)~(注13)及びイ(()の(注1)~(注4)は上記1(2)を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、これらの数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※6)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※7)。「外国人等直接保有議決権割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

- ※6 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変 更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。
- ※7 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

~変更届出の閾値について~

- 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を放送法施行規則(第76条第5項・第6項)において規定しています。
- 具体的には、下表のとおり、外国人等直接保有議決権割合に関し、①「5%未満」、
 - ②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- 〇 また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接保有 議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少な いとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

			変更後の外国人等直接	保有議決権割合	
		①5%未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上
変更前のぬ	① 5 %未満 不要		必要	必要	必要
加人等直接	② 5 %以上15%未満	不要	1 %以上の増 必要 減又は1 %未満増 不要	必要	必要
変更前の外国人等直接保有議決権割合等	③15%以上 不要		不要	0.1%以上の増 必要 減又は0.1%未満増 不要	必要
	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合		必要	必要	必要

- 〇 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が5.98%、変更後に外国人等 直接保有議決権割合が8.76%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、変更前の割合が「②5%以上15%未満」のカテゴリーにあり、変更後に2.78%増加しており、カテゴリー②は1%以上の増加である場合に変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合の変更届出を行う。

O なお、外国人等直接保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の確定が 行われた場合、その確定前の外国人等直接保有議決権割合を起点としての変更をいう のであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接保有議決権割合を起点と しての変更をいうものではないですので、ご留意ください。

- ② 「外国人等直接保有議決権割合」欄は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所に ※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する 書類を添付してください。
- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第97条第2項において、「変更があつたとき、(略) 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外 国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の 事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は 合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくこと があります。

例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として 行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、特定役員等の他の変更事項とともに 定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催 前に、ある程度の余裕をもって、具体的には5月末までに行ってください。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

・別表第二十一号の五「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況 の報告書」

【記載例】

別表第二十一号の五 (第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇エフエム

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注 1)

放送法第116条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

- 1 外資規制に係る研修の実施状況
- (1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならな いようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- (2) ○○総合通信局で令和○年○月に開催された外資規制に係る研修に参加した。また、変更届出に際し、○○の点が不明であったため、○月○日、○○総合通信局に問合せを行った。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無について、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

	の旨の周知ペーパーを同封する(本事業					
	年度にお	いても実施。)。				
	(2) 9月30	日の議決権の確定	※ 及び3月31			
	日の議決権	の確定に際しては	、放送法第116			
	条第1項及	び第2項に規定す	る名義書換拒			
	否制度を適用した。					
亦更の見川と悪しわなったり見し	変更年月日	変更前	変更後			
変更の届出を要しなかつた外国人	令和○年3月	5. 98%	5.00%			
等保有議決権割合の変更(注2)	31日					
外国人等保有議決権割合に係る様	変更年月日					
式の内容の変更(注3)	令和○年9月30日					
再発を防止するために講じた措置		_				
の実施状況 (注4)						

- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- 注3 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合 又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定す る様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものと して同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に 変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付する こととされている書類を添付すること。
- 注4 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた 認定基幹放送事業者に限る。
- 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(放送法第116条の2、放送法施行規則第91条の2・第91条の3・第91条の4)。

【報告対象事項】

- ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況
- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表又は「議 決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容(※8)
 - ※8 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが免許を取り消 さないこととされた基幹放送局における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、総合通信局で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、総合通信局に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主における国籍確認(株式会社の場合。株式会社以外の法人・団体にあっては構成員の国籍確認。)の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。す

なわち、外国人等直接保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変 更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。 ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし 小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわ かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例: 19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが免許を取り消さないこととされた免許人については、外資規制に係る欠格事由 に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願います。

VI 衛星基幹放送の業務の認定の申請等

1 認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請

衛星基幹放送の業務に係る認定、認定の更新及び地位の承継の認可の申請に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(5)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式 (※1)

【認定及び認定更新の申請】

- 〇放送法施行規則
 - ・別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」、 「外国人等直接保有議決権割合」及び「欠格事由の有無」

【地位の承継の認可の申請】

- 〇放送法施行規則
 - 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
 - ・別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - ・ 電波利用ホームページ 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

総務省 放送政策の推進 放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/housou_gaishi.html

衛星放送政策ポータルサイト「各種様式」
 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/eiseisaku/housou.html

(1) 別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」

【記載例】

特定役員の氏名又は名称(注8)	別紙のとおり。	
注人又は団体の提合に限って記載す	スーレレー 次に提げる様式に上し記録	ŧŀ

注8 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏 名	住所	役名	担当 部門		員への D有無		国籍の 無	備考
ちょだ はるこ 千代田 春子	東京都千代田区	取締役会長		☑有	□無	☑有	□無	業決で業役い 教定あ務員 で業役い
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中 央区	代代表取締役社長(常)	経営 統括	☑有	□無	☑有	□無	
みなと なつこ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	総務	☑有	□無	☑有	□無	
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新 宿区	取締役(常)	編成	☑有	□無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都文京区	取締役		☑有	□無	☑有	□無	業決で業役い 執役の執で も うして行な
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台東区	取締役		☑有	□無	☑有	□無	業決で業役い 務定あ務員 で業役い
tみだ ふゆこ 墨田 冬子	東京都墨田区	監査役		□有	✓ 無	口有	□無	

- (注1) 株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注2) 特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員 及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決 定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役 員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役 員をいう。

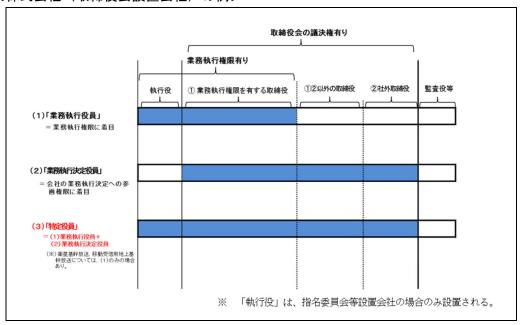
- (注3) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に 住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- (注4) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、 常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注5) 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- (注6) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
 - (7) 業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨
 - (4) 予定のものについてはその旨
- (注7) 株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、 注8に定める役員の表を別紙として添付してください。
- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、(注1)において「株式会社にあつては役員・・・について記載すること」としているところ、特定役員だけではなく監査役を含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、ふりがなの付記が必要であることに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、(注3) 及び(注4) に基づき漏れなく記載してください。 その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに 準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要 であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は(注2)に記載されていますが、衛星基幹放送の業務を行う者の場合は、原則は業務執行役員及び業務執行決定役員ですが、業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあっては、業務執行役員です。これらについては、下図を参照願います。

原則: = 業務執行役員及び業務執行決定役員

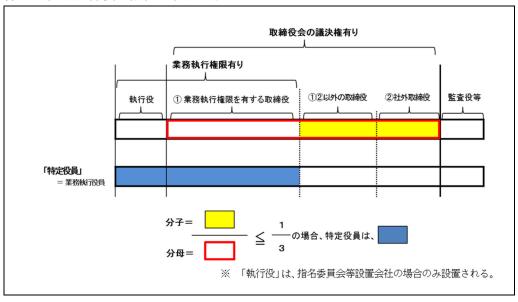
<株式会社(取締役会設置会社)の例>



衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送における特例

= 業務執行決定役員であって業務執行役員でない者の数の当該法人又は団体の業 務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合、業務執行役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、(注5)にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、(注7) のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付 してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しく は下記2(2)③をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとしてください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- ・ マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ (注7)では登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書

に全ての役員が記載されている法人・団体にあっては、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

登記事項証明書に代表者以外の役員が記載されていない法人・団体にあっては、全ての役員の一覧が記載されている登記事項証明書以外の書類を添付してください。例えば、特定非営利活動法人にあっては、役員の変更があった場合に所轄庁に提出する届出に添付されている役員一覧等を添付してください。

(参考) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) 第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(2) 別表第六の二号「地上基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」

【記載例】

外国人等直接保有議決権割合(注9) 5.98%

注9 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し 小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満であ る場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せ ず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満 の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載す ること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)					
	無調	義決権株式(B)	1,000						
	議決	央権制限株式(c)	1,000	10					
発	完	自己保有株式(1)	1,000						
行	全	相互保有株式(E)	1,000						
済	議	申請者(子会社を含む。	請者 (子会社を含む。) における株主						
株	決	の相互保有対象議決権	☑有 □無						
式	権	1 以上の保有の有無							
(A)	株	特定外国株式(F)	0						
	式	その他(G)	200, 000	2,000					
	単元	元未満株式(出)	1, 111						
総数	数(I)		205, 111	2,010					
備和	<u></u> 考	1単元の株式数	100						

- (注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は 団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対す る意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について 記載すること。
- (注2) 似の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注3) 圏の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決

権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

- (注4) ©の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- (注5) 図の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- (注6) Eの欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- (注7) F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。
- (注8) ⑤の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する 株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載す ること。
- (注9) 側の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- (注10) 川の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- (注11) 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- (注12) 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式 数の欄の記載を要しない。
- (注13) 法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行 株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。
- イ 議決権割合に関する事項

	区分	氏名又は名称	住所 (A)	法 人 番 (B)	株式 数 (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考
	議決権の総	***	New	****	10,000	100	4. 98	
	数の1000分		York,	****				
外国法人等	の1以上を		New	****				
	占める者		York,					
			U.S.A					
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計1者) (F)				2,000	20	1.00	
合 計					12,000	120	5. 98	

- (注1) 外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。
- (注2) 申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。
- (注3) 刷の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずる もの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては 本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- (注4) 圏の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- (注5) ②の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
- (注6) 即の欄は、申請者が株式会社である場合は、©から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの©の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

- (注7) (E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- (注8) F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について小数点以下の位を合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計 者)」に記載すること。
- (注9) (②及び®を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(⑥及び®に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

「外国人等直接保有議決権割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合」欄には、該当する数値を記載してください。その際、注9にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

「議決権の総数」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」表を添付してください。
- ② (注2)にあるとおり、「発行済株式」の各項目は、申請者が株式会社である場合に記載してください。申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は記載不要です。

③ 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」、「その他」及び「単元未満株式」は、(注3)から(注9)にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

- ・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。
- ・ この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。
 - (参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号[相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

- ・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。
- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できな

い場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、 ご回答方よろしくお願いいたします。

④ 「総数」には、(注10) にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者については「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特定外国株式」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者については「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してください。

なお、株式会社以外の法人・団体にあっては、「議決権の数(個)」列の「総数」に、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定機関の議決権の総数を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って算出してください。

⑤ (注11)に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑥ 「備考」の「1単元の株式数」は、(注12) にあるとおり、単元株式数を定款で定めていない株式会社にあっては記載する必要はありません。また、株式会社以外の法人・団体にあっても記載する必要はありません。

「議決権割合に関する事項」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合 に関する事項」表を添付してください。
- ② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法 人・団体株主について、漏れなく記載してください。 その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者において、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確 認、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国 籍確認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、上場会社等である基幹放送事業者にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなければならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければならないこととされていることから、これをもって、基幹放送事業者において、株主の国籍確認が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である基幹放送事業者にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当

することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

~株式会社以外の法人・団体における構成員の国籍確認について~

- ・ 外資規制に係る欠格事由は基幹放送の業務の認定の取消事由であることから、基幹 放送事業者においては、社員総会、評議員会又は理事会といった法人・団体の意思決定 機関の全ての構成員を対象に、個人の構成員における日本の国籍の有無の確認、法人・ 団体の構成員における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「構成員の国籍確 認」といいます。)が常に行われている必要があります。
- ・ この点、例えば、新たに構成員となった個人又は法人・団体に対し、構成員の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人の構成員において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告をいただく(※3)よう、平素から構成員に対して依頼する(例えば、社員総会、評議員会又は理事会等の案内状にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、構成員の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※2 基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、基幹放送事業者による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は基幹放送事業者の裁量に委ねられますが、報告がなされた場合は、基幹放送事業者において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行うことが望ましいです。
- ③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」及び「(D)/議決権の総数」について、

(注3)から(注7)に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、(注7) にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

- ⑤ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、(注8)にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑥ (注9)にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布 状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付して ください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作 成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主 たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、株式会社など、登記事項証明書に「単元株式数」、「発行済株式の総数」等の株式又は議決権に関する事項が記載されている法人・団体にあっては、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。日本放送協会、放送大学、特定非営利活動法人等の登記事項証明書に代表権を有する者以外の理事等が記載されていない法人・団体にあっては、登記事項証明書の添付は不要ですが、定款を添付してください。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑦ 申請者が株式会社以外の法人・団体である場合は、(注2)にあるとおり、社員、評議員又は理事といった意思決定機関の構成員についての事項を記載してください。その際、定款等における議決権の数に関する規定(1人が1個有するとする規定、特定の者が議決権を多く有する又は一切有さないとする規定、正会員、準会員又は賛助会員等複数の種類

の会員が設けられている場合において正会員のみが議決権を有するとする規定等)を確認の上、それに沿って記載してください。

⑧ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第116条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第88条に定める方法に基づき行ってください。また外国人等 直接保有議決権割合が15%以上となる場合は、6か月ごとに公告しなければならないこ ととされています(放送法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。

(3) 別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

石松東山	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)		有	Y	無	
欠格事由の有無	特定役員(同号二)(注11)		有	Y	無	
(注10)	議決権の割合(同号二及びホ) (注12)		有	Y	無	
(注10)	処分歴等(同号へからルまで)		有	Y	無	
注10 法第	第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記	!載する も	っのと	し、	司欄の□	
には、	該当する事項にレ印を付けること。					
注11 注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。						
注12 注9	の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載	すること	0			

【記載に当たっての留意事項】

注10~注12に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(4) 別表第二十号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 7 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 8 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	有	✓ 無
欠格事由	特定役員(同号二)	有	✓ 無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	有	✓ 無
	処分歴等 (同号へからルまで)	有	✓ 無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 7にあるとおり、別表第六の二号の注8に定める役員の表、注9に定める「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)及び(2)を参照願います。
- ② 「欠格事由の有無」は、8に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(5) 別表第二十一号「基幹放送の業務認定承継認可申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

- 6 別表第六号の注に定める役員、議決権の総数及び議決権割合に関する事項の様式、別表第七号の様式による事業計画書、別表第八号の様式による事業収支見積り並びに別表第九号の様式による基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 7 欠格事由に関する事項(法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付け、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。ただし、衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行おうとする場合にあつては、同号ホを除く。)

	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	有	✓ 無
欠格事由	特定役員(同号二)	有	✓ 無
の有無	議決権の割合(同号二及びホ)	有	✓ 無
	処分歴等 (同号へからルまで)	有	✓ 無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 6にあるとおり、別表第六の二号の注8に定める役員の表、注9に定める「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)及び(2)を参照願います。
- ② 「欠格事由の有無」は、7に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

2 変更届出

衛星基幹放送の業務の認定に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の様式は、 次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)及び(2)に示す「記載 例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

- ・別表第十九号「放送事項等の変更届出書」
- ・別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」及び「外国人等直接保有議決権割合」

(1) 別表第十九号「放送事項等の変更届出書」

【記載例】

別表第十九号 (第76条第4項関係)

放送事項等の変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

申 請 者

郵 便 番 号 100-1234

住 所 東京都千代田区霞が関○-○-○

(ふりがな)

氏 名 株式会社〇〇衛星放送

代表取締役社長 港 夏子

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇 〇 〇

法 人 番 号 🔾 🔾 🔾 🔾 🔾

(注1)

放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項 (注2) 特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合変更前(注3) (注4) (注5)・特定役員の氏名又は名称 別 紙のとおり。
・外国人等直接保有議決 権割合 5.98%

- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について 電波法の規定による免許を受けようとする者又は当該免許を受けた者の氏名又は 名称」、「放送事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「基幹 放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における 当該一部を構成する設備の概要」、「設備等維持業務の委託先の氏名又は名称」、「 特定役員の氏名又は名称」、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接 保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」のように記載 すること。

注3 (略)

注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第 六号の注に規定する様式を添付することとし、株式会社にあつては変更後の全て の役員、その他の法人又は団体にあつては変更後の全てのこれに準ずる者を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付し、法人にあつては登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注5 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付することとし、変更後の内容を記載すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。法人(様式の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注6・7 (略)

【記載に当たっての留意事項】

- ① 外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(放送法第97条第2項)。
- ② 「変更事項」欄は、「特定役員の氏名又は名称」又は「外国人等直接保有議決権割合」 のように変更のあった外資規制関係事項を記載してください。
- ③ 「変更前」欄は、注4及び注5に基づき、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は 名称」の変更にあっては特段記載不要ですが、「外国人等直接保有議決権割合」の変更に あっては、変更前の数値を記載してください。
- ④ 「変更後」欄は、注4及び注5に基づき、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名又は名称」については、「別紙のとおり。」と記載し、別表第六の二号の注8に定める役員の表を別紙として添付し、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。「外国人等直接保有議決権割合」の変更にあっては、変更後の数値を記載して、当該変更内容を証する書類として別表第六の二号の注9に定める「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を添付し、表の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付してください。

(2) 別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「特定役員の氏名又は名称」の注 に規定する様式

【記載例】

注8 (略) (※ 4)							
<u>ふりがな</u> 氏 名	住所	役名	担当 部門		:員への D有無		国籍の 無	備考
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中央区	※取締役 会長		☑有	□無	☑有	□無	令和○年○月 ○日昇任 業務執行決定 役員であって 業務執行役員 でない
みなと なつこ 港 夏子	東京都中央区	※代代表 取締役社 長(常)	経営 統括	☑有	□無	☑有	口無	令和○年○月 ○日昇任
こうとう しろう ※ 江東 四郎	江東区	取締役(常)	総務	☑有	□無	☑有	□無	令和○年○月 ○日新任
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	編成	☑有	口無	☑有	□無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東 京 都 文京区	取締役		☑有	口無	☑有	□無	業務執行決定 役員であって 業務執行役員 でない
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台東区	取締役		☑有	口無	☑ 有	□無	業務執行決定 役員であって 業務執行役員 でない
しながわ ごろう ※ 品川 五郎	東京都品川区	監査役		□有	☑無	口有	□無	令和○年○月 ○日新任
(注1)~	(注7)	(略)						

※4 注8、(注1) ~ (注7) は上記1 (1) を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「特定役員の氏名又は名称」の変更届出は、注8に定める役員の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、担当部門、特定役員への該当の有無、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。
- ② 本様式は、上記1(1)に従って記載してください。その際、変更箇所に※印を付し、

備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

③ 特定役員が新たに就任した場合は、当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、認定更新の申請等において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの認定更新の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、認定の更 新及び地位の承継の認可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただ く必要があります。

- ④ 登記事項証明書は上記1(1)⑦のとおり、省略することが可能です。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第97条第2項において、「変更があつたとき、(略) 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出にあたっては、役員名簿の作成や日本の国籍を有することの証拠書類の整備等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

(3) 別表第六の二号「衛星基幹放送の業務認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」の注に規定する様式

【記載例】

注9 (略)(※5)

ア 議決権の総数

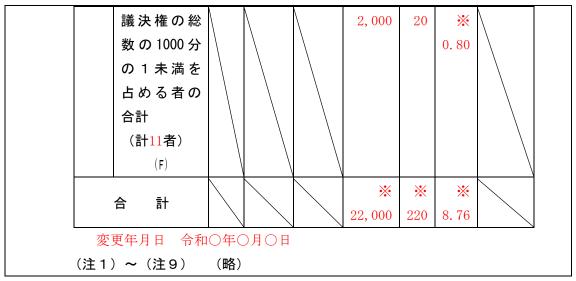
		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無訓	義決権株式(B)	1,000	
	議》	央権制限株式(C)	1,000	10
発	完	自己保有株式®	1,000	
行	全	相互保有株式(E)	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。		
株	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無
式	権	1 以上の保有の有無		
(A)	株	特定外国株式(F)	0	
	式	その他(G)	※ 250, 000	※ 2, 500
単元未満株式(!!)			1, 111	
総数	数(i)		※ 255, 111	※ 2,510
備和	考	1単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

(注1) ~ (注13) (略)

イ 議決権割合に関する事項

	区	分	氏名又は名称	住所 (A)	法人 番号 (B)	株数 (k) (C)	議決権の数個の	D/議決権の総数%(E)	備考	
L-A	議決	快権の総	***	New	****	*	*	*		
外 国	数 0)1000分		York,	****	20,000	200	7. 97		
法		以上を		New	****					
人等	占め	る者		York,						
ন				U.S.A						



※5 注9アの(注1)~(注13)及びイの(注1)~(注9)は上記1(2)を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「外国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、その数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※6)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※7)。「外国人等直接保有議決権割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

- ※6 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変 更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。
- ※7 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

~変更届出の閾値について~

○ 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を放送法施行規則(第76条第5項・第6項)において規定しています。

- 具体的には、下表のとおり、外国人等直接保有議決権割合に関し、①「5%未満」、
 - ②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- O また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接保有 議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少な いとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

	変更後の外国人等直接保有議決権割合									
		① 5 %未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上					
変更前のぬ	① 5 %未満	不要	必要	必要	必要					
加人等直接	② 5 %以上15%未満	不要	1%以上の増 必要 減又は1%未満増 不要	必要	必要					
変更前の外国人等直接保有議決権割合等	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 必要 減又は0.1%未満増 不要	必要					
指合等	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要					

- 〇 具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が5.98%、変更後に外国人等 直接保有議決権割合が8.76%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、変更前の割合が「②5%以上15%未満」のカテゴリーにあり、変更後に2.78%増加しており、カテゴリー②は1%以上の増加である場合に変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合の変更届出を行う。

- なお、外国人等直接保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の確定が 行われた場合、その確定前の外国人等直接保有議決権割合を起点としての変更をいう のであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接保有議決権割合を起点と しての変更をいうものではないですので、ご留意ください。
- ② 「議決権の総数」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所に ※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する 書類を添付してください。上記注9の様式のアの(注11)により、登記事項証明書の添付が 必要となりますが、上記1(2)⑤のとおり、省略することが可能です。

- ③ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ④ 変更届出の時期については、放送法第97条第2項において、「変更があつたとき、(略) 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外 国人等直接保有議決権割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の 事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は 合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくこと があります。

特に、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、「特定役員の氏名又は名称」の変更届出とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

・別表第二十一号の五「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況 の報告書」

【記載例】

別表第二十一号の五 (第91条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

(ふりがな)

氏 名 株式会社○○衛星放送

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注 1)

放送法第116条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

- 1 外資規制に係る研修の実施状況
- (1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならな いようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接保有議決権割合の変 更に係る手続やその実施体制につ いて、関係者間での意識合わせを 実施。
- (2) 衛星・地域放送課で令和○年○月に開催された外資規制に係る研修に参加した。また、変更届出に際し、○○の点が不明であったため、○月○日、衛星・地域放送課に問合せを行った。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無について、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

の旨の周知ペーパーを同封する(本事業						
	年度にお	いても実施。)。				
	(2) 9月30	日の議決権の確定	で 及び3月31			
	日の議決権	の確定に際しては	、放送法第116			
	条第1項及	び第2項に規定す	る名義書換拒			
	否制度を適用した。					
変更の届出を要しなかつた外国人	変更年月日	変更前	変更後			
等直接保有議決権割合又は外国人	令和○年3月	5. 98%	5. 00%			
等保有議決権割合の変更 (注2)	31日					
外国人等直接保有議決権割合又は		変更年月日				
外国人等保有議決権割合に係る様	令和○年9月30日					
式の内容の変更(注3)						
再発を防止するために講じた措置	-					
の実施状況(注4)						

- 注1 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注2 記載の事業年度に係る法第97条第2項ただし書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、別表第六号の注に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- 注3 記載の事業年度に係る第91条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権割合 又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六号の注に規定す る様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し、変更内容を証するものと して同様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に 変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付する こととされている書類を添付すること。
- 注4 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた 認定基幹放送事業者に限る。
- 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 衛星基幹放送の業務を行う基幹放送事業者は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(放送法第116条の2、放送法施行規則第91条の2・第91条の3・第91条の4)。

【報告対象事項】

- ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況
- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表又は「議 決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容(※8)
 - ※8 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが認定を取り消さないこととされた基幹放送事業者における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の 実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、衛星・地域放送課で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、衛星・地域放送課に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主の 国籍確認 (株式会社の場合。株式会社以外の法人・団体にあっては構成員の国籍確認。) の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制 度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかった外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割

合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。すなわち、外国人等直接保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変 更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。 ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし 小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわ かる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例: 19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決 権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付 してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し てください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが認定を取り消さないこととされた基幹放送事業者については、外資規制に係る 欠格事由に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願い ます。

Ⅲ 認定放送持株会社の認定の申請等

1 認定及び地位の承継の認可の申請

認定放送持株会社に係る認定及び地位の承継の認可の申請に用いられる外資規制関係 事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から (5)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式 (※1)

【認定の申請】

〇放送法施行規則

・別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏名」、「外国人等直接保有議決権割合」、「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」及び「欠格事由の有無」

【地位の承継の認可の申請】

- 別表第六十五号「認定放送持株会社承継認可申請書」
- · 別表第六十六号「認定放送持株会社承継認可申請書」
- ※1 各様式は、次の総務省のホームページで公開していますので、ご活用ください。
 - 電波利用ホームページ 放送分野における外資規制:

https://www.tele.soumu.go.jp/j/download/proc/rfi/index.htm

・ 総務省 放送政策の推進

放送分野における外資規制:

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/hous ou_gaishi.html

地上基幹放送局の免許手続等に関する情報提供ポータルサイト

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/1228
31.html

(1) 別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏名」

【記載例】

1	申請対象	会社に	関する	事項
---	------	-----	-----	----

特定役員の氏名(注2) 別紙のとおり。

(注2) 次に掲げる様式により記載すること。

(江と) 人に関いる様式にあり記載すること。								
ふりがな 氏名	住所	役名	特定役員への該当 の有無	日本の国籍の有無	備考			
ちょだ はるこ 千代田 春子	東京都千代 田区	取締役会女	☑有 □無	☑有 □無				
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中央区	代代表取締役社長(常)	☑有 □無	☑有 □無				
みなと なつこ 港 夏子	東京都港区	取締役(常)	☑有 □無	☑有 □無				
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有 □無	☑有 □無				
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都文京区	取締役	☑有 □無	☑有 □無				
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台東 区	取締役	☑有 □無	☑有 □無				
すみだ ふゆこ 墨田 冬子	東京都墨田区	監査役	□有 ☑無	□有 □無				

- 注 1 特定役員とは、表現の自由享有基準第 2 条第13号に規定する業務執行役員 及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。
- 注2 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。
- 注3 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「代」の文字を、常 勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- 注4 日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。
- 注5 備考の欄は、予定のものについてはその旨を記載すること。
- 注 6 特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例:戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。 。また、登記事項証明書を添付すること。

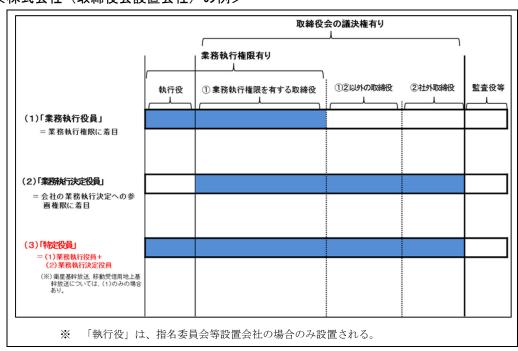
【記載に当たっての留意事項】

① 記載例にあるとおり、「特定役員の氏名」欄に「別紙のとおり。」と記載の上、(注2)に定める役員の表を別紙として添付してください。

- ② 「氏名」は、特定役員の記載漏れを防止する観点から、特定役員だけではなく監査役を 含む全ての役員について漏れなく記載してください。なお、ふりがなの付記が必要である ことに留意願います。
- ③ 「住所」及び「役名」は、注2及び注3に基づき漏れなく記載してください。その際、「住所」については都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあってはこれに準ずるもの)の記載で足りること、「役名」については「代」及び「(常)」の付記が必要であることに留意願います。
- ④ 「特定役員への該当の有無」は、全ての役員を対象に「有」又は「無」にレ印を記入してください。なお、「特定役員」は注1に記載されていますが、認定放送持株会社の場合は、具体的には「業務執行役員」及び「業務執行決定役員」となります。これらについては、下図を参照願います。

特定役員= 業務執行役員及び業務執行決定役員

<株式会社(取締役会設置会社)の例>



⑤ 「日本の国籍の有無」は、注4にあるとおり、全ての特定役員(「特定役員への該当の有無」欄において「有」にレ印を記載した役員)について、日本の国籍を有する場合は「有」に、有さない場合は「無」にレ印を記載してください。

なお、特定役員が日本の国籍と他国の国籍との二重国籍を有する場合は、役員規制に関

する欠格事由に該当しない取扱いをします。該当する特定役員に係る下記⑥の証拠書類の提出については、日本の国籍を有することの証拠書類の提出のみで足り、他国の国籍を 有することの証拠書類の提出は不要とします。

一人でも日本の国籍を有さない者が特定役員に就任している場合は、役員に関する欠 格事由に該当していることになりますので、十分にご留意願います。

- ⑥ 全ての特定役員について、注6のとおり日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください(変更届出の場合は新任の特定役員についてのみの添付となります。詳しくは下記2(2)②をご覧ください。)。証拠書類は、例えば、次の書類を添付願います。
 - 戸籍抄本(当該特定役員に関する部分のみで可。1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 本籍の記載のある住民票の写し(1年以内に発行されたものに限る。)
 - ・ 旅券(パスポート)(現に有効なものに限る。)の顔写真が入ったページの写し(1年 以内に作成(コピー、スキャン、カメラ撮影等)されたものに限る。)

なお、戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写しは、発行年月日がわかるものとしてください。また、例えば家族の情報やマイナンバー等、特定役員が日本の国籍を有することの確認に必要な情報以外の情報は、黒塗りされていても構いません。

また、旅券(パスポート)の顔写真が入ったページの写しは、余白に「この写しは〇年〇月〇日に作成したもの」と記載する等、作成年月日(コピー、スキャン、カメラ撮影等をした日)がわかるものとしてください。

これらのほか、本籍が確認できる限りにおいて、運転免許証のICチップに記録されている本籍情報について、警察署等の端末での確認結果を印字したもの及びスマホアプリでの確認結果を画面コピーしたものでも構いません。この場合、氏名が記載されている等当該本籍情報がその特定役員のものであること、運転免許証の有効期間内であることが確認できることが必要です。

また、次の書類は証拠書類として用いないこととします。

- ・ 本籍の記載のない住民票の写し(日本の在留資格を持つ外国人であっても住民基本台帳に記録され、住民票の写しの交付を受けることができ、本籍の情報がない限り日本の国籍を有するか判断できないため。)
- ・ 運転免許証の写し(現在、券面上に本籍の記載がなく、券面の写しでは日本国籍を有することが確認できないため。)
- マイナンバーカードの写し(外国人でも取得することができるため。)
- 1年以内に発行されたものではない戸籍抄本及び本籍の記載のある住民票の写し
- 1年以内に作成されたものではない旅券(パスポート)の顔写真入りのページの写し
- ⑦ 注6では登記事項証明書の添付を求めていますが、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続法)第11条の規定に基づき、添

付の省略が可能です。

(参考)情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(2) 別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」「外国 人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

【記載例】

1 申請対象会社に関する事項

外国人等直接保有議決権割合(注3)	4. 23 %
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接	15. 23 %
保有議決権割合とを合計した割合(注3)	

(注3) 小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四 捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨 五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることが わかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載 すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、 記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア 議決権の総数

		区 分	株式数 (株)	議決権の数(個)				
	無訓	義決権株式(A)	1,000					
	議決	央権制限株式(B)	1, 000	10				
2 %	完	自己保有株式©	1,000					
発行	全	相互保有株式®	1,000					
1」	議	申請者(子会社を含む。	請者(子会社を含む。)における株主					
株	決	の相互保有対象議決権	の総数の4分の	☑有 □無				
式	権	1 以上の保有の有無						
16	株	特定外国株式等(E)	0					
	式	その他(F)	200, 000	2,000				
	単ラ	元未満株式似	1, 111					
総数	数 (H)		205, 111	2,010				
備和	考	1単元の株式数	100					

- 注1 最近日現在の議決権の状況について記載すること。
- 注2 (A)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決

権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない

- 注3 (B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。
- 注4 (3)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。
- 注5 ②の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式 (以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者 (子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する口にレ印を付けた上で、総数を記載すること。
- 注6 Eの欄は、法第161条第1項又は同条第2項において準用する法第116 条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式 、法第161条第2項において準用する法第116条第3項の規定により議 決権が制限されている株式及び法第164条第1項の規定により議決権 を有しないこととなる株式(以下この別表において「特定外国株式等」 という。)の数を種類ごとに記載すること。
- 注7 Fの欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式等に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。
- 注8 個の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。
- 注9 川の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。
- 注10 表に記載の内容を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。
- 注11 単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。
- 注12 法第159条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時

発行株式の状況を記載すること (イにおいて同じ。)。 議決権割合に関する事項 1 氏名又は 住所 議決権 外資系日本法人の議じの (E) × 備考 [人番号 |決権を有する外国法| 比 (G) (%) (I) 、議決権の 数 人等 (株) (C) の 名称 数個 外資系日本剛問 (B) 区 分 法人の議決 氏名又は名称 総数 権の総数に 対する議決 権の比率® (G) 議決権の総数の 1000分の1以上 外 を占める者 玉 議決権の総数の 法 1000分の1未満 を占める者の合 人 計 等 記載例は別記3-1のとおり。 (計 者) (J) 外資系日本法人 議決権の総数の 10分の1以上を 占める者

合

計

- 注1 外国法人等とは、法第159条第2項第5号イ(1)から(3)までに掲げる 者をいい、外資系日本法人とは、外国法人等が議決権を有する日本の 法人又は団体をいう。外資系日本法人の議決権を有する外国法人等に ついては、第185条第4項の規定により外国法人等とみなされる法人 又は団体についても記載すること。
- 注2 刷の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店 又は主たる事務所の所在地を記載すること。
- 注3 周の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載 すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。
- 注5 (E)の欄は、アの側に記載した議決権の総数に対するイの側の比率を記載すること。
- 注6 「及び⑥の欄は、次の場合に記載すること。

- 同 申請者の議決権の総数の10分の1以上を占める外資系日本法人について、当該外資系日本法人に対して一の外国法人等が10分の1以上の議決権を有する場合。なお、当該外資系日本法人に対して10分の1以上の議決権を有する外国法人等が二以上ある場合は、それぞれの外国法人等について記載すること。
- (イ) 一の外国法人等が申請者の議決権を有する二以上の外資系日本法人の議決権を有している場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が10分の1未満であるときに、当該外資系日本法人が直接に占める申請者の議決権の割合(1000分の1以上であるものに限る。)に、当該一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合を乗じて計算し、当該一の外国法人等に関する割合を合算した結果が10分の1以上となる場合。
- 注7 (1)の欄は、ほの比率にほの比率を乗じて計算した比率を記載すること
 - (7) (3)の比率が2分の1を超える場合は、(3)の比率に(3)の比率を乗ずることなく、(3)の比率をそのまま(1)の欄に記載すること。
 - (イ) 外資系日本法人に二以上の外国法人等が議決権を有する場合は、(E) の比率に(B) の比率を合算した比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、一の外国法人等が当該外資系日本法人の2分の1を超える議決権を有する場合は、(E) の比率に(B) の比率を合算した比率を乗ずることなく、(E) の比率をそのまま(I) の欄に記載すること。
- 注8 (E)及び(G)から(I)までの欄は、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。
- 注9 備考の欄は、第185条第3項から第5項までの規定に該当する場合は、その旨を記載すること。外資系日本法人にあつては、これらに加えて ⑥の比率の確認方法を記載すること。
- 注10 川の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「 (計 者)」に記載すること。

注11 (()及び(D)を証する書類(例:株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((()及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

【記載に当たっての留意事項】

「外国人等直接保有議決権割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄

「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄には、それぞれ該当する数値を記載してください。その際、(注3)にあるとおり、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください。(例えば、19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)

「議決権の総数」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権の総数」 表を添付してください。
- ② 「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」、「その他」及び「単元未満株式」は、注2から注8にあるとおりに記載してください。

その際、単元未満株式については、「無議決権株式」、「議決権制限株式」、「自己保有株式」、「相互保有株式」、「特定外国株式等」及び「その他」には計上せず、「単元未満株式」に一括して計上してください。

また、「議決権の数」として計上されるのは「議決権制限株式」及び「その他」のみであることに留意願います。

また、「相互保有株式」については、次のとおり対応願います。

~相互保有株式について~

- ・ 相互保有株式については、会社法第308条第1項に「株式会社がその総株主の議決権 の四分の一以上を有することその他の事由を通じて、株式会社がその経営を実質的に 支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主」と規定されてい ます。
- · この相互保有株式は、株主総会において議決権が認められない株式とされています ので「議決権の数」の「総数」から除きます。
- ・ これは、子会社をあわせて、あるいは子会社のみで総株主の議決権の四分の一以上を 有する場合も対象となります。

(参考)『株式会社法第8版』江頭憲治郎(有斐閣)

「ある会社(外国会社を含む)・組合等(A)の議決権の総数の四分の一以上をほかの株式会社(B)が有する場合にAが有するBの株式(会社三〇八条一項括弧書・三二五条、会社則六七条・九五条五号[相互保有株式]。親会社(C)とその子会社をあわせて、または子会社のみで、Aの議決権の総数の四分の一以上を有する場合にも、Aは、その保有するCの株式につき議決権を有しない」

- ・ これらに留意し、相互保有株式を確実に確認の上、「申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無」欄の該当する口に レ印を付すとともに、株式数を記載してください。
- ・ なお、総務省においては、提出される証拠書類から相互保有株式の有無が確認できない場合は、申請者に問い合わせることにより確認することがありますので、その際は、 ご回答方よろしくお願いいたします。
- ③ 「総数」には、注9にあるとおり、「株式数(株)」列にあっては発行済株式数を、「議 決権の数(個)」列にあっては議決権の総数を記載してください。その上で、前者につい ては「無議決権株式」+「議決権制限株式」+「自己保有株式」+「相互保有株式」+「特 定外国株式等」+「その他」+「単元未満株式」=「総数」となっていることを、後者に ついては「議決権制限株式」+「その他」=「総数」となっていることを確認してくださ い。
- ④ 注10に基づき、「議決権の総数」表の記載内容を証する書類として、株式分布状況表、 株主名簿(全ての株主について記載のあるもの。)、有価証券報告書、定款等を添付してく

ださい。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主たる出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付 の省略が可能です。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいて構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、後述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑤ 「備考」の「1単元の株式数」は、注11にあるとおり、単元株式数を定款で定めていな い株式会社にあっては記載する必要はありません。

「議決権割合に関する事項」表

- ① 「外国人等直接保有議決権割合」欄と「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄に記載した数値を証するものとして、「議決権割合に 関する事項」表を添付してください。
- ② 「外国法人等」には、日本の国籍を有さない個人株主及び日本の法人・団体ではない法人・団体株主について、漏れなく記載してください。

その際、株主等の国籍確認については、次のとおり対応願います。

~株式会社における株主の国籍確認について~

・ 外資規制に係る欠格事由は認定放送持株会社の認定の取消事由であることから、認定放送持株会社において、全ての株主を対象に、個人株主における日本の国籍の有無の確認、法人・団体株主における日本の法人・団体への該当の有無の確認(以下「株主の国籍確認」といいます。)が常に行われている必要があります。

- ・ この点、上場会社等である認定放送持株会社にあっては、株式の振替に関する仕組の中で、株主は、口座開設の際に口座管理機関に外国人等への該当の有無について届出を行わなければならないこととされており、当該有無に変更があった場合も届出を行わなければならないこととされていることから、これをもって、認定放送持株会社において、株主の国籍確認が常に行われていると判断できます。
- ・ 上場会社等以外の株式会社である認定放送持株会社にあっては、これに相当するものとして、例えば、新たに株主となった個人又は法人・団体に対し、株主の国籍確認を行う(※2)、さらに、個人株主において日本の国籍の有無に変更があった場合は速やかに報告いただく(※3)よう、平素から株主に対して依頼する(例えば、株主総会の招集通知にその旨の周知ペーパーを同封する等)といった取組が着実に行われているのであれば、株主の国籍確認が常に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査において総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。
 - ※2 認定放送持株会社において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確認を行う方法としては、例えば、個人株主又は個人の構成員については、日本の国籍を有することを戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認する、外国の国籍を有することを外国人登録証明書又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し等の証拠書類により確認することが想定されますが、免許人による判断によりそれ以外の方法(口頭、メール等)により確認することを妨げるものではありません。法人・団体株主又は法人・団体の構成員については、国税庁「法人番号公表サイト」により、法人番号を持たない任意団体については規約や規則等の証拠書類により、住所(本店又は主たる事務所の所在地)が日本国内であるか否かを確認することが想定されます。
 - ※3 報告の具体的な方法は認定放送持株会社の裁量に委ねられますが、報告がな された場合は、認定放送持株会社において、株主の国籍確認又は構成員の国籍確 認を行うことが望ましいです。
- ③ 「住所」、「法人番号」、「株式数」、「議決権の数」、「(D)/議決権の総数」、「外資系日本 法人の議決権を有する外国法人等」、「(E)の比率」及び「(E) × (G)」について、注2か ら注8に基づき記載してください。

その際、「住所」について、法人・団体にあっては本店又は主たる事務所の所在地を記載するところ、「外国法人等」の場合は、外国法人等の常任代理人の住所ではなく、外国

法人等の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

また、注8にあるとおり、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入後の数値の合計値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合計値を記載することに十分留意願います。

④ 「備考」は、注9にあるとおり、外国人等間接保有議決権割合について、放送法施行規則第185条第3項(「10%未満の特例」の計算方法)、第4項(「実質的支配の特例」の計算方法)、第5項(照会制度)又は第6項(計算すべきことを知ったとき規定)に該当する場合は、その旨を記載してください。また、「外資系日本法人」については、外国人等間接保有議決権割合の確認方法についても記載してください。

その際、「外資系日本法人」は、区分として「議決権の総数の10分の1以上を占めるもの」と記載されていますが、「10%未満の特例」の計算方法に該当する場合は、10分の1未満となる者についてもここに記載してください(なお、「10%未満の特例」の計算方法については、放送法施行規則等の一部を改正する省令により、外資系日本法人が保有する議決権割合が0.1%以上の場合のみを計算対象となるよう改正されました。)。

また、「外資系日本法人」に係る外国人等間接保有議決権割合の確認方法については、次の点に留意願います。

~外国人等間接保有議決権割合の確認方法について~

- ・ 外国人等間接保有議決権割合の基本的な計算方法であるいわゆる「10%以上×10%以上」の計算方法(放送法施行規則第185条第1項・第2項)については、議決権の10%以上を保有する日本の法人・団体株主における、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)の確認を確実に行ってください。
- 具体的に、例えば、
 - ア 認定放送持株会社に係る認定又は地位の承継の認可の申請に先立ち、若しくは子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者における再免許の申請を契機に、自らの議決権の10%以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、
 - イ 自らの株主総会に向けた、あるいは配当に向けた議決権の確定の際、議決権の10% 以上を保有する日本の法人・団体株主に対し、当該確認を行う、
 - ウ これらの確認を行う際に、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況に 変化があった場合は連絡するよう依頼する、
 - エ これらの確認を行う際に、株主から十分な情報を得られない場合は、照会制度(放

送法施行規則第185条第5項)(※4) を活用する

といった取組が着実に行われているのであれば、当該確認が確実に行われていると判断できますので、こうした取組が着実に行われていることについて、外資規制審査に当たり総務省から問い合わせがあった場合にご回答いただくとともに、定期報告において「外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」として報告していただくよう、お願いします。

※4 議決権の10%以上を保有する法人・団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して7営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の保有する議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として計算をする制度をいいます。

なお、照会制度は、利用の結果、株主の議決権の一部が失効してしまう可能性があるところ、株主が過誤なく対応できるよう、免許人においては、照会制度を利用する場合は、少なくとも次の対応を行うことが求められます。

- ・ 代表者(又は代理人)の意思に基づき行うこと
- ・ 照会の際、放送法施行規則第185条第5項の規定に基づく照会であること、 7営業日以内に回答が得られないときは、株主の保有する議決権の全てを外国 人等間接保有議決権割合として計算するため、7営業日以内に回答が得られて いたら失効しない議決権が失効してしまう可能性があることを明示すること
- ・ 照会後、株主が照会を受領したことを認定放送持株会社において確認の上、 7営業日以内の回答期限が具体的に何月何日になるのかを株主に伝えること
- ・ また、「10%未満の特例」の計算方法(放送法施行規則第185条第3項)及び「実質的 支配の特例」の計算方法(放送法施行規則第185条第4項)については、申請書等がこ れらに基づく計算をするべき事実を知つたときは速やかにその旨を総務大臣に報告す るものとし、これらに基づく計算は当該報告をした日にされたものとする規定が措置 されています(放送法施行規則第185条第6項)ので、この規定に基づき対応願います。
- ⑤ 「議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計 者)」の欄は、注10にあるとおり、該当する外国法人等について合算して記載するともに、その数を「(計 者)」に記載してください。
- ⑥ 注11にあるとおり、「株式数」及び「議決権の数」を証する書類として、株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等を添付してください。証拠書類について、例えば、株主名簿については、それを元に他の手続用に作成したもの(「株主リスト」、「同族会社の判定に関する明細書」、事業計画の別紙(3)「主た

る出資者及びその議決権の数」等)ではなく、株主名簿そのものの写しを提出願います。 作成の元となった書類があり、それを元に他の手続用に作成したものが提出された場合 は、作成の元となった書類への差替えについて問合せをすることがあります。

登記事項証明書の添付を求めていますが、デジタル手続法第11条の規定に基づき、添付の省略が可能です。

なお、株主名簿については、個人株主の住所は市区町村まで記載されていれば十分であり、市区町村よりも詳細な住所は黒塗りしていただいても構いません。また、株主名簿は、全ての株主について記載があるものを提出していただくようお願いします。ただし、上場会社等にあっては、上述のとおり、株式の振替に関する仕組の中で株主の国籍確認が行われていることから、全ての株主について記載のあるものではなく、例えば、外国法人等及び外資系日本法人についてのみ記載されたものであっても構いません。

⑦ 上場会社等である申請者において、名義書換拒否(放送法第161条第1項・第2項)を 行う場合は、放送法施行規則第200条に定める方法に基づき行ってください。また外国人 等直接保有議決権割合又は外国人等直・間接保有議決権割合が15%以上となる場合は、6 か月ごとに公告しなければならないこととされています(放送法第161条第2項において 準用する同法第116条第5項)ので、遺漏なく対応願います。

(3) 別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

1 申請対象会社に関する事項								
	欠格事由	特定役員(法第159条第2項第5号イ)(注5)		有	Y	無		
	の有無	議決権の割合(同号イ及びロ)(注6)		有	V	無		
	(注4)	処分歴等 (同号ハからヌまで)		有	V	無		
	(注4) 欠格事由の有無は、法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載							
	するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。							
	(注5)	(注2) の様式により欠格事由の有無を確認の	上、記載	するこ	. ح.			
	(注6)	(注3) の様式により欠格事由の有無を確認の.	上、記載	するこ	. ح.			

【記載に当たっての留意事項】

(注4)~(注6)に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。

(4) 別表第六十五号「認定放送持株会社承継申請書」

【記載例】

8 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の 1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。

欠格事由	特定役員(法第159条第2項第5号イ)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号イ及びロ)	□有☑無
07有無	処分歴等 (同号ハからヌまで)	□有☑無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「欠格事由の有無」は、8に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。
- ② 8にあるとおり、別表第六十号の1の(注2)に定める役員の表、(注3)に定める「議決権の総数」及び「議決権割合に関する事項」表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)及び(2)を参照願います。

(5) 別表第六十六号「認定放送持株会社承継申請書」「欠格事由の有無」

【記載例】

7 欠格事由に関する事項(法第159条第2項第5号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の口には、該当する事項にレ印を付け、併せて別表第六十号の 1の(注2)及び(注3)に規定する様式を添付すること。)

欠格事由	特定役員(法第159条第2項第5号イ)	□有☑無
の有無	議決権の割合(同号イ及びロ)	□有☑無
の有無	処分歴等 (同号ハからヌまで)	□ 有 ☑ 無

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「欠格事由の有無」は、7に基づき、漏れなく該当する口にレ印を記入してください。
- ② 7にあるとおり、別表第六十号の1の(注2)に定める役員の表、(注3)に定める「議決権の総数」及び「議決権割合に関する事項」表を添付してください。記載に当たっては、上記(1)及び(2)を参照願います。

2 変更届出

認定放送持株会社に係る変更届出に用いられる外資規制関係事項の様式は、次表のとおりです。これらの様式への記載に当たっては、(1)から(3)に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

- ・別表第六十四号「認定放送持株会社変更届出書」
- ・別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏名」、「外国人等直接 保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割 合とを合計した割合」

(1) 別表第六十四号「認定放送持株会社変更届出書」

【記載例】

別表第六十四号 (第198条関係)

認定放送持株会社変更届出書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所 東京都千代田区霞が関○-○-○

(ふりがな)

名 株式会社○○テレビホールディングス

代表取締役社長 港 夏子

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇

○○年○○月○○日付け第○○号により認定を受けた認定放送持株会社について、下 記のとおり変更がありましたので、放送法第160条第2号の規定により届け出ます。

記

1 変更事項

- ・ 特定役員の氏名
- 外国人等直接保有議決権割合及び外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

2 変更理由

- ・ 令和○○年○○月○○日の定時株主総会において、役員の選任が行われ、新た に○○氏が特定役員に就任した。
- 令和〇〇年〇〇月〇〇日を基準日とする議決権の確定により、外国人等直接保 有議決権割合及び外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合 とを合計した割合が変更となった。
- 注 1 別表第六十号を用いて、変更事項について変更後の現状及び変更箇所が分かるよう記載したものを添付すること。
- 注2 変更が行われたことを証する書類を添付すること。
- 注3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 外資規制関係事項の変更があったときは、遅滞なく、その旨の届出をお願いします(放送法第160条第2号)。
- ② 「1 変更事項」の欄は、記載例にあるとおり、「特定役員の氏名」、「外国人等直接保 有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合 計した割合」のように変更のあった外資規制関係事項を記載してください。
- ③ 「2 変更理由」の欄は、記載例にあるとおり、変更の理由を記載してください。
- ④ 注1のとおり、「特定役員の氏名」の変更にあっては、別表第六十号の「特定役員の 氏名」の欄及び(注2)に定める役員の表を、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白 に変更年月日を記載した上で、新たに選任された特定役員が日本の国籍を有することを 証する書類とともに添付してください。

「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更にあっては、別表第六十号の「外国人等直接保有議決権割合」欄又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」欄及び(注3)に定める「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載した上で、表の内容を証する書類として添付することとされている書類とともに添付してください。

(2) 別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「特定役員の氏名」の注に規定する様 式

【記載例】

特定役員の	氏名(注2	2)	別	紙のとお	り。		
(注2) (略)	(%5)		•				
ふりがな 氏名	住所	役名		員への の有無	日本の 有	国籍の 無	備考
ちゅうおう いちろう 中央 一郎	東京都中 央区	※取締役会長	☑有	□無	☑有	□無	令和〇年〇月 〇日昇任
みなと なつこ 港 夏子	東京都中央区	※ 代代表 取締役社 長 (常)	✓ 有	□無	☑ 有	口無	令和〇年〇月 〇日昇任
こうとう しろう ※ 江東 四郎	東京都江東区	取締役(常)	☑有	口無	☑有	□無	令和〇年〇月 〇日新任
しんじゅく じろう 新宿 二郎	東京都新宿区	取締役(常)	☑有	口無	☑有	口無	
ぶんきょう あきこ 文京 秋子	東京都文 京区	取締役	☑有	□無	☑有	□無	
たいとう さぶろう 台東 三郎	東京都台東区	取締役	☑有	□無	▽ 有	口無	

※5 (注2)及び注1~注6は上記1 (1)を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

- ① 「特定役員の氏名」の変更届出は、(注2)に定める役員の表の記載事項のいずれかに変更があった場合に行っていただくことになります。すなわち、特定役員が新たに就任した場合だけではなく、氏名、住所、役名、特定役員への該当の有無、日本の国籍の有無及び備考のいずれの記載事項に変更があった場合でも、監査役等の特定役員ではない役員に係る変更も含め、変更届出の対象となります。
- ② 本様式は、上記1(1)に従って記載してください。その際、変更箇所に※印を付し、 備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

③ 特定役員が新たに就任した場合は、当該特定役員が日本の国籍を有することの証拠書類を添付してください。ただし、変更届出の時点でなお有効であるものを、地位の承継の認可の申請において既に提出している場合は、例えば、「新任の特定役員である〇〇〇氏に係る日本の国籍を有することの証拠書類は、令和〇年〇月〇日付けの地位の承継の認可の申請において提出している」旨を記載した書類を提出することで、改めて提出する必要はないものとします。

なお、既存の特定役員について改めて提出していただく必要はありませんが、地位の承継の認可の申請の際は、既存の特定役員について改めて提出していただく必要があります。

- ④ 登記事項証明書は上記1(1)⑦のとおり、省略することが可能です。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第160条第2号において、「次の各号のいずれかに該当するときは、(略)遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「特定役員の氏名」の変更届出にあたっては、役員名簿の作成や日本の国籍を有することの証拠書類の整備等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

(3) 別表第六十号「認定放送持株会社認定申請書」「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」

【記載例】

1 申請対象会社に関する事項

外国人等直接保有議決権割合(注3)	※ 6. 37 %
外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接	※ 17. 37 %
保有議決権割合とを合計した割合(注3)	

(注3) (略)(※6)

ア 議決権の総数

		区 分	株式数(株)	議決権の数(個)
	無言	義決権株式(A)	1,000	
	議》	央権制限株式(B)	1,000	10
発	完	自己保有株式©	1,000	
光	全	相互保有株式印	1,000	
済	議	申請者(子会社を含む。)における株主	
株	決	の相互保有対象議決権の	の総数の4分の	☑有 □無
式	権	1 以上の保有の有無		
	株	特定外国株式等(E)	0	
	式	その他(F)	※ 250, 000	※ 2, 500
	単元未満株式(6)		1, 111	
総数	数 (H)		※ 255, 111	※ 2,510
備和	考	1単元の株式数	100	

変更年月日 令和〇年〇月〇日

注1~注12 (略)

イ 議決権割合に関する事項

	名 所 」	去人番号》 株式数㈱C	議決権の数	外資系日本法人の議 (E) の (E) × 備考 決権を有する外国法 比 (G)(%)(I) 人等 率
区分	称	sī (Ĉ)	後個の総数別に	外資系日本 (場)(H) 法人の議決 氏名の総数に 対する議決 権の比率(場)

外	議決権の総数の 1000分の1以上 を占める者		記載你	列は	別割	記3-	2のとま	3 り 。)	
国法人等	議決権の総数の 1000分の1未満 を占める者の合 計 (計 者)									
外資系日本法人	議決権の総数の 10分の1以上を 占める者									
	슴 計									
変	変更年月日 令和○年○月○日									
	注 1 ~注11	(略)								

※6 (注3) アの注1~注13及びイの注1~注11は上記1(2)を参照願います。

【記載に当たっての留意事項】

① 「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更届出は、これらの数値に変更があった場合のみ対象となります。すなわち、例えば、外国人等から外国人等への株式譲渡が行われたが、これらの数値に変更がない場合、また、議決権の総数が変わったがこれらの数値が0のままで変更がない場合は、変更届出の対象となりません(※7)。

また、変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く」とされており、すなわち、総務省令で定める閾値を超える場合にのみ行っていただくことになり、閾値を超えない場合は、行っていただく必要はありません(※8)。「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の数値に変更があり、総務省令で定める閾値を超える場合は、変更届出を行ってください。総務省令で定める閾値は、次のとおりです。

- ※7 ただし、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表の記載内容に変 更が生じる場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。
- ※8 ただし、総務省令で定める閾値を超えない場合は、下記3のとおり定期報告の対象になります。

~変更届出の閾値について~

○ 変更届出は、「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令

で定めるものを除く」とされており、この「おそれが少ないもの」の閾値を放送法施行 規則(第76条第5項・第6項)において規定しています。

- 〇 具体的には、下表のとおり、外国人等直接・直間保有議決権割合に関し、①「5%未満」、②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定し、
 - ア カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は対象外)とされ、
 - イ 変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接・直間保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを跨がない増加でも一定割合以上の増加があったときは、変更届出の対象とされています。
- また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接・直間保有議決権割合が減少した場合であっても、再度、当該割合が20%以上となるおそれが少ないとは言い難いことから、変更届出の対象とされています。

			変更後の外国人等直接	·直間保有議決権割合	
変		① 5 %未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上
変更前の外国人等直接	① 5 %未満	不要	必要	必要	必要
•	② 5 %以上15%未満	不要	1%以上の増 減又は1%未満増 不要	必要	必要
直間保有議決権割合等	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 必要 減又は0.1%未満増 不要	必要
決権割合等	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要

- 〇具体例としては、変更前の外国人等直接保有議決権割合が4.23%、外国人等直間保有議 決権割合が15.23%であり、変更後に外国人等直接保有議決権割合が6.37%、外国人等 直間保有議決権割合が17.37%となった場合、
 - ・ 外国人等直接保有議決権割合については、「①5%未満」のカテゴリーから「② 5%以上15%未満」のカテゴリーを跨ぐ増加であるため変更届出の対象
 - ・ 外国人等直間保有議決権割合については、変更前の割合が「③15%以上」のカテゴリーにあり、変更後に2.15%増加しており、カテゴリー③は0.1%以上の増加である場合に変更届出の対象

となることから、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等直間保有議決権割合の変 更届出を行う。

○ なお、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更は、例えば基準日において議決権の 確定が行われた場合、その確定前の外国人等直接・直間保有議決権割合を起点としての 変更をいうのであり、申請等により総務省に提出している外国人等直接・直間保有議決

権割合を起点としての変更をいうものではないですので、ご留意ください。

- ② 「外国人等直接保有議決権割合」及び「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保 有議決権割合とを合計した割合」欄は、上記1(2)に従って記載してください。その際、 変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。
- ③ 「議決権の総数」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所に ※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する 書類を添付してください。上記(注3)の様式のアの注10により、登記事項証明書の添付 が必要となりますが、上記1(2)④のとおり、省略することが可能です。
- ④ 「議決権割合に関する事項」表は、上記1(2)に従って記載してください。その際、変更箇所の※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。また、記載内容を証する書類を添付してください。
- ⑤ 変更届出の時期については、放送法第160条において、「次の各号のいずれかに該当するときは、(略)遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない」と規定されているところ、「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」の変更届出は、株主名簿の作成等に一定の期間を要する等の事情を考慮します。ただし、変更後2か月を超えて行われたものについては、正当な又は合理的な理由による遅滞であることについて、確認の問い合わせをさせていただくことがあります。

特に、例えば、6月末招集の定時株主総会に向けた議決権の確定が3月31日を基準日として行われる場合、当該議決権の確定に係る変更届出は、「特定役員の氏名」の変更届出とともに定時株主総会の開催後に行うのではなく、外資規制の趣旨を踏まえ、定時株主総会の開催前である5月末までに行っていただきますよう、留意願います。

3 定期報告

定期報告に用いられる様式は次表のとおりです。この様式への記載に当たっては、以下 に示す「記載例」及び「記載に当たっての留意事項」を参照願います。

様式

〇放送法施行規則

・別表第六十四号の二「外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況 の報告書」

【記載例】

別表第六十四号の二 (第203条の2関係)

外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書

令和○○年○○月○○日

総務大臣 殿

郵 便 番 号 100-1234

住 所東京都千代田区霞が関○-○-○

(ふりがな)

氏 名株式会社〇〇テレビホールディングス

代表取締役社長 中央 一郎

電 話 番 号 〇 〇 一 〇 〇 〇 一 〇 〇 〇 〇

法 人 番 号 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇

(注 1)

放送法第161条の2の規定により、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までの外国人 等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。

(例)

1 外資規制に係る研修の実施状況

(1)技術部門、総務部門、法務部門、会計部 門及び人事部門等外資規制に関係する部署 、さらには、会計監査を委託している監査 法人等を対象に、以下のとおり、本マニュ アルも活用しつつ、外資規制に係る制度や その適用についての理解増進を図るための 研修等を実施した。

4月〇日 関係部署に新たに着任した職員 を対象に、外資規制の制度や具体 的な運用に関する説明会を実施。

欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の 実施状況

- 4月〇日 監査法人を対象に、外資規制の 制度や具体的な運用に関する説明 会を実施。
- 5月〇日 6月末の定時株主総会を前に、 特定役員の氏名又は名称の変更に 係る手続やその実施体制について 、関係者間での意識合わせを実施
- 8月〇日 9月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- 2月〇日 3月末の議決権の確定を前に、 外国人等直接・直間保有議決権割 合の変更に係る手続やその実施体 制について、関係者間での意識合 わせを実施。
- (2) 地上放送課で令和○年○月に開催された 外資規制に係る研修に参加した。また、変 更届出に際し、○○の点が不明であったた め、○月○日、地上放送課に問合せを行っ た。
- 2 外資規制に係る制度の適用状況
- (1) 株主の国籍確認

全ての株主を対象に、個人株主における 日本の国籍の有無、法人・団体株主における 日本の法人・団体への該当の有無につい て、次のとおり確認することとしている。

- ・ 新たに株主となった個人又は法人・団体に対して確認する(本事業年度における実績はなし。)。
- ・ 個人株主において日本の国籍の有無に 変更があった場合は速やかに報告いただ くよう、平素から株主に対して依頼する 。具体的には、株主総会の招集通知にそ

の旨の周知ペーパーを同封する(本事業 年度においても実施。)。

- (2) 外国人等間接保有議決権割合の確認 外国人等間接保有議決権割合の基本的な 計算方法であるいわゆる「10%以上×10% 以上」の計算方法に関し、議決権の10%以 上を保有する日本の法人・団体株主におけ る、一の外国法人等による議決権の10%以 上の保有状況(保有の有無及び保有割合等)について、次のとおり確認することとし ている。
 - ・ 子会社である地上基幹放送の業務を行 う基幹放送事業者における再免許の申請 を契機に、当該法人・団体株主に対して 確認する(本事業年度においても実施。)
 - ・ 自らの株主総会に向けた、及び配当に 向けた議決権の確定に際し、当該法人・ 団体株主に対して確認する(本事業年度 においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況に変化があ った場合は連絡するよう依頼する(本事 業年度においても実施。)。
 - ・ 確認する際に、十分な情報を得られない場合は、放送法規則第185条第5項の照会制度を活用する(本事業年度における実績はなし。)。
- (3) 9月30日の議決権の確定及び3月31 日の議決権の確定に際しては、放送法第161 条第1項及び同法第116条第2項に規定する 名義書換拒否制度を適用した。また、〇月 〇日には同法第116条第3項に規定する議決 権失効制度が適用された。

変更の届出を要しなかつた外国人 等直接保有議決権割合又は外国人

変更年月日	変更前	変更後
令和○年3月	15. 23%	12.00%

等保有議決権割合の変更(注2)	31日			
外国人等直接保有議決権割合又は	変更年月日			
外国人等保有議決権割合に係る様	令和○年9月30日			
式の内容の変更(注3)				
再発を防止するために講じた措置		_		
の実施状況 (注4)				

- (注1) 法人番号の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- (注2) 記載の事業年度に係る法第160条第2号括弧書の総務省令で定める変更の全てについて記載すること。記載に当たつては、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、変更内容を証するものとして、別表第六十号の1の(注3)に規定する様式を添付すること。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注3) 記載の事業年度に係る第203条の4第1号に規定する外国人等直接保有議決権 割合又は外国人等保有議決権割合に変更がないものであつて、別表第六十号の 1の(注3)に規定する様式の内容に変更があつたものの全てについて記載し 、変更内容を証するものとして同様式を添付すること。このとき、変更箇所に ※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し、当該注において当該様式 の内容を証する書類として添付することとされている書類を添付すること。
- (注4) 過去5年以内に法第166条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社に限る。
- (注5) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

【記載に当たっての留意事項】

① 認定放送持株会社は、事業年度ごとに、当該事業年度における次の事項を、本様式により、毎事業年度経過後3か月以内に報告してください(放送法第161条の2、放送法施行規則第203条の2・第203条の3・第203条の4)。

【報告対象事項】

ア 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の

実施状況

- イ 変更の届出を要しなかった外国人等直接・直間保有議決権割合の変更の内容
- ウ 外国人等直接・直間保有議決権割合に変更がない場合であって、「議決権の総数」表 又は「議決権割合に関する事項」表の内容に変更があったときにおける当該変更内容 (※9)
 - ※9 日本人同士の株式譲渡等、「議決権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」 表に変更がない場合は定期報告の対象外です。
- エ 過去5年以内に、外資規制に係る欠格事由に該当することとなったが認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社における再発を防止するために講じた措置の状況
- ② 「欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況」欄には、報告対象事項のアについて記載してください。具体的には、外資規制に係る研修の実施状況、外資規制に係る制度の適用状況等について記載してください。

さらに具体的に、外資規制に係る研修の実施状況としては、例えば、記載例にあるとおり、技術部門、総務部門、法務部門、会計部門及び人事部門等外資規制に関係する部署、さらには、会計監査を委託している監査法人等を対象に、本マニュアルも活用しつつ、外資規制に係る制度やその適用についての理解増進を図るための研修等を実施した場合は、その状況について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、地上放送課で開催された外資規制に係る研修に参加し、又は外資規制関係事項の変更届出を行うに際し、不明な点があったため、地上放送課に問合せを行った場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

また、外資規制に係る制度の適用状況としては、例えば、記載例にあるとおり、株主における国籍確認の方法や外国人等間接保有議決権割合の確認の方法について記載してください。また、例えば、記載例にあるとおり、名義書換拒否制度又は議決権失効制度の適用があった場合は、その概要について記載してください。

事業年度中に何も実施していなければ、報告する必要ありませんので、「一」と記載してください。

③ 「変更の届出を要しなかつた外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更」欄には、注2にあるとおり、報告対象事項のイについて記載してください。すなわち、外国人等直接・直間保有議決権割合の変更ですが、総務省令で定める閾値を超えず、変更届出を行う必要がなかったものについて記載してください。

記載に当たっては、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載してください。

ただし、四捨五入前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載して20.00%となるときは四捨五入をせず、20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載してください(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載してください。)。

また、変更内容を証するものとして、「議決権の総数」表及び「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載してください。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

④ 「外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に係る様式の内容の変更」 欄には、注3にあるとおり、報告対象事項のウについて記載してください。その際、変更 が複数回あった場合、そのすべてについて記載してください。また、変更のあった「議決 権の総数」表又は「議決権割合に関する事項」表を、記載内容を証する書類とともに添付 してください。このとき、変更箇所に※印を付し、備考欄又は余白に変更年月日を記載し てください。

なお、本項目では、例えば、外国人等による議決権の保有はないが発行済株式数が増加 した場合において「議決権の総数」表の変更の内容が報告される、外国人等が保有する議 決権の総数に変わりはないが外国人等から外国人等に譲渡が行われた場合において「議 決権割合に関する事項」表の変更の内容が報告されるといったことが想定されます。

該当する変更がなかった場合は「一」と記載してください。この場合、「議決権の総数」 表及び「議決権割合に関する事項」表の添付は要しません。

⑤ 「再発を防止するために講じた措置の実施状況」欄には、注4にあるとおり、報告対象 事項のエについて記載してください。その際、外資規制に係る欠格事由に該当することと なったが認定を取り消さないこととされた認定放送持株会社については、外資規制に係 る欠格事由に再度該当することとならないよう徹底した取組が求められることに留意願 います。

第3章 参考資料

I 放送分野における外資規制の概要

放送分野における外資規制の概要

 令 和 5 年 4 月

 総 務 省

 情報流通行政局

 放 送 政 策 課

目次	1
1. 放送分野における外資規制の趣旨・欠格事由等の概要	2
2. 外資規制の実効性を確保するための制度 ① 申請書等への外資規制関係事項の記載	3
② 変更届出	9
③ 定期報告	13
3. 外資規制違反時の是正措置	15
4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法	16
【補足】改正法附則第3条の規定に基づく届出 【補足】申請書等様式の記載方法等の詳細化	22 24
参考資料	26

1. 放送分野における外資規制の趣旨・欠格事由等の概要

2

趣旨

- 基幹放送局等に対する外資規制は、
 - ①放送が用いる電波の周波数は有限希少であり、その利用に当たっては自国民を優先させるべきであること、
 - ②放送は、言論・報道機関としての大きな社会的影響力を有すること、
 - を踏まえて、外国性を制限している。

外資規制に係る欠格事由の概要

- ①国籍等に関する欠格事由(参入規制) …外国人等による免許・認定の取得を禁止
- ②役員に関する欠格事由(役員規制) …外国人等の特定役員※等への就任を禁止

③議決権割合に関する欠格事由(出資規制) …外国人等による一定割合以上の議決権保有を禁止

	対象	議決権割合に関する欠格事由(出資規制)	根拠規定
	地上基幹放送 (コミュニティ放送を除く。)	直接・間接による議決権保有1/5以上	電波法§5IV二·三
基幹放送局	コミュニティ放送	直接による議決権保有1/5以上	電波法§5Ⅳ二
(/, 1)	衛星基幹放送 移動受信用地上基幹放送	直接による議決権保有1/3以上	電波法§5Ⅰ四
	地上基幹放送 (コミュニティ放送を除く。)	直接・間接による議決権保有1/5以上	放送法 § 93 I 七二·ホ
基幹放送の業務(ソフト)	コミュニティ放送	直接による議決権保有1/5以上	放送法 § 93 I 七二
(751)	衛星基幹放送 移動受信用地上基幹放送	直接による議決権保有1/5以上	放送法§93Ⅰ七二
認力	定放送持株会社	直接・間接による議決権保有1/5以上	放送法 § 159 Ⅱ 五イ・ロ

- 「特定役員」とは、 ②以外の場合については、「業務執行役員及び業務執行決定役員」 衛星基幹放送の業務又は移動受信用地上基幹放送の業務を行う場合については、「業務執行決定役員」の総数に占める「業務執行役員以外の業 務執行決定役員」の割合が、3分の1以下のときは「業務執行役員」、3分の1を超えるときは「業務執行役員及び業務執行決定役員」

2. 外資規制の実効性を確保するための制度 ①申請書等への外資規制関係事項の記載

3

-)放送法及び電波法において、外資規制関係事項を申請書の記載事項として規定<mark>するとともに、放送</mark>法施行規則及び無線局免許 手続規則において、特定役員及び外資比率を記載する申請書等様式を規定*1。
- なお、外資規制関係事項は、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63号)の施行(令和5年4月20日)の前 においては、放送法及び電波法において、基幹放送の業務認定及び基幹放送局の免許の申請書の記載事項として規定されておらず、 放送法施行規則及び無線局免許手続規則に定める申請書の様式では、「欠格事由の有無」の「有」又は「無」のチェック欄のみ
- ※1 放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第38号)の施行(令和5年4月20日)により、特定役員や議決権の総数等の詳細を記載する様式を、事業計画書(放送法第93条第3項)・事業計画(電波法第6条第2項第4号)から申請書等様式に移行(放送法施行規則:別表第七号→別 表第六号、無線局免許手続規則:別表第二号第1の22→別表第二号第1の33等)

放送法令(基幹放送の業務※2) 電波法令 (基幹放送局) ○電波法 ○放送法 第九十三条 (略) プロース ペーラン 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる 事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。 一〜九(略) ー〜ハ (呵) + 法人又は団体にあっては、次に掲げる事項 イ 特定役員の氏名又は名称 ロ 外国人等直接保有議決権割合 類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 一~八 (略) 十 <u>法</u>人 1 法人又は団体にあっては、次に掲げる事項 イ 特定役員の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継 放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる 法律 □ 八<u>田小里等放送(つきへつまれてまた。</u> 小 地上<u>事幹放送(つきムンライ放送を除く。)の業務の認定を受けよ少する</u> 場合にあっては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議 決権割合とを合計した割合 無線局の免許を受けようとする者にあっては、代表者の氏名又は名称及び同 条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合) にあっては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権 割合とを合計した割合 ○放送法施行規則 ○無線局免許手続規則 六十四条 法第九十三条第二項に規定する申請書の様式は、別表第六号に 第四条 法第六条の規定により前条の申請書に添付する書類は、無線局事項 書及び工事設計書とし、無線局事項書には無線設備の工事設計に係る事項 以外の事項を、工事設計書には無線設備の工事設計に係る事項をそれぞれ記 掲げるとおりとする。 ⇒様式:地上基幹放送の業務認定申請書(別表第六の一号)等 載するものとする。 ⇒ 様式:基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除 く。) の無線局事項書(別表第二号第1)等

※2 認定放送持株会社についても同様。

【参考】地上基幹放送の業務認定申請書(放送法施行規則別表第六の一号)の例 4 別表第六の一号 (第64条関係) 注7 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を囚捨五入し小数点第2 ・庶人又は14年の場合に限って記載することとし、小板点第3位を包囲告入して東瓜第2 位まで記載すること。ただし、日始五人する前の務分2004歳前から304歳前から304歳前から304歳前からこと が分から小板立以下の住まで記載し、その位未満の機能は19時でで記載すること 19.99945807場合は19.99944まで記載すること。)。コミュニティ放型に係る業務の認定 の申請の場合と1940気等直接を指摘決算者と各人の大学問題を有限決定報合とを分配 割合の欄の記載を要しない。また、記載事項を証するものとして、次の様式を指付すること。 地上基幹放送の業務認定申請書 年 月 日 総務大臣 殿 郵便番号 (ふりがな) 。 議決権の総数 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代 表者の氏名) 電話番号 (注1) 地上基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。 基幹放送の種類(注2) 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電 総数() 波法の規定による免許を受けようとする者又はその 1単元の株式数 免許を受けた者の氏名又は名称(注3) 外資議決権比率に関する事項 ク質線医性ルチャルス コミュニティ放送以外の地。 「FI 希望する放送対象地域 希望する周波数 業務開始の予定期日 放送事項(注4) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要(区分 特定役員の氏名又は名称(注6) 外国人等直接保有議決権割合(注7 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議 議決権の総数の10 00分の1以上を占 める者 議決権の総数の10 00分の1未満を占 める者の合計 (計 を) 決権割合とを合計した割合(注7) 国籍等(法第93条第1項第7号イから) □有 □ 無 欠格事由 特定役員(同号二)(注9) 議決権の割合(同号二及びホ)(注10) (注8) (計 者) 注 6 法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。 議決権の総数の1 分の1以上を占め る者 ふりがな 住所 役名 担当部門 特定役員への該当の 日本の国籍の有無 備考 有無 氏名

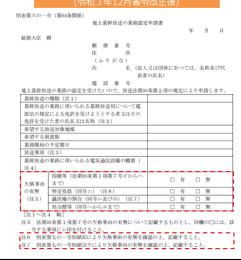
【参考】基幹放送局 (衛星基幹放送局等を除く。)の無線局事項書 (無線局免許手続規則別表第二号第1)の例「 31 34及1036の開は、次により記載すること。 (1) 法人又は団体の場合に限って記載することとし、小数点第3位を関格五入して小数点第 2位まで記載すること。ただし、関格五人する前の割合が300米減少ある場合において、小 表点第3名を関格主人とで、関格五人する前の割合が300米減少ある場合であいて、小 がわから小数点以下の位まで記載し、その位ま減りの間数は30分割でて記載すること(何: 19.999460の場合は19.99945年で記載すること。)。 受配簿政策日本提接を有事決権所合を記載すること。ただし、関格五人の数据が30分割に対して、当該様元を用いず、34の職に外担人等直接接有基金とない。ただし、関格五人のの数据が3分の1米減であるをはおいて、小数点表は下の位まで記載することとは日本人と小参える以下の位まで記載して30.382となるときは関格五人を世ず、3分の 1米減であることがわからみた成以下の位まで記載し、その位を議員の開散は切り捨てて記載すること(何: 33.333215の場合は33.3332まで記載すること。)。 別表第二号第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項 書の様式(第4条、第12条関係) (総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、そ [1枚目~5枚目 略] 30 無線局の区別 31 通信事項コード はする。こ、、 議決権の総数 区 株式数(株) 議決権の数(個) 34 外国人等直接保有議決権割合 35 外国人等直接保有議決権割合と外国 人等間接保有議決権割合とを合計した 뻶合 1 単元の株式数 (日本産業規格A列4番) イ 外資議決権比率に関する事項 30 33の欄は、次により記載すること 10 33の個は、次により記載すること。(1) 法人又は団体の場合に限つて記載すること。し、次に掲げる様式により記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う無確局の申請の場合にあつては、当該様式を用いず、33の個に外国人等により占められる役員の割合を記載すること。この場合において、小数点第3位を関格五入してみ前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を図格五入して33、3%となり、図格五入前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を図格五入して33、3%となり、図格五入前の割合が3分の1未満である場合において、小数点第3位を図格五入して33、3%となり、図格で記載することが構定できないときは、図表立人せず、割合が3分の1未満であることとが例できないときは、図を決断の数とは下の記載すること。)。 氏 外資系日本法人の 民 議決権の総数に対 区分 する議決権の比 議決権の総数の10 00分の1以上を占 める者 議決権の総数の10 00分の1未満を占 める者の合計 (計 者) フリガナ 氏 名 住所 役名 特定役員への該当の有無 日本の国籍の有無 備考 議決権の総数の 分の1以上を占め る者 승 밝

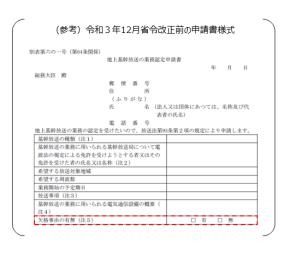
【参考】法改正前の申請書様式(地上基幹放送の業務認定申請書の例)

○ 法改正前においては、外資規制関係事項は、放送法において、基幹放送の業務認定の申請書の記載事項として規定されておらず、 放送法施行規則に定める申請書の様式では、「欠格事由の有無」の「有」又は「無」のチェック欄のみ。

○ なお、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第107号)の施行(令和3年12月10日)により、「欠格事由の有無」は、「国籍等」、「特定役員」、「議決権の割合」等に細分化した上で「有」又は「無」のチェック欄を設けるとともに、申請書の添付書類である「事業計画書」に追加した「別紙(3)主たる出資者及び議決権の数」等の詳細を記載する様式により欠格事由の有無を確認の上で記載することとの注釈を追加。

法改正前の業務認定申請書の様式





【参考】法改正前の申請書様式(基幹放送局の免許申請書の例)

7

- 法改正前においては、外資規制関係事項は、電波法において、基幹放送局の免許の申請書の記載事項として規定されておらず、無線局免許手続規則に定める申請書の様式では、「欠格事由の有無」の「有」又は「無」のチェック欄のみ。
- なお、放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令(令和3年総務省令第107号)の施行(令和3年12月10日)により、「欠格事由の有無」は、「国籍等」、「特定役員」、「議決権の割合」等に細分化した上で「有」又は「無」のチェック欄を設けるとともに、申請書の添付書類である「無線局事項書」の「22事業計画等」に「別紙(3)主たる出資者及び議決権の数」等の詳細を記載する様式を追加。

法改正前の免許申請書及び無線局事項書の様式 (令和3年12月省令改正後)



【参考】申請書等に記載を要する外資規制関係事項一覧

8

免許•認定等	申請	書等に記載を要する外資規制関係	事項
①基幹放送局(コミュニティ放送、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられるものを除く。)の免許・再免許	特定役員の氏名又は名称	外国人等直接保有議決権割合	外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
②基幹放送局(コミュニティ放送の業務に用いられるものに限る。)の免許・再免許	特定役員の氏名又は名称	外国人等直接保有議決権割合	-
③基幹放送局(受信障害対策中継放送、衛星基 幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用 いられるものに限る。)の免許・再免許			-
④基幹放送の業務(コミュニティ放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を除く。) の認定・認定の更新	特定役員の氏名又は名称	外国人等直接保有議決権割合	外国人等直接保有議決権割合 と外国人等間接保有議決権割 合とを合計した割合
⑤基幹放送の業務(コミュニティ放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に限る。) の認定・認定の更新	特定役員の氏名又は名称	外国人等直接保有議決権割合	-
⑥認定放送持株会社の認定	特定役員の氏名	外国人等直接保有議決権割合	外国人等直接保有議決権割合 と外国人等間接保有議決権割 合とを合計した割合

※ 以下、「外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合」を「外国人等保有議決権割合」、 「外国人等直接保有議決権割合」又は「外国人等保有議決権割合(外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割 合)」を「外国人等直接・直間保有議決権割合」という。

2. 外資規制の実効性を確保するための制度 ②変更届出

9

- 放送法及び電波法において、変更届出を義務として規定(不届出・虚偽届出の場合は20万円以下(放送法)又は30万円以下(電波法)の過料)するとともに、 放送法施行規則及び無線局免許手続規則において 、変更届出書の様式に必要な記載事項・添付書類を規
- 外国人等直接・直間保有議決権割合については、外資比率に変更があった場合であって閾値を超えるときのみが変更届出の対象となり、法改正前に事業計 0 画書・事業計画の変更届出で対象となっていた外資比率の変更がない変更(例:日本人同士や外国人同士の株式譲渡等)は、変更届出の対象外。
- なお、法改正前においては、外資規制関係事項の変更届出は、放送法及び電波法において規定がなく、実施省令(旧放送法施行規則第86条第1項、旧電波 法施行規則第43条の2第1項)に基づく事業計画書(放送法第93条第3項)・事業計画(電波法第6条第2項第4号)の変更届出によっていた。

放送法令 (基幹放送の業務※1)

電波法令 (基幹放送局)

○放送法

(略) 第九十七条

第九十七余(略)
2 認定基幹的送事業者は、第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項たたし書の総務省令で定める経営な変更をしたときは、遅帯なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であって、当該変更によって同条第一項第七号二又は「大に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。

【放送法第九十三条第二項第十号】 イ 特定役員の氏名又は名称 □ 外国人等直接保有議決権割合 ハ 地上屋勢改送(13:12下4放送を除(。) の業務の認定を受けようとする場合にあつては、 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

○**電波法** 第十七条

(略)

- 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があったときは、 滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 (略) 遅滞な
 - 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号※2、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更(同項第六号に掲げる事項にあっては前項の総務省令 で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあっては当該変更によって第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ない ものとして総務省令で定めるものを除く。)

- 【電波法第六条第二項第九号】 イ 物产役員の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は 移動受信用地上基幹放送の実際用いられる無線局の蛇柱を受けまざまする者にあっては、代表者の氏 名又は名称及び同条第一項第一号か。第二号までに場がる者におりぬられる役員の副会) □ 外国人等直接保有議決権制合 バ 地上基幹放送、前余第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除 (*) の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあっては、外国人等直接保有議 決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

○放送法施行規則

○**放送法施**(第七十六条 2・3 (略) (略)

4 法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式に より行うものとする。 ~7 (略)

5~7

った。/ いっ/ ⇒ 様式:放送事項等の変更届出書(別表第十九号)等

- ○無線局免許手続規則 第十二条 次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表 の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又はエ 事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。
- ~ 1 (略) 2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。 第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届 出又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。 ⇒ 様式:無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(別表第四号)

※1 認定放送持株会社についても同様。

※2 基幹放送局の事業計画(電波法第6環第27頁第4号)の変更届出も法改正により電波法(第17環第27頁第2号)に根拠が置かれ、電波法施行規則(第43歳の2第17頁)で様式を定めたことから、事業計画の変更属出に係る法、(平452年207番)は無止。

変更届出の要否

- 10
- 放送法・電波法の変更届出については、(イ)特定役員の氏名又は名称、(ロ)外国人等直接保有議決権割合及び(ハ)外国人等直 接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合(外国人等保有議決権割合)(地上基幹放送 (コミュニティ放送を除ィ) に係 る認定基幹放送事業者、基幹放送局(受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を行うものを除く。)の免許人及び認定放送持株会社の場合に限る。)が対象。ただし、 「(外資規制に)該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの」は対象外とされており、当該対象外のものとして、外国人等 直接・直間保有議決権割合に関して、放送法施行規則(第76条第5項・第6項、第198条第2項・第3項)・無線局免許手続規則(第12条の2 第2項~第4項) において具体的に規定。
- 外国人等直接・直間保有議決権割合の大幅な増加があった場合、当該割合が20%以上となるおそれが少ないとは言い難いことから、変更届 出の対象。具体的には、①「5%未満」、②「5%以上15%未満」及び③「15%以上20%未満」の3つのカテゴリーを設定の上、
 - (1) カテゴリーを跨ぐ増加があった場合は、変更届出の対象(カテゴリーを跨ぐ減少は対象外)
 - (2)変更前がカテゴリー②及び③の場合については、カテゴリー①よりも外国人等直接・直間保有議決権割合が高いことを考慮し、カテゴリーを 跨がない増加でも一定割合以上の増加(②は1%以上の増、③は0.1%以上の増)があったときは、変更届出の対象。
- また、名義書換拒否又は議決権制限が行われている場合は、たとえ外国人等直接・直間保有議決権割合が減少した場合であっても、再度、 当該割合が20%以上となるおそれが少ないとは言い難いことから、変更届出の対象。

亦		① 5 %未満	② 5 %以上15%未満	③15%以上20%未満	④20%以上
変更前の外国人等直接・直間保有議決権割合等	① 5 %未満	不要	必要	○ · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	必要
	② 5 %以上15%未満	不要	1 %以上の増 減又は1 %未満増 不要	必要	必要
	③15%以上	不要	不要	0.1%以上の増 必要 減又は0.1%未満増 不要	必要
	④名義書換拒否又は議決 権制限が行われている場合	必要	必要	必要	必要

【参考】認定基幹放送事業者の放送事項等の変更届出書(放送法施行規則別表第十九号)の例 11

別表第十九号 (第76条第4項関係) 放送事項等の変更届出書 年 月 日 総務大臣 殿 申 請 者 郵 便 番 号 (ふりがな) Æ 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 電話番号 法 人 番 号 (注 1) 放送法第97条第2項の規定により、放送事項等(注2)の変更を届け出ます。

変更事項(注2) 変更後 (注3) (注4) (注5) (注3) (注4) (注5)

- 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別す ための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただ
- ための番号の利用等に関する法律第2条前15項に現定する法人番号を記載すること。たた し、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 2 「氏名又は名称及び住所」、「基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法 の規定による免許を受けようとする者文は当該免許を受けた者の氏名又は名称」、「放送 事項」、「基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要」、「特定役員の氏名又は名 株」、「外国人等直接保有議決権附合」又は「外国人等直接保有議決権附合と外国人等間 接限有議決権納合とを合計した割合」のように記載すること。

- 採3 [略] 注4 特定役員の氏名又は名称の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の 注に規定する様式を部付することとし、株式会社にあつては変更後の全ての役員、その他 の法人又は団体にあっては変更後の全てのこれに率する者を記載すること。このとき、変 更箇所に崇印を付し、備考欄又は余台に変更年月日を記載し、新たに選任された特定役員 が日本の国籍を有することを証する書類(例: 戸稿抄本、本稿の記載のある任民票又は除 券(有効期間満了前のものに限る。)の写し)を話付し、法人にあつては登記事項証明書 (登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載 された書前 を添付すること。 外国人等直接保有議決権制合又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決
- 権割合とを合計した割合の変更の場合は、変更内容を証するものとして、別表第六号の注 に規定する様式を指付することとし、変更後の内容を設載すること。このとき、変更箇所 に毎印を付し、個考観文法の付に変更年月日を記載し、当該注いいて当該様式の内容を 証する書類として指付することとされている書類を指付すること。

注6 [略] 注7 [略]

【参考】無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式 (無線局免許手続規則別表第四号) の例 12 別表第四号 無線局の変更等申請書及び変更届出書の様式(第12条第2項及び第25条第1項関係) (総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによること ができる。) □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続提明第12条第1項に規定する書類を指文で下記のとおり申請します。の電波法第9条第1項に規定する書類を指文で下記のとおり無け出ます。回電波法第9条第1項に規定する書類を指文で下記のとおり無け出ます。回電波法第9条第1項第10号ル度により、無線局の工事設計を要更したので、無線局免許手続規明第12条第1項に規定する書類を語文で下記のとおり届け出ます。「電波法第9条第5項第29条の規定により、基準が設施により、同志第6条第2項条号に掲げる無線局免許手提明第12条第1項に規定する書類を語文で下記のとおり届け出ます。「電波法第9条第5項第29条の規定により、基準放送配について、同志第6条の互第3号、第4号(律載改支規信から上記では一部の上記では一部の上記で表面が上記で下記のとおり無け出ます。」「電波法第45条第1項に対して表面分に限る。」、第6号、第8号のは第9号に掲げる事項に変更がかったので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を語えて下記のとおり無け出ます。「電波法第17条第1項の規定により無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項に規定する書類を指文で下記のとおり申請を □電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたい 規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請 記のとおり届け出ます。 □電波法第 19 条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ が規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申 1 申請(届出)者(注3) 住所 者 都道府県-市区町村コード [氏名又は名称及び代 フリガナ

2. 外資規制の実効性を確保するための制度 ③定期報告

13

- 外資規制の遵守徹底の観点から、放送法及び電波法において、次の事項について<mark>定期的(毎事業年度経過後3ヶ月以内)に総務大臣に報告させる仕組みを規定</mark>(不報告・虚偽報告の場合は20万円以下(放送法)又は30万円以下(電波法)の過料)。
- ① 外資規制に係る欠格事由に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況 (研修の実施や制度適用状況等)
- ②「外資規制に係る欠格事由に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの」に該当する変更があった場合における当該変更の内容※1
- 3 その他外資規制に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定めるもの※2
 ※1 本規定により、変更届出の対象外とされている外資比率の変更は定期報告で提出される。
 ※2 外資比率や様式の変更がない変更(例:日本人同士の株式譲渡等)は、定期報告の対象外。

※2 外負氏率や特式の変更がない変更(M・日本人同士の株式融級等)は、定期報音の対象外。					
対策中継放送、衛 の免許人 (法人 客省令で定めるとこ る事項を総務大臣 対送措置の免許人にあ 大送措置の実施状あ には、当該変更の にいようにすることに					
放送協会とする。 号の四の様式により 一適及びその写し二長 整年度とする。 は、次に掲げるもの 規定する外国人等 有憲決権割合と外 を有護決権割合と 注注に基づきること 第二項の規定とされた 大況					
※2 認定放送持株会社についても同様。					

【参考】定期報告の様式

14

住 所 (ふりがな) 氏 名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名)

李更年月日

年 月 日主での外国人等による議

放送法施行規則 別表第二十一号の二 電波法施行規則 別表第五号の四 別表第五号の四(第42条の7 関係) 外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書 別表第二十一号の二 (第91条の2関係) 外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告書 郵便番号 名(法人又は団体にあつては、名称及び代表 者の氏名) 放送法第116条の2の規定により 年 月 日までの外国人等による 決権の保有制限等に係る規定の遵守状況を、次のとおり報告します。 | 欠格事由に該当することとならないよう | うにするために講じた措置の実施状況 変更の届出を要しなかつた外国人等直 変更年月日 変更前 接保有議決権割合又は外国人等保有議 決権割合の変更 (注2) 外国人等直接保有議決権割合又は外国 割合の変更(注2) 外国人等直接保有議決権割合又は外国人 変更年月日 - 一ハマニスホヤ映い推断ロスは外世 人等保有議決権割合に係る様式の内容 等保有議決権割合に係る様式の内容の変 の変更 (注3) 再発を防止するために講じた措置の実 更 (注3) 再発を防止するために講じた措置の実施 予報を防止するために講じた相景の実施 状況 (注 (4) (正) 加入番号については、加入又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を 識別するための参与の利用等に関する出非第2条形は現に規定する出土等を全定載す ること。ただし、出入場合が可用の場合は主要を要しない。 (注) 記載の事業年度に係る出事を非常の事業の事業を受しない。 第 当後を制除五人し、小量点第2条単分であると表した。記載に当たっては、小板点 第 当後を制除五人し、小量点第2条を1第3~号括信息では上まった来で1条とっては、小板点 第 当後を制除五人し、小量点第2条を1第3~号を担当したというのかとなるときは、 日間主人中で、事件が2005年前でもこととがわらり本数以下の位立で記載し、その位 未満の端数は切り物でて記載すること(例:19、99458の場合は19、9948まで記載す ること。)。また、変更作者を設すること(例:19、99458の場合は19、9948まで記載す ること。)また、変更作者を設することをして、免費規則が表生の事業1の作品は 変更する様本を給すること。このとも、変更銀所に非形を付し、機事模式と命旨に 変更用を記載し、認識においても話式の内容を対する機能で活けすること ととされている書類を指作すること。 列発性的比下の伝がに属した情報の美 能状況 (注入 語と書やの報は、 池人又は団体の副合に限り、行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律等 2条第15項に規定する池人書号を記載すること。ただ し、池人書号が不明り場合は記載を重しない。 注 記載の事業中度に係る法律的学業等 2集だし書の総務省令で定める変更の全ていついて 記載すること。記載に当たっては、小板点第3後を関始五入とし小数は第2位まで記載すること。ただし、限路五入十ら前の弱分が200米歳である場合において、小板点第3位を 関始五入して300 のたとなるともは即踏五人せず、前合が200米歳であることがよりるかな 点以下の位まで記載し、その位米歳の地数は切り指でて記載すること。(例:19,99946800 場合は19,9984まで記載すること。)。また、変更販所に毎印を付し、備事業以は余白 に変更年月日を記載し、当該はおいて当該様式の内容を基する書類として活材する自 に変更年月日を記載し、当該はおいて当該様式の内容を基する書類として活材すること。 23 記載の事業を送り付きこと。 23 記載の事業を送り付きること。 23 記載の事業を送り付きること。 24 記載の事業のに第4分であって、別を置が与りたに現まする様式の内容 に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高す に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高が に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高が に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高が に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高は に変更があったものの全でについて記載し、変更内容を基するものとして同様など高が、 に変更があったもののをではついて記載し、変更内容を基する事故として部付することとされている書類を指付する こと。 施状况(注4) 変更手引き企業以、高度低において高度体のの対策を終する情報として前付することもれている機能が付けること。 ときれている機能が指すること。 記載の事業年度に係る外国人等保有限決権的心に変更がないものであって、免許規 別別を第二分第1の注急は定度する様式の内容に変更があったものの全てについて記 載し、変更が等を設するものとして同様など部付すること。このとき、変更施所に等 印を付し、優考機又は会にに変更半月日を記載し、当該性において指数様式の内容を 話する書類として同様付することとされいる書種を借けておいて 過去を手切している業を得けることをおいる書種を借けている機能がある。 - 0。 過去5年以内に法第103条第2項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基 幹放送事業者に限る。 注5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

3. 外資規制違反時の是正措置

15

- 放送法及び電波法において、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、必要があると認めるときは 期間を定めて違反の是正を求める制度を規定。
- なお、法改正前においては、外資規制に違反した場合、放送法・電波法において、地上基幹放送事業者の間接出

資規制違反を除き、総務大臣は認定又は免許を取り消さなければならないと規定されていた(必要的取り消し)。 放送法令(基幹放送の業務※1) 電波法令 (基幹放送局) 放送法 ○放送法 第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号 (卜を除く。) に掲げる要件に該当しないでとなったとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を 失ったときは、その認定を取り消さなければならない。 ○電波法 第七十五条総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項若しくは第四項の 規定により免許を受けることができない者となったとき、又は地上基幹放送の業 務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失ったときは、当該免許を受 けることができない者となった免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用 いたもと無行の会がまた取りませんけんだとよう。 失うたときは、その認定を取り消さなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号二又は木に該当することとなった場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基較が送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。 第九十三条第一項第七号二又は木に該当することとなった状況率 二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響 こその他後数省会で下めよ事頃 けるごとかできない者となった先計人の免許又は当該地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を取り消さなければおらない。 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項(第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)又は第四項(第一号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定により免許を受けることができない者となった場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないごができる。 これが用さないことが当該認定に係 三 その他総務省令で定める事項 3~5 (略) 場合ないでとができる。 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することと つた状況※2 なった状況※2 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、次のイ又は口に掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項に及ぼす影響 イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益 旦 基幹放送局以外の無線局 公共の利益 三 その他総務省令で定める事項 3~5 (略) ○放送法施行規則 ○電波法施行規則 ○電放体がは13%74 第四十二条の二 法第七十五条第二項第三号の総務省令で定める事項は、 次に掲げるものとする。 一 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当しないように含要な期間 二 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当すること 30人とはいる。 第八十一条の二 法第百三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に 掲げる事項とする。 <u>法第九十三条第一項第七号二又は木に該当することとならないようにするた</u> 省令 - 法第九十三条第一項第七号二又は木に終当することとなっないないにするか めに必要な期間 工法第九十三条第一項第七号二又は木に該当することとなった認定基幹放 送事業者において、過去に法第百三条第二項の規定により当該認定に係る 基幹放送の業務の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別 となった免許人において、過去に法第七十五条第二項の規定により当該免許 人の免許を取り消さないこととされたことがあるか否かの別 ※1 認定放送持株会社についても可様

4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法 ①「10%以上×10%以上」の計算方法 ○ 放送法施行規則第62条第1項(地上基幹放送事業者)○ 放送法施行規則第185条第1項(認定放送持株会社)○ 電波法施行規則第6条の3の2第1項(特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者) ○ 右の上の図において、B及びCの議決権 割合がいずれも10%以上の場合に、 Å . 外国法人等 $A = \frac{100}{100}$ (%) 外国 B%(10%以上) 人等間接保有議決権. として計算する。 外資系日本法人 ○ ただし、B>50%の場合には、 C%(10%以上) A=C(%)割 地上基幹放送事業者等 として計算する。 外国法人等 外国法人等 (外国人等 ○ なお、右の下の図のように、外資系日本 D%(10%以上) B%(10%以上) 法人の10%以上の議決権を有する外国法 人等が複数あるときは、 間接保有議決権割合 外資系日本法人 $A = \frac{(B+D) \times C}{100}$ (%) C%(10%以上)

4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法 ②外資系日本法人が子会社の場合

17

- 放送法施行規則第62条第2項(地上基幹放送事業者)○ 放送法施行規則第185条第2項(認定放送持株会社)○ 電波法施行規則第6条の3の2第2項(特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者)

地上基幹放送事業者等

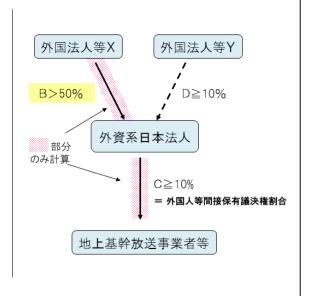
外資系日本法人の10%以上の議決権を有する 外国法人等が複数ある場合であって、その複数 の外国法人等に50%超の議決権を有している 者(右図においてX)が存在するときは、

のように、それらを合算して計算する。

他の10%以上の議決権を有する外国法人(右 図においてY)は、外国人等間接保有議決権割 合の計算の対象とならない(計算不要)。



当該外資系日本法人が保有している地上基幹 放送事業者等の議決権の割合が、そのまま「外 国人等間接保有議決権割合」として計算される。



4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法 ③「10%未満の特例」の計算方法

18

- 放送法施行規則第62条第3項(地上基幹放送事業者) 放送法施行規則第185条第3項(認定放送持株会社)
- 電波法施行規則第6条の3の2第3項(特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者)

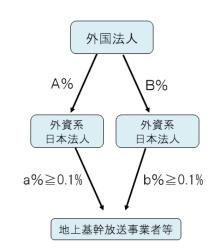
外資系日本法人が単独の場合は、直接保有議決 権と間接保有議決権が両方とも10%以上である必要 がある。

ただし、右図のように、「外国法人等」が複数の「外 資系日本法人」を経由して、間接議決権を保有して いる場合であって、

$$\frac{A \times a + B \times b}{100} \ge 10 (\%)$$

(ただし、a、bいずれも0.1%以上のものが計算対象)

となる場合(計算結果が10%以上となる場合)は、当 該計算した結果を「外国人等間接保有議決権割合」 として、外資比率に算入する。



【参考】「10%未満の特例」の計算方法の緩和

19

- 地上基幹放送事業者及び認定放送持株会社並びに特定地上基幹放送事業者及び基幹放送局提供事業者(これらの申請者も含む。コ ミュニティ放送は除く。)(以下「地上基幹放送事業者等」という。)の外国人等間接保有議決権割合の計算方法は、放送法(第93条第 1 項第7号ホ、第159条第2項第5号ロ)の委任による放送法施行規則(第62条各項、第185条各項)及び電波法(第5条第4項第3 号)の委任を受けた電波法施行規則(第6条の3の2各項)において規定されている。
- このうち、外国法人等が単独の外資系日本法人を通じて地上基幹放送事業者等の議決権を間接保有する場合、直接保有議決権割合 (a%、b%) 及び間接保有議決権割合(A%、B%)の全部又は一部が10%を超えていない場合は外国人等間接保有議決権割合として 計算されないが、複数の外資系日本法人を経由して保有している場合、(A×a+B×b) /100≥10% となるときは、当該計算した結果を 外国人等間接保有議決権割合として算入することと規定されている。
- 放送法施行規則等の一部を改正する省令の施行により、「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」の取りまとめ(令和4 年1月)を受けて、複数の外資系日本法人が存在する状況において正確な間接保有議決権割合の算出は困難と考えられることから、事業者 負担を考慮し、外国法人等が複数の外資系日本法人を経由して地上基幹放送事業者等の議決権を保有している場合の上記計算方法につ いて、A%、B%、a%、b%の全部又は一部が10%を超えない場合であって、原則では間接保有議決権割合として計算するものがないときの 計算においては、外資系日本法人が保有する地上基幹放送事業者等の議決権割合が0.1%以上であるもの(a%、b%ともに0.1%以上であ るもの)に限るよう、緩和を実施。

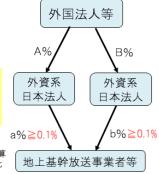
外資系日本法人が単独の場合は、直接保有議決権と 間接保有議決権が両方とも10%以上である必要がある。

ただし、右図のように、「外国法人等」が複数の「外資系 日本法人」を経由して、間接議決権を保有している場合

$$\frac{A \times a + B \times b}{100} \ge 10 (\%)$$

(ただし、a、bいずれも0.1%以上のものが計算対象)

となる場合(計算結果が10%以上となる場合)は、当該計算 した結果を「外国人等間接保有議決権割合」として、外資比 率に算入する。



「情報通信分野における外資規制の在り方に関する 検討会」取りまとめ(令和4年1月)

第3章 外資規制の実効性確保方策

2. 出資規制に係る議決権割合の捕捉・計算方法 今後の方向性

外資比率の正確な把握は、放送法、電波法及び NTT法の外資規制の適合状況を確実に維持する NTI 法のか資税利の適合认次で確実に維持する た物の根幹をなすものではあるが、上記(2)で示し た構成員の意見のように、事業者等において捕捉が 難しいデータもあり得るところ、正確な外資比率の算 定が困難なケースも考えられる。このため外資比率が 算定し難いことについて、例えば、間接外資比率の計 算の対象から地上基幹放送事業者又は認定放送 持株会社に対して直接占める議決権の割合が0.1% 未満である場合を除くとするなど、より合理的な計算 方法に向けた見直しの検討を行い、事業者等の負担 の軽減と必要な外資規制の有効性の双方に考慮した仕組みを導入することが適当と考えられる。

4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法 ④「実質的支配の特例」の計算方法

20

- 放送法施行規則第62条第4項(地上基幹放送事業者)○ 放送法施行規則第185条第4項(認定放送持株会社)○ 電波法施行規則第6条の3の2第4項(特定地上基幹放送事業者・基幹放送局提供事業者)

外国法人等が50%超の議決権を保有する日本 法人(外国法人等の子会社=実質的に支配され ている状態)については、

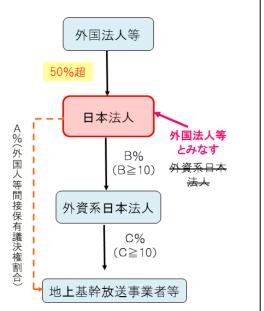
「外資系日本法人」ではなく、「外国法人等」とみ なして、計算する。

(このような関係が複数連鎖している場合も同様と する)



右図の場合、外国法人等の地上基幹放送事業 者等に対する外国人等間接保有議決権割合 (A)は、

B×C B≦50%であれば、 (%)となり、 100 B>50%であれば、 С (%)となる。



4. 外国人等間接保有議決権割合の計算方法 ⑤照会制度

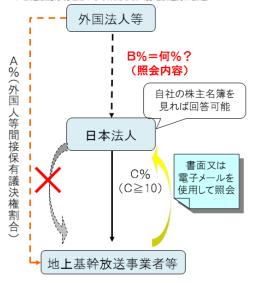
21

間接保有議決権割合を計算するため、「議決 権を10%以上保有する株主」に対し、書面又は 電子メールにより、当該株主の「外国法人等の 保有する議決権割合」を照会することができる。

この照会を行った日から、7営業日以内に回答 がなかった場合は、その株主における外資割合 は100%として計算する。

(外資割合が50%超の場合は、外国人等間接 保有議決権割合=外国人等直接保有議決権割 合となるため)

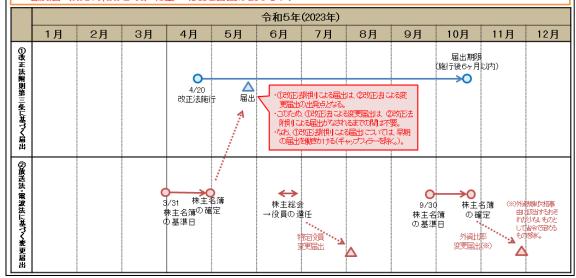
この結果、間接保有議決権割合(A)は、**外国** 人等直接保有議決権割合(C)と同じ割合となる。 ○ 電波法施行規則第6条の3の2第5項(特定地上基幹放送事業者) 第6項(地上基幹放送局提供事業者) ○ 放送法施行規則第62条第5項(地上基幹放送事業者) ○ 放送法施行規則第185条第5項(認定放送持株会社) 外国法人等



7営業日以内に回答がなかった場合、 A%=C%として計算

【補足】改正法附則第3条の規定に基づく届出

- 法改正後の変更届出の出発点とするため、電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和4年法律第63 号)附則第3条において、施行の際現に免許又は認定を受けている者(法人又は団体であるものに限る。)は、施 行後 6ヶ月以内に、外資規制に係る事項を総務大臣に届け出なければならないと規定(不届出・虚偽届出の場合 は20万円以下(放送法)又は30万円以下(電波法)の過料)。
- この趣旨に鑑み、改正法附則第3条の規定に基づく届出がなされるまでの間は、放送法(第97条第2項等)・ 電波法(第17条第2項)に基づく変更届出は要しない。



【参考】 改正法附則第3条

23

22

○電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和四年法律第六十三号)(抄)

(現に免許等を受けている者に関する経過措置)

- (現に兄許寺で文) にいる省に関する絵画作画) 第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際<u>現に次の各号に掲げる免許又は認定を受けている者</u>(法人又は団体であるものに限る。) <u>は、終務省令で定めるところにより、第二号施行日から起算して六月以内に、当該各号に定める事項を終務大臣に届け出なければならない</u> 一 基幹放送局(第二条の規定による改正前の電波法(以下この項において「第二条改正前電波法」という。)第六条第二項に規定する基幹 放送局をいう。次号及び第三号において同じ。)以外の無線局(第二条改正前電波法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。)の免許

 - 第二号基幹放送局以外の基幹放送局の免許 第

 - 五 | <u>B放送法第九十三条第一項の認定(| B放送法第</u>工条第十五号に規定する<u>地上基幹放送</u>(新放送法第九十三条第一項第七号に規定する<u>ユニティ放送に相当する放送を除く。)の業務に係るものに限る。</u>次号において「第五号認定」という。) <u>新放送法第九十三条第</u>
 - 六 <u>第五号認定以外の旧放送法第九十三条第一項の認定</u> 新放送法第九十三条第二項第十号イ及び口に掲げる事項 七 <u>旧放送法第百五十九条第一項の認定</u> 新放送法第<u>百五十九条第三項第五号から第七</u>号までに掲げる事項
- 七 旧<u>放送法第百五十九条第一項の認定 新放送法第百五十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項</u> 前項(第一号から第四号までに係る部分に限る。)の規定による届出を<mark>は</mark>ず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の過料に処する。 第十項(第五号から第七号までに係る部分に限る。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処す

【第二条改正後電波法第六条第二項第九号】

- 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項 イ 特定役員の氏名又は名称(前条第五面に 特定役員の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛 星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を 生金+1000名人の1990年 日本と上級者の1000年 1000年 1000年
- 外国人等直接保有議決権割合
- 地上基幹放送(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ 放送を除く。)の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、 外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

- 【新放送法第九十三条第二項第十号】 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項 イ 特定役員の氏名又は名称 ロ 外国人等直接保有議決権割合 ハ 地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務の認定を受けよう とする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人 等間接保有議決権割合とを合計した割合

- (新放送法第百五十九条第三項第五号から第七号まで) 五 申請対象会社の特定役員の氏名 六 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合 七 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有 議決権割合とを合計した割合

【補足】申請書等様式の記載方法等の詳細化①

24

○ 法改正により外資規制の実効性を確保するための制度整備を行うに当たり、申請書・変更届出等の様式についても、実効性確保の 観点から、省令(放送法施行規則・無線局免許手続規則)の改正において、併せて、その記載方法等について詳細化。

	VALUE - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
No.	様式において詳細化した事項	趣旨				
役員関係						
1	特定役員の「兼職」欄及び発起人に関する記載を求める注を削除。	特定役員の兼職及び発起人については、外資規制審査では審査しないため。				
2	特定役員を記載する様式に、「法人にあっては登記事項証明書を添付する こと。」を追加。 ※改正前は、登記事項証明書の添付を求めていたのは「経営形態及び資本 又は出資の額」についてのみ。	登記事項証明書の添付を求める手続きについては、情報通信技術を活用した 行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)(デジタル手続 法)第11条の規定に基づき、総務省において法務省「登記情報連携システム」 を利用することが可能となり(これにより特定役員の記載漏れをチェック)、申請 者等から登記事項証明書の添付・提出が不要となるため。				
3	特定役員が日本国籍を有することを証する書類の例示として、「戸籍抄本、 本籍の記載のある住民票又は旅券(有効期間満了前のものに限る。)の 写しな追加。 ※改正前は、「議決権の総数」を証する書類として、「株式分布状況表、株 主名簿、有価証券報告書」の例示のみ。	放送法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令(令和3年終務省令第107号)の施行(令和3年12月10日)以降、運用上求めてきた特定役員の日本国籍を証する書類の具体的な例について、省令上で明記するため。				
4	衛星基幹放送をする無線局については、全ての役員について、日本の国籍を 有することを証する書類の提出を求めることに変更。 ※改正前は、代表者が日本の国籍を有することを証する書類のみ。	電波法第5条第1項第4号に規定する欠格事由(外国人等が代表者であるもの又はこれらの者がその役員の3分の1以上を占めるもの)への該当の有無を審査するため。				
5	衛星基幹放送事業者の特定役員を記載する様式の備考欄に「業務執行決 定役員であつて業務執行役員でないものについてはその旨」を記載。	役名では「業務執行決定役員であって業務執行役員でないもの」の判断ができ ないことから、当該者に該当する旨を記載し確認可能とするため。				
6	登記事項証明書に代表者以外の記載がない者(NPO法人等)には、登記事項証明書に準ずる役員の一覧が記載された書類の添付を求めることを明記。	役員の届出漏れがないことを確認するため。				
議決権関係						
7	証拠書類の例示(株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書、定款等)について、「議決権の総数」欄のみを証する書類から、「議決権の総数」 の表全体を証する書類に位置付けを変更。	無議決権株式又は議決権制限株式の発行の有無等、「議決権の総数」欄以 外の項目を対象とした証拠書類の提出も可能とするため。				
8	「議決権の総数」の表全体並びに「外資議決権比率に関する事項」の表の株式数 (C) 及び議決権の数 (D) を証する書類の例示のうち、「株主名簿」を「株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)」に変更。	「議決権の総数」の表及び「外資議決権比率に関する事項」の表において、外 資比率(特に間接保有議決権割合)が適正に記載されているかを確認できる ようにするため。 ※株主分布状況表には全ての株主が記載。有価証券報告書は上位10者の株主 が記載されているところ、外国人等間接保有議決権割合(外資系日本法人が 保有する議決権割合が10%以上の場合に算入し得る)の適正性は確認可能。				

【補足】申請書等様式の記載方法等の詳細化②

25

No.	様式において詳細化した事項	趣旨				
議決村	議決権関係(続き)					
9	「議決権の総数」の表について、「単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。」ことを明記。	単元株制度を採用していない場合、「1単元の株式数」欄を空白のままにする ケース、「0」と記載するケース、1株が1議決権となるからという理解に基づき 「1」と記載するケース等、記載方法が区々であるところ、統一化を図るため。				
10	「外資議決権比率に関する事項」の表の議決権比率等の「合計の欄」は、 「上欄に記載した四捨五入後の数値の合算値を記載するのではなく、四捨五 入せずに計算した各値の合算値を記載すること。」を明記。	各項目を四捨五入してから合計すると正確な外資議決権比率等が算出されな いため。				
11	外資比率は、「小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。 ただし、四捨五入する前の数値が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるとまは四捨五入せず、数値が20%未満 であることがかかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てこ記載すること(例:19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。」を明記(ただし書部分を追加)。	名義書換拒否等を行っている事業者については、小数点第3位の四捨五入とした場合、実際には外資規制の保有議決権割合(20%)に達していなくても、申請書等の様式上での記載は120.00%」となり、外資規制への適合性が正確に確認できないケースがあるため。				
12	「外資議決権比率に関する事項」について、「申請者が上場会社等以外である場合」と「申請者が上場会社等である場合」の区別を廃止して統一化。	上場会社等以外については、法改正前は、事務負担軽減の観点から、上場会社とは異なり、日本法人等が保有する議決権について記載する様式としていたが、法改正により、外資比率が申請・変更届出の対象と規定されたほか、変更届出における外資比率に係る閾値の判断等のためにも、上場会社と同様、当該割合を記載する必要があるため。				
その他	その他					
13	申請書等に申請者等(法人又は団体の場合に限る。)の法人番号を記載 する欄を追加。	「デジタルガバメント実行計画」(令和2年12月25日 閣議決定)及び「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和2年7月17日 閣議決定)において、法人に関する情報のデータ連携環境の整備の観点から、法人からの申請を受け付ける際は、原則として申請書の様式に法人番号入力欄を設けることとされたため。				
14	衛星基幹放送の業務の認定更新の際の提出書類に外資規制関係の様式 を追加。	衛星基幹放送の業務の認定更新において、現行の認定が有効であることを確認するため。				
15	受信障害対策中継放送を行う無線局(ギャップフィラー)について、免許申 請及び変更届出で提出する様式(免則 別表第二号第1)等に記載事 項として、役員の割合及び外国人等直接保有議決権節合を規定(ただし、 役員及び議決権の詳細を記載する様式は対象外)。 ※改正前は、様式において提出を要しないとしていた。	電波法第5条第1項各号に規定する欠格事由への該当の有無を審査するため。				

26

参考資料

放送分野における外資規制違反事案の概要 (東北新社、フジ・メディア・ホールディングス)

27

(株)東北新社	(株)フジ・メディア・ホールディングス
●2017年1月に衛星4K放送の 認定を受けた際、外資比率が20%以上 ※であり、 認定要件を満たしていなかった 。	●2012年9月末から2014年3月末まで、 <u>外資比率が20%以上※</u> であったもの。
●2021年3月、東北新社が総務省にこの事 実を報告し、総務省は(株)東北新社メ ディアサービスに対し、 当該認定を <u>取消し</u> (番組は5月1日0時終了。)。	●2014年12月上旬、総務省が(株)フジ・メ ディア・ホールディングスから <u>報告を</u> 受けた時点では、外資規制違反状況は 解消されていた。
	●同月上旬、総務省は、(株)フジ・メディア・ホールディングスに対し、 口頭で 厳重に注意。
● <u>認定時(2017年1月)において外資規制</u> <u>に抵触</u> しており、 <u>本来であれば認定その</u> <u>ものを受けることができなかった</u> 。	● <mark>認定時(2008年9月)において外資規制 に抵触しておらず</mark> 、その <u>認定は適正</u> な ものであった。
●このため、2017年1月の <u>認定は重大な</u> <u>瑕疵があった</u> として、総務大臣の <u>職権に</u> よる取消しを行うことが適当と判断した。	認定の取消処分を行う時点で取消事由が
	● 2017年1月に衛星4K放送の <u>認定を受けた際、外資比率が20%以上※</u> であり、 <u>認定要件を満たしていなかった</u> 。 ● 2021年3月、東北新社が総務省にこの事実を報告し、総務省は(株)東北新社メディアサービスに対し、 <u>当該認定を</u> 取消し(番組は5月1日0時終了。)。 ● 認定時(2017年1月)において外資規制に抵触しており、本来であれば認定そのものを受けることができなかった。 ● このため、2017年1月の <u>認定は重大な</u> 瑕疵があったとして、総務大臣の <u>職権に</u>

※ 外資規制により、外国人により占められる議決権の割合が20%未満であることが求められている。

「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」について 28

1. 検討の背景・目的

情報通信分野では、電波の周波数の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送に用いられた場合 の大きな社会的影響力や、事業の公共性を踏まえ、外資規制が設けられている。

しかし、放送事業者等において外資規制違反が生じたことを踏まえ、外資規制の実効性の確保や在り方の 見直しが喫緊の課題となっている。また、2019年には外国為替及び外国貿易法が改正され、国の安全等を 損なうおそれのある投資への対応強化の観点から、対内直接投資規制の見直しが図られたところである。

このような状況を踏まえつつ、情報通信分野における外資規制の在り方について、検討を行うことを目的とする。

2. 主な検討項目

- ① 外資規制を適用する事業・分野
- ② 外資規制の具体的内容
- ③ 外資規制の担保措置
- ④ 外資規制の実効性確保
- ⑤ 外資規制審査体制

3. 構成員

座長 山本 隆司(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

大谷 和子(株式会社日本総合研究所執行役員法務部長) 神保 寛子(弁護士(西村あさひ法律事務所バートナー))

庭野 議隆(弁護士(アンダーソン・毛利・友常法律事務所バートナー))

根本 直子(早稲田大学大学院経営管理研究科教授)

森川 博之(東京大学大学院工学系研究科教授)

4. 検討会のスケジュール

2021年6月14日 第1回(制度の現状・論点)

7月5日 第2回(ヒアリング(放送))

8月3日 第3回 (ヒアリング (通信・無線局))

9月10日 第4回 (ヒアリング (無線局)、論点整理①)

10月15日 第5回(論点整理②) 12月3日 第6回(取りまとめ案)

~取りまとめ案に関するパブリックコメント~

(敬称略、座長を除き五十音順) 2022年1月21日 第7回(取りまとめ)

情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会取りまとめ「29

- 〇 外資規制の不適合事案を受け、有識者検討会において議論。 令和4年1月26日取りまとめを公表。
 - ▶ 審査の厳正化【政省令改正(令和3年12月10日施行)】 ・ 外資規制適合状況の把握・検証のための提出資料の様式整備
 - 適合性チェックの法制度化 (法律改正)
 - チェックの強化
- 外資比率等を申請書記載事項、変更時届出事項として法律上明記
- ・ 外資規制の遵守状況を定期的に報告する仕組みを創設
- → コミュニティ放送の外資規制の見直し【法律改正】
 - ・ 社会的影響力が小さいことに鑑み、間接規制を廃止し直接規制のみとする

不適合時の対応

- 外資規制に不適合となった場合の手続きの明確化 [法律改正]
- ・ 外資比率が基準に近づいた場合にチェックを強化する仕組みを導入
- その上で、やむを得ない場合には期限を定めて是正を求める制度を導入

審査体制

- > 総務省における審査体制の強化【外資規制審査官の新設(令和4年4月1日)】
 - 審査手法の共有、組織横断的な審査を可能とする体制整備

その他

- 船舶及び航空機に開設する無線局に係る外資規制の廃止【法律改正】
- ・ 多くの先進国において、船舶等の無線局に係る外資規制は無く、 我が国でも外国籍の船舶等には適用されていない

放送法施行令の一部を改正する政令等(令和3年12月10日施行)の概要

30

放送法及び電波法に係る外資規制の実効性を確保する観点から、認定基幹放送事業者及び認定放送持株会社等の外資規制への適合状況の確認に係る規定を整備した。主な改正の内容は、次のとおり。

1 資料の提出に関する制度の整備<放送法施行令改正 (令和3年政令第327号。令和3年12月10日施行)>

(1) 認定基幹放送事業者

総務大臣が資料の提出を求めることができる事項として、次を追加

- ・役員の国籍の確認に関する事項
- ・外国法人等がその議決権に占める割合(外資比率)に関する事項

(2) 認定放送持株会社

- ア 総務大臣が資料の提出を求めることができる事項を定める区分として、認定放送持株会社を追加
- イ 当該資料の提出を求めることができる事項として、次を規定
 - ・役員の国籍の確認に関する事項
 - ・外国法人等がその議決権に占める割合(外資比率)に関する事項

2 申請書及び添付書類等の様式等の変更

<放送法施行規則·無線局免許手続規則改正(令和3年総務省令第107号。令和3年12月10日施行)>

(1) 外国法人等の占める議決権の数や外資比率の詳細を把握するための表の整備

衛星基幹放送の業務の認定等に係る書類における、外国法人等が占める議決権に関する記載等の精緻化

(2) 外資比率の計算の過程について検証可能な構造の採用

議決権の数を株式の種類ごとに分類・整理し、外資比率の計算に当たって分母となる議決権の総数等の計算過程を可視化

÷

電波法及び放送法の一部を改正する法律 (令和4年法律第63号) の概要 (外資規制関係)

31

- 1. 外資規制の実効性を確保するための制度整備(令和5年4月20日施行)
- 情報通信分野における外資規制の実効性を確保する観点から、放送事業者等において外資規制違反が生じないようにするための次の制度を整備。 【運用のイメージ】 認定・免許期間
- ① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加
- 基幹放送の業務の認定や無線局の免許の申請書等 における記載事項として、外資比率や外国人役員に 関する事項を追加。
- ② 外資比率等に変更があった場合の届出義務化
- ●申請のあった外資比率につき一定の閾値を超える<mark>変</mark> 更があった場合等に、総務大臣への届出を義務化。
- ③ 外資規制の遵守状況に関する定期的な報告
- ◆外資規制の遵守のために講じた措置(研修の実施や制度適用状況等)等を定期的に総務大臣へ報告させる仕組みを創設。

2. 外資規制違反時の是正措置の整備(क्री544月20日地行)

■ 外資規制違反があった場合、原則認定又は免許を取り消すが、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘案し、必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を求める制度を整備。

3. 外資規制の廃止又は緩和

- 船舶又は航空機に開設する無線局の外資規制を廃止。
 (公布日(令和4年6月10日))
- コミュニティ放送について間接出資規制を廃止。(今和5年4 月20日施行)

法改正事項と省令改正事項

32

【法改正事項】

【省令改正事項】

1. 外資規制の実効性を確保するための制度整備

① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

● 基幹放送の業務の認定や無線局の免許の申請書等におけ る記載事項として、外資比率や外国人役員に関する事項を

② 外資比率等に変更があった場合の届出義務化

● 申請のあった外資比率につき一定の閾値を超える変更が あった場合等に、総務大臣への届出を義務化

③ 外資規制の遵守状況に関する定期的な報告

● 外資規制の遵守のために講じた措置 (研修の実施や制度 適用状況等)等を定期的に総務大臣へ報告させる仕組 みを創設

① 申請書等の記載事項への外資比率等の追加

● 特定役員及び外資比率の記載欄を追加した申請書等の様 式を規定

(改正前の様式は、「欠格事由の有無」の「有」又は「無」のチェック欄のみ)

② 変更届出の様式と変更届出の閾値

- 変更届出書の様式を規定
- 届出を要しない変更の具体的な閾値を設定

③ 定期報告の様式、実施期間等

- 定期報告の様式を規定
- 定期報告の実施期間 (毎事業年度経過後3月以内) を規定
- 定期報告事項のうち、省令委任事項 (再発防止策等) を規定

2. 外資規制違反時の是正措置の整備

■ 外資規制違反があった場合、原則認定又は免許を取り消 すが、違反の状況及び受信者の利益に及ぼす影響等を勘 案し、必要があると認めるときは期間を定めて違反の是正を 求める制度を整備

- 是正措置の勘案事項のうち、省令委任事項を規定
- 外資規制違反状態からの是正までに必要となる期間
- 過去に認定・免許を取り消さないこととされたことがあるか否か

3. 外資規制の廃止又は緩和

■ コミュニティ放送について間接出資規制を廃止

■ 外国人等間接保有議決権割合の計算方法を一部緩和

改正省令とスケジュール

33

改正省令

- 放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和5年総務省令第38号)
 - 第1条 放送法施行規則の一部改正
 - ・第2条 電波法施行規則の一部改正
 - ・第3条 無線局免許手続規則の一部改正
 - ・第4条 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の 特例に関する省令の一部改正(ハネ改正)
 - ・附 則 改正法附則第3条の規定による届出等の経過措置等

スケジュール

令和5年1月18日~2月16日 政令案※・省令案等に関する意見募集(1月17日報道発表)

3月8日 電波監理審議会への諮問・答申

3月17日 政令の公布 4月14日 省令の公布

4月20日 政令・省令の施行

- ・電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(令和5年政令第56号)
- ・放送法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第57号)(「資料の提出」の対象からコミュニティ放送に係る間接議決権割合を除外)・電波法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第58号)(コミュニティ放送の八ネ改正)

Ⅱ参照条文

1 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一~三十 (略)

三十一 「特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、当該法人又は団体の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 (略)

(基幹放送業務の認定等の特例)

- 第二十四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項 の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件(第五号、第六号及 び第七号(イからハまでに係る部分に限る。)を除く。)」とする。
- 2 総務大臣が協会について第九十六条第二項の規定による認定の更新の審査を行う場合における同項の 規定の適用については、同項中「第九十三条第一項第四号及び第五号」とあるのは、「第九十三条第一項 第四号」とする。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十四条 第七条、第十二条、第十四条、第九十五条第二項、第九十八条、第百条、第百九条及び第百十 六条の二の規定は、協会については、適用しない。

(放送番組の編集等に関する通則等の適用)

第八十八条 第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第九十三条第一項第七号(イからハまでに係る部分に限る。)、第九十五条第二項、第九十八条第一項、第百条、第百六条第一項及び第百七条から第 百九条までの規定は、学園については、適用しない。

(認定)

- 第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者(電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。)は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。 -~六 (略)
 - 七 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで(衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送(超短波放送による地上基幹放送のうち、一の市町村の全部若しくは一部の区域又はこれに準ずる区域として総務省令で定めるものにおいて受信されることを目的として行われるものをいう。以下同じ。)の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。)のいずれにも該当しないこと。
 - イ 日本の国籍を有しない人
 - ロ 外国政府又はその代表者
 - ハ 外国の法人又は団体
 - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議 決権の五分の一以上を占めるもの
 - ホ 法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合((2)及び次項第 十号において「外国人等直接保有議決権割合」という。)とこれらの者により(2)に掲げる者を通 じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(同号ハ及び第百十六条第三項に おいて「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを合計した割合が五分の一以上であるもの(ニ に該当する場合を除く。)
 - (1) イからハまでに掲げる者
 - (2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はそ の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ト 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの 日から二年を経過しない者
 - チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)の規定により基幹放送局の免許 の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヌ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項(第四号を除く。)の規定により移動受信用地上基幹放

送をする無線局に係る同法第二十七条の十四第一項に規定する開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者

- ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又は 当該免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域
 - 五 基幹放送に関し希望する周波数
 - 六 業務開始の予定期日
 - 七 放送事項
 - 八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
 - 九 衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工 衛星の軌道又は位置
 - 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 特定役員の氏名又は名称
 - 口 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ 地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国 人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
- 3 前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 第一項の認定(協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係る ものを除く。)の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定 の更新(地上基幹放送の業務に係るものに限る。)の申請についても、同様とする。

(認定の更新)

- 第九十六条 第九十三条第一項の認定は、五年ごと(地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規 定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと)にその 更新を受けなければ、その効力を失う。
- 2 総務大臣は、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項の更新の申請があったときは、衛星基幹放送の業務の認定にあつては第九十三条第一項第四号及び第五号に、移動受信用地上基幹放送の業務の認定にあつては同項第五号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

(放送事項等の変更)

第九十七条 (略)

- 2 認定基幹放送事業者は、第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の総務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号二又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。
- 3 (略)

(承継)

- 第九十八条 認定基幹放送事業者について相続があつたときは、その相続人は、認定基幹放送事業者の地位を承継する。この場合においては、相続人は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割(基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。
- 3 電波法第二十条第四項前段の規定の適用がある場合において、分割により地上基幹放送の業務を行う 事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けたときは、当該業務に係る認定を受けたものとみなす。 同項後段の規定の適用がある場合において、特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、

譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合における 当該譲渡人について、又は特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、そ の譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合におけ る当該譲受人についても、同様とする。

- 4 前項の規定により受けたものとみなされた認定の有効期間は、当該認定に係る地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間の残存期間と同一の期間とする。
- 5 電波法第二十条第五項の規定により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は譲受人が合併又は事業の譲渡に係る地上基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許人の地位を 承継したときは、当該地上基幹放送の業務についての第九十三条第一項の認定は、その効力を失う。
- 6 第九十三条第一項の規定は、第二項及び第三項の認可に準用する。

(認定の取消し等)

- 第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号(トを除く。)に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該認定基幹放送事業者の認定の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該認定を取り消さないことができる。
 - 一 第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとなつた状況
 - 二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが 当該認定に係る基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響
 - 三 その他総務省令で定める事項
- 3 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。
- 5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定基幹放送事業者に対し、理由を付してその旨(当該決定が第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間)を通知しなければならない。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

- 第百十六条 金融商品取引所(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百二十五条第一項及び第百六十一条第一項において同じ。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第九十三条第一項第七号イからいまでに掲げる者又は同号ホ(2)に掲げる者(特定地上基幹放送事業者にあつては、電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号ロに掲げる者。以下この条において「外国人等」という。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由(次項において「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。
 - 一 当該基幹放送事業者が衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送を行う認定基 幹放送事業者である場合 第九十三条第一項第七号二に定める事由
 - 二 当該基幹放送事業者が地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者である 場合 第九十三条第一項第七号ニ又はホに定める事由
 - 三 当該基幹放送事業者がコミュニティ放送を行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条 第四項第二号に定める事由
 - 四 当該基幹放送事業者が地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う特定地上基幹放送事業者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由
- 2 前項の基幹放送事業者は、社債等振替法第百五十一条第一項又は第八項の規定による通知に係る株主 のうち外国人等が有する株式の全てについて社債等振替法第百五十二条第一項の規定により株主名簿に 記載し、又は記録することとした場合に欠格事由に該当することとなるときは、同項の規定にかかわら ず、特定外国株式(欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限つて株主名簿に記載 し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式以外 の株式をいう。)については、同項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができ

る。

- 3 前二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている第九十三条第一項第七号ホ(2)に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者が同号ホに定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号ホ(1)及び(2)に掲げる者が有する株式のうち同号ホに定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。
- 4 第一項及び第二項の規定により株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる場合を除き、電波法第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合が増加することにより、株主名簿に記載され、又は記録されている同号口に掲げる者が有する株式の全てについて議決権を有することとした場合に株式会社である地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う特定地上基幹放送事業者が同号に定める事由に該当することとなるときは、特定外国株主(株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及び口に掲げる者が有する株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。
- 5 第一項の基幹放送事業者は、総務省令で定めるところにより、外国人等がその議決権に占める割合を 公告しなければならない。ただし、その割合が総務省令で定める割合に達しないときは、この限りでない。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

- 第百十六条の二 認定基幹放送事業者(法人又は団体であるものに限る。)は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
 - 一 第九十三条第一項第七号二 (地上基幹放送 (コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者 にあつては、同号ニ又はホ)に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況
 - 二 第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容
 - 三 その他第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとならないようにすることに関する事項と して総務省令で定める事項

(外国人等の取得した株式の取扱い)

- 第百二十五条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している会社である基幹放送局提供事業者は、その株式を取得した外国人等(電波法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者又は同条第四項第三号口に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。
 - 一 当該基幹放送局提供事業者が衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送をする無線局の免許を受けた者である場合電波法第五条第一項第四号に定める事由
 - 二 当該基幹放送局提供事業者がコミュニティ放送をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法 第五条第四項第二号に定める事由
 - 三 当該基幹放送局提供事業者が地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)をする無線局の免許を受けた者である場合 電波法第五条第四項第二号又は第三号に定める事由
- 2 第百十六条第二項、第四項及び第五項の規定は、基幹放送局提供事業者について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百二十五条第一項と表第一項各号に定める事由」と、「同項」とあるのは「社債等振替法第百五十二条第一項」と、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは「第百二十五条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「行う特定地上基幹放送事業者」とあるのは「する無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「第百二十五条第一項」と、「外国人等」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

(認定)

- 第百五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、総務大臣の認定を受けることができる。
 - 一 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、又はしようとする会社であ

- つて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、又はしようとするもの
- 二 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基 幹放送事業者をその関係会社とするものを設立しようとする者
- 2 総務大臣は、前項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項 の認定をしてはならない。
 - 一 当該認定の申請をした会社又は当該認定を受けて設立される会社(以下この条において「申請対象会社」という。)が株式会社であること。
 - 二 申請対象会社が、基幹放送事業者でないこと。
 - 三 申請対象会社の子会社(子会社となる会社を含む。以下この条において同じ。)である基幹放送事業者(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)の株式の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産として総務省令で定める資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額(総務省令で定める方法による資産の合計金額をいう。)に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれること。
 - 四 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。
 - 五 申請対象会社が、次のイからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - イ (1) 若しくは(2) に掲げる者が特定役員である株式会社又は(1) から(3) までに掲げる者がその議決権の五分の一以上を占める株式会社
 - (1) 日本の国籍を有しない人
 - (2) 外国政府又はその代表者
 - (3) 外国の法人又は団体
 - ロ (1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合((2)及び次項において「外国人等直接保有議決権割合」という。)とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(同項第七号において「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを合計した割合が五分の一以上である株式会社(イに該当する場合を除く。)
 - (1) イ(1)から(3)までに掲げる者
 - (2) 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - ハ この法律又は電波法に規定する罪を犯し罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない株式会社
 - 二 第百三条第一項又は第百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの 日から二年を経過しない者
 - ホ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - へ 第百六十六条第一項(第二号を除く。)又は第六項の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ト 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。) の規定により免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - チ 電波法第二十七条の十六第一項又は第六項(第四号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、 その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日か ら二年を経過しない者
 - ヌ 役員のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社
 - (1) ハに規定する法律に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はそ の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - (2) 二からりまでのいずれかに該当する者
- 3 第一項の認定を申請する者は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を 総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 認定を申請する者(認定を申請する者が申請対象会社である場合を除く。)の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 申請対象会社の名称及び住所
 - 三 申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者の名称及び住所並びに代表 者の氏名
 - 四 申請対象会社の関係会社(関係会社となる会社を含む。)である基幹放送事業者(申請対象会社の子会社である地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を除く。)の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 五 申請対象会社の特定役員の氏名
 - 六 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合
 - 七 申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

八 その他総務省令で定める事項

4 前項の申請書には、事業計画書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

(届出)

- 第百六十条 認定放送持株会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - 一次のいずれにも該当することとなつたとき(当該認定を受けた際現に次のいずれにも該当する場合を除く。)。
 - イ 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者を子会社とすること。
 - ロ 二以上の基幹放送事業者を関係会社とすること。
 - 二 前条第三項第二号から第八号までに掲げる事項に変更(同項第五号から第七号までに掲げる事項に あつては、当該変更によつて同条第二項第五号イ又は口に該当することとなるおそれが少ないものと して総務省令で定めるものを除く。)があつたとき。

(外国人等の取得した株式の取扱い)

- 第百六十一条 金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行している認定放送持株会社は、その株式を取得した外国人等(第百五十九条第二項第五号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者をいう。)からその氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより同号イ又は口に定める株式会社に該当することとなるときは、その氏名及び住所を株主名簿に記載し、又は記録することを拒むことができる。
- 2 第百十六条第二項、第三項及び第五項の規定は、認定放送持株会社について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第百六十一条第一項」と、「外国人等」とあるのは「第百六十一条第一項に規定する外国人等」と、「場合に欠格事由」とあるのは「場合に第百五十九条第二項第五号イ又は口に定める株式会社」と、「ときは、同項」とあるのは「ときは、社債等振替法第百五十二条第一項」と、「(欠格事由」とあるのは「(同号イ又は口に定める株式会社」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第百六十一条第一項及び同条第二項において準用する第百十六条第二項」と、「外国人等間接保有議決権割合」とあるのは「第百五十九条第二項第五号口に規定する外国人等間接保有議決権割合」と、「第九十三条第一項第七号ホ(2)」とあるのは「同号口(2)」と、「株式会社である地上基幹放送(コミュニティ放送を除く。)を行う認定基幹放送事業者」とあるのは「認定放送持株会社」と、「同号ホに定める事由」とあるのは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号口のは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同号口に定める株式会社」と、「同号ホ(1)及び(2)」とあるのは「同項に規定する外国人等」と読み替えるものとする。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

- 第百六十一条の二 認定放送持株会社は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、 当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
 - 一 第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとならないようにするために講じた措置の実施 状況
 - 二 第百六十条第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容
 - 三 その他第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

(議決権の保有制限)

- 第百六十四条 認定放送持株会社の株主名簿に記載され、又は記録されている一の者が有する株式(その者の子会社その他その者と総務省令で定める特別の関係にある者であつて株主名簿に記載され、又は記録されているものが有する当該認定放送持株会社の株式を含む。以下この項において「特定株式」という。)の全てについて議決権を有することとした場合にその者の有することとなる議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとなるときは、特定株主(特定株式のうち、その議決権の当該認定放送持株会社の総株主の議決権に占める割合が保有基準割合を超えることとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式以外の株式を有する株主をいう。)は、当該株式についての議決権を有しない。
- 2 前項の保有基準割合は、第九十一条第二項各号に掲げる事項を勘案して十分の一以上三分の一以下の 範囲内で総務省令で定める割合をいう。

(承継)

- 第百六十五条 認定放送持株会社がその事業の全部を譲渡し、又は認定放送持株会社が合併若しくは会社 分割(その事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該事業の全部を譲り受けた株式会社 又は合併後存続する株式会社若しくは合併により設立された株式会社若しくは会社分割により当該事業 の全部を承継した株式会社は、総務大臣の認可を受けて認定放送持株会社の地位を承継することができ る。
- 2 第百五十九条第二項の規定は、前項の認可について準用する。

(認定の取消し等)

- 第百六十六条 総務大臣は、認定放送持株会社が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り 消さなければならない。
 - 第百五十九条第二項第五号イからヌまで(へを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 (略)
- 2 前項(第一号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、総務大臣は、認定放送持株会社が第百五十九 条第二項第五号イ又は口に該当することとなつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要がある と認めるときは、期間を定めてその認定を取り消さないことができる。
 - 一 第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとなつた状況
 - 二 前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが 当該認定放送持株会社の子会社又は関係会社である基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者が行う基 幹放送の受信者の利益に及ぼす影響
 - 三 その他総務省令で定める事項
- 3 総務大臣は、認定放送持株会社が第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。
- 4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定放送持株会社の意見を聴かなければならない。
- 5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定放送持株会社に対し、理由 を付してその旨(当該決定が第二項の規定により当該認定放送持株会社の認定を取り消さないこととす るものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間)を通知しなければならない。
- 6 (略)

(適用除外等)

- 第百七十六条 この法律の規定は、受信障害対策中継放送(電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送をいう。以下この条において同じ。)、車両、船舶又は航空機内において有線電気通信設備を用いて行われる放送その他その役務の提供範囲、提供条件等に照らして受信者の利益及び放送の健全な発達を阻害するおそれがないものとして総務省令で定める放送については、適用しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第九十一条の規定は、受信障害対策中継放送についても適用する。
- 3 第一項の規定にかかわらず、受信障害対策中継放送は、これを受信障害対策中継放送を行う者が受信 した基幹放送事業者の放送とみなして、第九条第一項、第十一条、第十二条、第百四十七条第一項及び 第百五十七条の規定を適用する。
- 4 第一項の規定にかかわらず、第六十四条の規定は、同項の規定の適用を受ける放送であつて、協会の 放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をするものについても適用する。
- 5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第百六条から第百十条までの規定は、他の基 幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第 一項の規定の適用を受ける放送を除く。)については、適用しない。

2 放送法施行令(昭和二十五年政令第百六十三号)(抄)

(資料の提出)

第八条 法第百七十五条(法第八十一条第六項において準用する場合を含む。)の規定により総務大臣が協会、放送事業者(協会及び小規模施設特定有線一般放送事業者(法第百三十四条第二項に規定する小規模施設特定有線一般放送事業者をいう。第四号及び次項において同じ。)を除く。)、基幹放送局提供事業者、媒介等業務受託者(法第百五十条に規定する媒介等業務受託者をいう。第六号において同じ。)、有料放送管理事業者(法第百五十二条第二項に規定する有料放送管理事業者をいう。第七号において同じ。)又は認定放送持株会社に対し資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一~七 (略)

八 認定放送持株会社 法第百五十九条第二項第五号イ(1)又は(2)に掲げる者がその特定役員でないことの確認に関する事項及び同号イ(1)から(3)までに掲げる者又は同号ロ(2)に掲げる者がその議決権に占める割合に関する事項

2 (略)

3 放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)(抄)

(間接に占められる議決権の割合)

- 第六十二条 法第九十三条第一項第七号ホに規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号ホ(1)に掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)について、地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者(当該業務を行おうとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送事業者等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号ホ(2)に掲げる者(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合とする。
- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうちーの外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が地上基幹放送事業者等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合(当該法人又は団体が占める地上基幹放送事業者等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。
- 4 地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等 (議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項に おいて同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送事業 者等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等 が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体 の議決権を有するときを含む。)は、当該地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体の議決権 を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者(認定基幹放送事業者に限る。)である地上基幹放送事業者等が、同項若しくは同条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第三項に規定する株式会社である地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送事業者等の議決権を有する法人又は団体(地上基幹放送事業者等の議決権の十分の一以上を占める者(当該地上基幹放送事業者等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)に限る。)に対し、書面又は電子情報処理組織(地上基幹放送事業者等の使用に係る電子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送事業者等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 6 地上基幹放送事業者等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

(放送事項等の変更)

第七十六条 法第九十七条第一項の規定により変更の許可を受けようとする者は、別表第十七号の様式の申請書に事業計画書、事業収支見積書及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力があることを

説明した書類を添えて、総務大臣に提出するものとする。

- 2・3 (略)
- 4 法第九十七条第二項の規定による変更の届出は、別表第十九号の様式により行うものとする。
- 5 法第九十七条第二項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各 号に定めるものとする。
 - 一変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第九十三条第一項第七号ホに規定する外国人等直接保有 議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保 有議決権割合が百分の五未満であるもの
 - 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接保 有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更 後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
 - 三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等直接保有議 決権割合に関して、法第百十六条第一項又は第二項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録する ことを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外 国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が 百分の十五以上五分の一未満であるもの
 - 四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第九十三条第一項第七号 市に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)とを合計した割合(以 下この章において「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五未満である場合 変更後の外国人 等保有議決権割合が百分の五未満であるもの
 - 五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権 割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等 保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
 - 六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第百十六条第一項若しくは第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。) 外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
- 6 前項の規定にかかわらず、認定基幹放送事業者が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合(衛星基幹放送、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送の業務を行う認定基幹放送事業者にあつては、外国人等直接保有議決権割合)の変更に際して、法第百十六条第一項若しくは第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九十七条第二項に規定する変更の届出を要するものとする。

7 (略)

(取消猶予の勘案事項)

- 第八十一条の二 法第百三条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとならないようにするために必要な期間
 - 二 法第九十三条第一項第七号二又はホに該当することとなつた認定基幹放送事業者において、過去に 法第百三条第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととされたことがあ るか否かの別

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

- 第八十八条 法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号 に掲げる方法とする。
 - 一 法第九十三条第一項第七号ホ(2)及び電波法第五条第四項第三号ロに掲げる者のうち、その者が 占める法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者の議決権の割合が十分の一未満であるものが有 する株式(第六十二条第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)及び電波法施行規則第六 条の三の二第三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)に規定する計算の対象となる場合に おける議決権に係る株式を除く。)については、その全てについて記載し、又は記録する。
 - 二 法第百十六条第一項の外国人等(第六十二条第五項及び電波法施行規則第六条の三の二第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。)とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第九十条において「外国人等」という。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号

に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数として一株単位(単元株式数を定款で定めている場合にあつては、一単元の株式の単位。以下同じ。)で記載し、又は記録する。この場合において、法第百十六条第一項に規定する欠格事由(以下この条において単に「欠格事由」という。)に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、欠格事由に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお欠格事由に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、欠格事由に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(議決権を有することとなる株式)

- 第八十九条 法第百十六条第三項及び第四項の法第九十三条第一項第七号ホ(1)及び(2)又は電波法 第五条第四項第三号イ及び口に掲げる者が有する株式のうち法第九十三条第一項第七号ホ又は電波法第 五条第四項第三号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権 を有することとなる株式は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める株式(以下この条 及び次条において「議決権制限株式」という。)以外の株式とする。
 - 一 法第九十三条第一項第七号ホ(1)に掲げる者(次号の電波法第五条第四項第三号イに掲げる者と併せて、以下この条において「外国法人等」という。)が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第百十六条第三項に規定する地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者(以下この条において「地上基幹放送事業者」という。)が法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合 地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、法第九十三条第一項第七号ホの合計した割合(次項において「第一号外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(第三号において「第一号超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。第三号において同じ。)に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)
 - 二 電波法第五条第四項第三号イに掲げる者が、法人又は団体の議決権を新たに有し、又は追加して有することによつて、法第百十六条第四項に規定する特定地上基幹放送事業者(以下この条において単に「特定地上基幹放送事業者」という。)が電波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 特定地上基幹放送事業者の株主たる法人又は団体が有する株式であつて、当該新たに有し、又は追加して有する議決権により新たに間接議決権割合として算入される議決権に係るもののうち、電波法第五条第四項第三号の合計した割合(次項において「第二号外国人等議決権割合」という。)の五分の一以上の部分(次号において「第二号超過議決権部分」という。)に相当する部分に対応するもの(当該法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人等の割合(一の外国法人等が占める当該法人又は団体の議決権の割合が二分の一を超える場合における割合は、十割とする。次号において同じ。)に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより特定した数の株式)
 - 三 第六十二条第六項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、地上基幹放送事業者が 法第九十三条第一項第七号ホに定める事由に該当することとなる場合並びに電波法施行規則第六条の 三の二第七項の規定により同条第三項及び第四項の計算がされた結果、特定地上基幹放送事業者が電 波法第五条第四項第三号に定める事由に該当することとなる場合 第六十二条第六項又は電波法施行 規則第六条の三の二第七項の規定による計算に係る株式のうち、第一号超過議決権部分又は第二号超 過議決権部分に相当する部分に対応するもの(第六十二条第六項又は電波法施行規則第六条の三の二 第七項の計算に係る法人又は団体が二以上あるときは、当該法人又は団体の議決権に占める外国法人 等の割合に応じて一株単位で案分して計算することにより特定し、なお残余があるときは、一株単位 の抽せんにより特定した数の株式)
- 2 その株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者の第一号外国人等議決権割合若しくは特定地上 基幹放送事業者の第二号外国人等議決権割合(以下この条において「外国人等議決権割合」という。)が 五分の一未満となる場合又はその株式に議決権制限株式がある地上基幹放送事業者若しくは特定地上基 幹放送事業者について前条第二号の規定により記載し、若しくは記録することによつてもなお外国人等

議決権割合が五分の一未満となる場合は、当該地上基幹放送事業者又は特定地上基幹放送事業者の議決権制限株式は、外国人等議決権割合が五分の一以上とならない範囲内で、議決権制限株式となつた時期の早いものから順に、議決権を有することとなる株式となるものとする。この場合において、同時に議決権制限株式とされたものが二以上あつて、当該株式を有する者が二以上ある場合は、同時に議決権制限株式とされた株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより議決権を有することとなる株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより議決権を有することとなる株式を特定するものとする。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

- 第九十一条の二 法第百十六条の二の規定による報告は、別表第二十一号の五の様式により作成し、毎事 業年度経過後三月以内に提出しなければならない。
- 第九十一条の三 法第百十六条の二の総務省令で定める期間は、認定基幹放送事業者の事業年度とする。
- 第九十一条の四 法第百十六条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六号 の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときに おける当該変更内容(法第九十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。)
 - 二 過去五年以内に法第百三条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定基幹放送事業者にあつては、法第九十三条第一項第七号二又はホに再び該当することとならないようにするために 講じた措置の実施状況

(間接に占められる議決権の割合)

- 第百八十五条 法第百五十九条第二項第五号口(法第百六十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号口(1)に掲げる者(以下この条及び第二百一条において「外国法人等」という。)について、法第百五十九条第一項の認定を受けた会社又は認定を受けて設立された会社(以下「認定放送持株会社」という。)(申請対象会社を含む。以下この条において「認定放送持株会社等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号口(2)に掲げる者(以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める認定放送持株会社等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める認定放送持株会社等の議決権の割合とする。
- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうちーの外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が認定放送持株会社等の議決権を有する二以上の法人又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合(当該法人又は団体が占める認定放送持株会社等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。)を用いて前二項の規定により計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。
- 4 認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社等 (議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項に おいて同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、認定放送持株会社 等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会社等が 子会社等である他の法人又は団体を通じて当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議 決権を有するときを含む。)は、当該認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有す る法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 法第百六十一条第一項に規定する認定放送持株会社が、同項若しくは同条第二項において準用する法 第百十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項により算出され る間接に占められる議決権の割合を確認し、又は法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条 第三項に規定する認定放送持株会社が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特 定するため、認定放送持株会社等の議決権を有する法人又は団体(認定放送持株会社等の議決権の十分 の一以上を占める者に限る。)に対し、書面又は電子情報処理組織(認定放送持株会社等の使用に係る電 子計算機と照会を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をい

- う。)の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの認定放送持株会社等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 6 認定放送持株会社等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたと きは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報 告をした日にされたものとする。
- 第百九十八条 認定放送持株会社は、法第百六十条第二号の規定による届出をしようとするときは、別表 第六十四号の様式の届出書を総務大臣に提出するものとする。
- 2 法第百六十条第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第百五十九条第二項第五号ロに規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満であるもの
 - 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接保 有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更 後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
 - 三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等直接保有議 決権割合に関して、法第百六十一条第一項又は第二項において準用する法第百十六条第二項の規定に より、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接 保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変 更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
 - 四 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第百五十九条第二項第五 号口に規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下この章において同じ。)とを合計した割合 (以下この章において「外国人等保有議決権割合」という。)が百分の五未満である場合 変更後の外 国人等保有議決権割合が百分の五未満であるもの
 - 五 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決権 割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等 保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
 - 六 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議決権割合に関して、法第百六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第百十六条第二項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権を制限している場合を除く。) 外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、認定放送持株会社が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、法第百六十一条第一項若しくは第二項において準用する法第百十六条第二項の規定により株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第三項の規定により同項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第百六十条第二号に規定する変更の届出を要するものとする。

4 • 5 (略)

(株主名簿に記載し、又は記録する方法)

- 第二百条 法第百六十一条第二項において準用する法第百十六条第二項の総務省令で定める株主名簿に記載し、又は記録する方法は、次の各号に掲げる方法とする。
 - 一 法第百五十九条第二項第五号口(2)に掲げる者のうち、その者が占める法第百六十一条第一項に 規定する認定放送持株会社の議決権の割合が十分の一未満であるものが有する株式(第百八十五条第 三項(同条第四項の規定の適用がある場合を含む。)に規定する計算の対象となる場合における議決権 に係る株式を除く。)については、その全てについて記載し、又は記録する。
 - 二 法第百六十一条第一項の外国人等(第百八十五条第五項の規定に基づきその全てを間接に占められる議決権の割合(次条において「間接議決権割合」という。)とされる議決権に係る株式を有する法人又は団体を含む。以下この条及び第二百二条において同じ。)のうち通知を受けた時点の株主名簿に記載され、又は記録されている者が有する株式(前号に規定する株式を除く。)については、当該名簿に記載され、又は記録されている株式の数と通知に係る株式の数のうち、いずれか少ない数(以下この号において「記載・記録優先株式の数」という。)を当該外国人等に係る株式の数として一株単位で記

載し、又は記録する。この場合において、法第百五十九条第二項第五号イ又は口に定める株式会社に該当することとなるときは、外国人等が有する株式について、同号イ又は口に定める株式会社に該当することとならない範囲内で、記載・記録優先株式の数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

三 前二号の規定により記載し、又は記録し、及び次条第二項を適用した場合においてなお法第百五十九条第二項第五号イ又は口に定める株式会社に該当することとならないときは、外国人等が有する株式のうち前号前段の規定による記載又は記録がされなかつたものについて、同項第五号イ又は口に定める株式会社に該当することとならない範囲内で、その数に応じて一株単位で案分して計算することにより記載し、又は記録する株式を特定し、なお残余があるときは、一株単位の抽せんにより記載し、又は記録する株式を特定して記載し、又は記録する。

(外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告)

- 第二百三条の二 法第百六十一条の二の規定による報告は、別表第六十四号の二の様式により作成し、毎 事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。
- 第二百三条の三 法第百六十一条の二の総務省令で定める期間は、認定放送持株会社の事業年度とする。
- 第二百三条の四 法第百六十一条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合に変更がない場合であつて、別表第六十号の注に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容(法第百六十条第二号の規定により変更の届出を行つているものを除く。)
 - 二 過去五年以内に法第百六十六条第二項の規定により認定を取り消さないこととされた認定放送持株 会社にあつては、法第百五十九条第二項第五号イ又はロに再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

(取消猶予の勘案事項)

- 第二百十条の二 法第百六十六条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 法第百五十九条第二項第五号イ又は口に該当することとならないようにするために必要な期間
 - 二 法第百五十九条第二項(第五号イ又は口に係る部分に限る。)の規定により認定を受けることができない者となつた認定放送持株会社において、過去に法第百六十六条第二項の規定により当該認定放送 持株会社の認定を取り消さないこととされたことがあるか否かの別

4 電波法 (昭和二十五年法律第百三十一号) (抄)

(無線局の関設)

第四条 無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。ただし、次に掲げる 無線局については、この限りでない。

一~四 (略)

(欠格事由)

- 第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。
 - 一 日本の国籍を有しない人
 - 二 外国政府又はその代表者
 - 三 外国の法人又は団体
 - 四 法人又は団体であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げる無線局については、適用しない。
 - 一 実験等無線局
 - 二 アマチュア無線局(個人的な興味によつて無線通信を行うために開設する無線局をいう。以下同じ。)
 - 三 船舶の無線局(船舶に開設する無線局のうち、電気通信業務(電気通信事業法(昭和五十九年法律 第八十六号)第二条第六号に規定する電気通信業務をいう。以下同じ。)を行うことを目的とするもの 以外のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)
 - 四 航空機の無線局(航空機に開設する無線局のうち、電気通信業務を行うことを目的とするもの以外

- のもの(実験等無線局及びアマチュア無線局を除く。)をいう。以下同じ。)
- 五 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局(実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
- 六 大使館、公使館又は領事館の公用に供する無線局(特定の固定地点間の無線通信を行うものに限る。) であつて、その国内において日本国政府又はその代表者が同種の無線局を開設することを認める国の 政府又はその代表者の開設するもの
- 七 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)
- 八 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 九 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御 することを目的として陸上に開設する無線局
- 3 次の各号のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えないことができる。
 - 一 この法律又は放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第七十五条第一項又は第七十六条第四項(第四号を除く。)若しくは第五項(第五号を除く。)の規 定により無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 第二十七条の十六第一項(第一号を除く。)又は第六項(第四号及び第五号を除く。)の規定により 認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 四 第七十六条第六項(第三号を除く。)の規定により第二十七条の二十一第一項の登録の取消しを受け、 その取消しの日から二年を経過しない者
- 4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(第九十九条の二を除き、以下「放送」という。)であつて、第二十六条第二項第五号イに掲げる周波数(第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割当可能周波数」という。)の電波を使用するもの(以下「基幹放送」という。)をする無線局(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送(放送法第二条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八十条の二において同じ。)及び移動受信用地上基幹放送(同法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)をする無線局を除く。)については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号(コミュニティ放送(同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ。)をする無線局にあつては、第三号を除く。)のいずれかに該当する者には、無線局の免許を与えない。
 - 第一項第一号から第三号まで若しくは前項各号に掲げる者又は放送法第百三条第一項若しくは第百四条(第五号を除く。)の規定による認定の取消し若しくは同法第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員(放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。)であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
 - 三 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合(以下「外国人等直接保有議決権割合」という。)とこれらの者により口に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合(次条第二項第九号ハにおいて「外国人等間接保有議決権割合」という。)とを合計した割合が五分の一以上であるもの(前号に該当する場合を除く。)
 - イ 第一項第一号から第三号までに掲げる者
 - ロ 外国人等直接保有議決権割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - 四 法人又は団体であつて、その役員が前項各号のいずれかに該当する者であるもの
- 5 前項に規定する受信障害対策中継放送とは、相当範囲にわたる受信の障害が発生している地上基幹放送(放送法第二条第十五号に規定する地上基幹放送をいう。以下同じ。)及び当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送(同条第十九号に規定する多重放送をいう。以下同じ。)を受信し、その全ての放送番組に変更を加えないで当該受信の障害が発生している区域において受信されることを目的として同時にその再放送をする基幹放送のうち、当該障害に係る地上基幹放送又は当該地上基幹放送の電波に重畳して行う多重放送をする無線局の免許を受けた者が行うもの以外のものをいう。
- 6 (略)

(免許の申請)

第六条 無線局の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項(前条第二項各号に掲げる無線局の免許を受けようとする者にあつては、第十号に掲げる事項を除く。)を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一~九 (略)

- 十 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 代表者の氏名又は名称及び前条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の 割合
 - 口 外国人等直接保有議決権割合
- 2 基幹放送局(基幹放送をする無線局をいい、当該基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をするものを含む。以下同じ。)の免許を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 目的
 - 二 前項第二号から第九号まで(基幹放送のみをする無線局の免許を受けようとする者にあつては、第 三号を除く。) に掲げる事項
 - 三 無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法
 - 四 事業計画及び事業収支見積
 - 五 放送区域
 - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。)の概要
 - 七 自己の地上基幹放送の業務に用いる無線局(以下「特定地上基幹放送局」という。)の免許を受けよ うとする者にあつては、放送事項
 - 八 地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、当該認定を受けようとする者の氏名又は名称
 - 九 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 特定役員の氏名又は名称(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動 受信用地上基幹放送の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、代表者の氏 名又は名称及び同条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員の割合)
 - 口 外国人等直接保有議決権割合
 - ハ 地上基幹放送(前条第五項に規定する受信障害対策中継放送及びコミュニティ放送を除く。)の業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合
- 3~9 (略)
- 第九条 前条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- 2 前項ただし書の総務省令で定める軽微な事項について工事設計を変更したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 第一項の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであつてはならず、かつ、第 七条第一項第一号又は第二項第一号の技術基準(次章に定めるものに限る。)に合致するものでなければ ならない。
- 4 前条の予備免許を受けた者は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設置場所の変更又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。
 - ー 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
 - 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。
- 5 次の各号に掲げる無線局について前条の予備免許を受けた者は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - 基幹放送局以外の無線局(第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。) 第六条第一項第十号に掲げる事項の変更(当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。)
 - 二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更(同項第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げる事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。)
- 6 (略)

(変更等の許可等)

第十七条 免許人は、無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域若しくは無線設備の設

置場所の変更若しくは基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)をし、又は無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項を内容とする無線局の目的の変更は、これを行うことができない。

- 一 基幹放送局以外の無線局が基幹放送をすることとすること。
- 二 基幹放送局が基幹放送をしないこととすること。
- 2 次の各号に掲げる無線局の免許人は、当該各号に定める変更があつたときは、遅滞なく、その旨を総 務大臣に届け出なければならない。
 - 一 基幹放送局以外の無線局(第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。) 第六条第一項第十号に掲げる事項の変更(当該変更によつて第五条第一項第四号に該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。)
 - 二 基幹放送局 第六条第二項第三号、第四号、第六号、第八号又は第九号に掲げる事項の変更(同項 第六号に掲げる事項にあつては前項の総務省令で定める軽微な変更に限り、同条第二項第九号に掲げ る事項にあつては当該変更によつて第五条第四項第二号又は第三号に該当することとなるおそれが少 ないものとして総務省令で定めるものを除く。)
- 3 第五条第一項から第三項までの規定は無線局の目的の変更に係る第一項の許可について、第九条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は第一項の規定により無線設備の変更の工事をする場合について、 それぞれ準用する。

(申請による周波数等の変更)

第十九条 総務大臣は、免許人又は第八条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中 線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認 めるときは、その指定を変更することができる。

(開設計画の認定)

- 第二十七条の十四 特定基地局を開設しようとする者は、通信系(通信の相手方を同じくする同一の者によって開設される特定基地局の総体をいう。次項第六号及び第四項第三号において同じ。)又は放送系(放送法第九十一条第二項第三号に規定する放送系をいう。次項第六号及び第十号並びに第四項第三号において同じ。)ごとに、特定基地局の開設に関する計画(以下「開設計画」という。)を作成し、これを次に掲げる事項(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局を開設しようとする者にあつては、第二号に掲げる事項を除く。)を記載した申請書に添え、総務大臣に提出して、その開設計画が適当である旨の認定を受けることができる。
 - 一 氏名又は名称及び住所
 - 二 法人又は団体にあつては、次に掲げる事項
 - イ 代表者の氏名又は名称及び第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者により占められる役員 の割合
 - 口 外国人等直接保有議決権割合
 - 三 その他総務省令で定める事項

2~9 (略)

(開設計画の変更等)

第二十七条の十五 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る開設計画(同条第二項第一号、第四 号及び第八号に掲げる事項を除く。)を変更しようとするときは、総務大臣の認定を受けなければならない。

2~4 (略)

- 5 認定開設者は、前条第一項各号に掲げる事項(電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る認定開設者にあつては、同項第二号に掲げる事項を除く。)に変更(次に掲げるものを除く。)があつたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
 - 一 前条第一項第二号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて第五条第一項第四号に該当する こととなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるもの
 - 二 前条第一項第三号に掲げる事項の変更であつて、総務省令で定める軽微なもの

6 (略)

(無線局の免許の取消し等)

第七十五条 総務大臣は、免許人が第五条第一項、第二項若しくは第四項の規定により免許を受けることができない者となつたとき、又は地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者の認定がその効力を失

つたときは、当該免許を受けることができない者となつた免許人の免許又は当該地上基幹放送の業務に 用いられる無線局の免許を取り消さなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、総務大臣は、免許人が第五条第一項(第四号に係る部分に限る。次項において同じ。)又は第四項(第二号又は第三号に係る部分に限る。次項において同じ。)の規定により免許を受けることができない者となつた場合において、次に掲げる事項を勘案して必要があると認めるときは、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めて当該免許を取り消さないことができる。
 - 一 第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた状況
 - 二 前項の規定により当該免許を取り消すこと又はこの項の規定により当該免許を取り消さないことが、 次のイ又は口に掲げる無線局の区分に応じ、当該イ又は口に定める事項に及ぼす影響
 - イ 基幹放送局 当該免許に係る基幹放送の受信者の利益
 - ロ 基幹放送局以外の無線局 公共の利益
 - 三 その他総務省令で定める事項
- 3 総務大臣は、免許人が第五条第一項又は第四項の規定により免許を受けることができない者となつた と認めるときは、前項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするか否かの決定をしなけ ればならない。
- 4 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る免許人の意見を聴かなければならない。
- 5 総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る免許人に対し、理由を付してそ の旨(当該決定が第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととするものであるときは、 その旨及び同項の規定により定めた期間)を通知しなければならない。
- 第八十条の二 基幹放送局(第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信 用地上基幹放送をする無線局を除く。)の免許人(法人又は団体であるものに限り、総務省令で定めるも のを除く。)は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に 掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
 - 第五条第四項第二号又は第三号(コミュニティ放送をする基幹放送局の免許人にあつては、同項第二号)に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況
 - 二 第十七条第二項第二号の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容
 - 三 その他第五条第四項第二号又は第三号に該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

5 電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)(抄)

(間接に占められる議決権の割合)

- 第六条の三の二 法第五条第四項第三号に規定する間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合は、一の同号イに掲げる者(以下この条において「外国法人等」という。)について、地上基幹放送を行う基幹放送局の免許人(免許を受けようとする者を含む。以下この条において「地上基幹放送局免許人等」という。)の議決権の割合の十分の一以上を占める同号口に掲げる者(当該放送免許人等をその子会社とする認定放送持株会社(放送法第二条第二十七号に規定する認定放送持株会社をいう。以下同じ。)を除く。以下この条において「外資系日本法人」という。)が直接占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合に、当該外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合(十分の一以上である場合における当該割合をいう。)を乗じて計算した割合とする。ただし、一の外国法人等が占める外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、当該外資系日本法人に係る間接に占められる議決権の割合は、当該外資系日本法人が占める地上基幹放送局免許人等の議決権の割合とする。
- 2 前項の場合において、一の外資系日本法人につき外国法人等が二以上ある場合であつて、そのうちーの外国法人等が占める当該外資系日本法人の議決権の割合が二分の一を超えるときは、他の外国法人等について当該一の外資系日本法人に係る計算をすることを要しない。
- 3 一の外国法人等が地上基幹放送局免許人等の議決権を有する二以上の法人(当該地上基幹放送局免許 人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)又は団体の議決権を有する場合であつて、これらの 議決権の割合の全部又は一部が十分の一未満であるために前二項の規定による間接に占められる議決権 の割合がないときに、当該一の外国法人等について、これらの議決権の割合(当該法人又は団体が占め る地上基幹放送局免許人等の議決権の割合が千分の一以上であるものに限る。)を用いて前二項の規定に より計算し、これらを合算した割合が十分の一以上となるときは、前二項の規定にかかわらず、当該合 算した割合を間接に占められる議決権の割合とする。

- 4 地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体をその子会社 等(議決権の二分の一を超える割合を一の法人又は団体に占められる法人又は団体をいう。以下この項 において同じ。)とする一の外国法人等がある場合(当該一の外国法人等の子会社等が、地上基幹放送局 免許人等の議決権を有する法人又は団体の議決権を有する法人又は団体でない場合であつて、当該子会 社等が子会社等である他の法人又は団体を通じて当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又 は団体の議決権を有するときを含む。)は、当該地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体 の議決権を有する法人又は団体を当該一の外国法人等とみなして前三項の規定を適用する。
- 5 放送法第百十六条第一項に規定する基幹放送事業者(同法第二条第二十三号の基幹放送事業者をいう。以下同じ。)(特定地上基幹放送事業者に限る。)である地上基幹放送局免許人等が、同法第百十六条第一項若しくは第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同条第四項に規定する株式会社である特定地上基幹放送事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体(地上基幹放送局免許人等の議決権の十分の一以上を占める者(当該地上基幹放送局免許人等をその子会社とする認定放送持株会社を除く。)に限る。次項において同じ。)に対し、書面又は電子情報処理組織(地上基幹放送局免許人等の使用に係る電子計算機と 照会を受ける者の使用に係る電子計算機と を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 6 放送法第百二十五条第一項第三号に規定する地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者(同法第二条第二十四号の基幹放送局提供事業者をいう。以下同じ。)である地上基幹放送局免許人等が、同法第百二十五条第一項若しくは第二項において準用する同法第百十六条第二項に規定する請求若しくは通知を受けた場合において第一項及び第二項の規定により算出される間接に占められる議決権の割合を確認し、又は同法第百二十五条第二項において準用する同法第百十六条第四項に規定する株式会社である地上基幹放送をする無線局の免許を受けた基幹放送局提供事業者が、同項に規定する議決権を有することとなる株式以外の株式を特定するため、地上基幹放送局免許人等の議決権を有する法人又は団体に対し、書面又は電子情報処理組織の使用により、その者に占める一の外国法人等の議決権の割合その他の事項について照会をした場合において、当該法人又は団体が当該照会を受けた日から起算して七営業日以内にその回答が得られないときは、当該法人又は団体の占めるこれらの地上基幹放送局免許人等の議決権の全てを間接に占められる議決権の割合として第一項の計算をする。
- 7 地上基幹放送局免許人等は、第三項及び第四項の規定に基づく計算をするべき事実があることを知つたときは、速やかにその旨を総務大臣に報告するものとし、第三項及び第四項の規定に基づく計算は当該報告をした日にされたものとする。

(無線局の免許の取消猶予の勘案事項)

- 第四十二条の二 法第七十五条第二項第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとならないようにするために必要な期間
 - 二 法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に該当することとなつた免許人において、 過去に法第七十五条第二項の規定により当該免許人の免許を取り消さないこととされたことがあるか 否かの別
- 第四十二条の六 法第八十条の二の総務省令で定めるものは、日本放送協会とする。
- 第四十二条の七 法第八十条の二の規定による報告は、別表第五号の四の様式により作成し、毎事業年度 経過後三月以内に、当該様式による報告書一通及びその写し二通を当該報告を行う基幹放送局の免許人 の放送対象地域を管轄する総合通信局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。ただし、 当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合は、住所を管轄する総合通信 局長を経由して総務大臣に提出して行わなければならない。
- 第四十二条の八 法第八十条の二の総務省令で定める期間は、免許人の事業年度とする。
- 第四十二条の九 法第八十条の二第三号の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 外国人等直接保有議決権割合(法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権割合をいう。以下同じ。)又は外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(同号に規定する外

国人等間接保有議決権割合をいう。)とを合計した割合(別表第五号の四において「外国人等保有議決権割合」という。)に変更がない場合であつて、免許規則別表第二号第1の注31に基づき添付する議決権の総数又は議決権割合に関する事項の様式の内容に変更があつたときにおける当該変更内容(法第九条第五項又は法第十七条第二項の規定により変更の届出を行つているものを除く。)

二 過去五年以内に法第七十五条第二項の規定により免許を取り消さないこととされた基幹放送局にあっては、法第五条第一項第四号又は第四項第二号若しくは第三号に再び該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

6 無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)(抄)

(工事設計等の変更の申請及び届出)

第十二条 次の各号に該当する場合は、申請書又は届出書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一~三 (略)

四 法第九条第二項の規定により工事設計変更の届出をしようとする場合(事業計画の変更の届出をしようとする場合を除く。)

五 (略)

2 前項の申請書又は届出書の様式は、別表第四号のとおりとする。

3~5 (略)

(届出を要しない外国人等が保有する議決権割合等の変更)

- 第十二条の二 法第九条第五項第一号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当 該各号に定めるものとする。
 - 一変更前の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満である者 変更後の法第五条第一項第一号から第三号までに掲げる者の役員に占める割合が百分の三十未満であるもの
 - 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合(法第五条第四項第三号に規定する外国人等直接保有議決権 割合をいう。以下同じ。)が百分の三十未満である者 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の 三十未満であるもの
 - 三 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満である者 変更前の外国人等 直接保有議決権割合と変更後の外国人等直接保有議決権割合との差が千分の一未満のものであつて、 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの
- 2 法第九条第五項第二号の総務省令で定める変更は、次の各号に掲げる基幹放送局の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - 一 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定めるもの
 - イ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五未満である場合 変更後の外国人等直接保有議 決権割合が百分の五未満であるもの
 - ロ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等直接 保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、 変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの
 - ハ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等直接保有 議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。)又は第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
 - 二 変更前の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合(法第五条第四項第三号に 規定する外国人等間接保有議決権割合をいう。以下同じ。)とを合計した割合(以下「外国人等保有 議決権割合」という。)が百分の五未満である場合 変更後の外国人等保有議決権割合が百分の五未 満であるもの
 - ホ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満である場合 外国人等保有議決 権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国

人等保有議決権割合が百分の五以上百分の十五未満であるもの

- へ 変更前の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上である場合(変更前の外国人等保有議決権割合に関して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否している株式がある場合又は同法第百十六条第四項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合を除く。)外国人等保有議決権割合が減少したもの又は外国人等保有議決権割合の増加が千分の一未満であつて、変更後の外国人等保有議決権割合が百分の十五以上五分の一未満であるもの
- 二 受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送を行う基幹放送局 次のイから ハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるもの
 - イ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五未満である場合 変更後の外国人等直接保有 議決権割合が百分の十五未満であるもの
 - ロ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満である場合 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が百分の一未満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の十五以上百分の三十未満であるもの
 - ハ 変更前の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上である場合(変更前の外国人等直接保有 議決権割合に関して、放送法第百二十五条第一項又は第二項において準用する同法第百十六条第二 項の規定により、株主名簿に記載し、又は記録することを拒否している株式がある場合を除く。) 外国人等直接保有議決権割合が減少したもの又は外国人等直接保有議決権割合の増加が千分の一未 満であつて、変更後の外国人等直接保有議決権割合が百分の三十以上三分の一未満であるもの
- 3 前項の規定にかかわらず、基幹放送局が外国人等直接保有議決権割合又は外国人等保有議決権割合の変更に際して、放送法第百十六条第一項、第二項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。)若しくは第百二十五条第一項の規定により、株主名簿に記載し、若しくは記録することを拒否した株式がある場合又は同法第百十六条第四項(第百二十五条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、法第百十六条第四項に規定する特定外国株主の議決権が制限されている場合は、法第九条第五項に規定する変更の届出を要するものとする。
- 4 前三項の規定は、法第十七条第二項各号の総務省令で定める変更について準用する。この場合において、これらの規定中「第九条第五項」とあるのは「第十七条第二項」と読み替えるものとする。

(記載事項の省略)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第六条第二項に規定する事業計画及び事業収支見積り(協会及び学園の基幹放送局に係るものを除く。)並びに特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合は、同一人が開設する基幹放送局である場合においては、一の基幹放送局についてのみ記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

5・6 (略)

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。)、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては第四条第二項の表六の項及び十二の項に掲げるものごと)に、同時に申請しようとする無線局の種別及び局数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書)及び各無線局に係る工事設計書を提出することにて行うことができる。

2~4 (略)

(添付書類等)

第十六条の二 (略)

2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第四号まで及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一~十. (略)

八 法第六条第二項第九号に規定する特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国 人等保有議決権割合

3~5 (略)

6 第十五条第四項から第六項までの規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、 第四項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条の二第二項第五号に規定する事項」と読み替え るものとする。

7 (略)

(無線局の変更の申請等)

第二十五条 第十二条の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出(事業計画の変更の届出を除く。)又は法第十九条の規定による指定の変更の申請を行う場合に準用する。

2~6 (略)

- 7 第十五条の二の二第一項及び第二項の規定は、法第十七条の規定による許可の申請若しくは届出(事業計画の変更を除く。)、法第十九条の規定による指定の変更の申請又は施行規則第四十三条第一項、第二項若しくは第三項の規定による届出を行う場合に準用する。
- 8 前項の規定にかかわらず、同一人に属する二以上の基幹放送局の法第十七条第二項の規定による事業 収支見積り、特定役員の氏名又は名称、外国人等直接保有議決権割合及び外国人等保有議決権割合の変 更の届出は、その届出を同時に行う場合に限り、デジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び 基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。)の同時に届出しようとする無線局の種別及び局 数並びに一の基幹放送局の識別信号及び免許の番号を明示した一の届出書及び当該一の基幹放送局に係 る無線局事項書をその届出をする免許人の放送対象地域を管轄する総合通信局長(当該免許人の放送対象地域が二以上の総合通信局の管轄区域にわたる場合にあつては住所を管轄する総合通信局長)に提出 することによつて行うことができる。

7 基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例 に関する省令(平成二十七年総務省令第二十六号)(抄)

(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一~十二 (略)

- 十三 業務執行役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除き、 次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。
 - イ 株式会社 次に定める者
 - (1) 株式会社(取締役会設置会社を除く。) 取締役
 - (2) 取締役会設置会社(指名委員会等設置会社を除く。) 業務執行取締役
 - (3) 指名委員会等設置会社 執行役
 - 口 持分会社 社員
 - ハ 一般社団法人 次に定める者
 - (1) 一般社団法人(理事会設置一般社団法人を除く。) 理事
 - (2) 理事会設置一般社団法人 業務執行理事
 - 二 一般財団法人 業務執行理事
 - 木 学校法人 理事
 - へ 社会福祉法人 理事
 - ト 特定非営利活動法人 理事
 - チ 宗教法人 代表役員
 - リ 中小企業等協同組合 代表理事
 - ヌ 民法組合 組合員
- ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者
- 十四 業務執行決定役員 定款に特別の定めがある場合その他これに準ずる特別の事情がある場合を除

- き、次のイからルまでに掲げる法人又は団体の区分に応じ、当該イからルまでに定める者をいう。
- イ 株式会社 取締役
- 口 持分会社 社員
- ハ 一般社団法人 理事
- 二 一般財団法人 理事
- ホ 学校法人 理事
- へ 社会福祉法人 理事
- ト 特定非営利活動法人 理事
- チ 宗教法人 責任役員
- リ 中小企業等協同組合 理事
- ヌ 民法組合 組合員
- ル その他の法人又は団体 イからヌまでに定める者に準ずる者
- 十五~三十八 (略)

(特定役員の定義)

- 第三条 法第二条第三十一号の総務省令で定める者は、業務執行役員及び業務執行決定役員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、法第二条第三十一号の法人又は団体が衛星基幹放送又は移動受信用地上基 幹放送の業務を行う者であり、かつ、当該法人又は団体の業務執行決定役員であって業務執行役員でな い者の数の当該法人又は団体の業務執行決定役員の総数に占める割合が三分の一を超えない場合におけ る当該業務に係る同号の総務省令で定める者は、業務執行役員とする。

8 会社法(平成十七年法律第八十六号)(抄)

(異なる種類の株式)

- 第百八条 株式会社は、次に掲げる事項について異なる定めをした内容の異なる二以上の種類の株式を発行することができる。ただし、指名委員会等設置会社及び公開会社は、第九号に掲げる事項についての定めがある種類の株式を発行することができない。
 - 剰余金の配当
 - 二 残余財産の分配
 - 三 株主総会において議決権を行使することができる事項
 - 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること。
 - 五 当該種類の株式について、株主が当該株式会社に対してその取得を請求することができること。
 - 六 当該種類の株式について、当該株式会社が一定の事由が生じたことを条件としてこれを取得することができること。
 - 七 当該種類の株式について、当該株式会社が株主総会の決議によってその全部を取得すること。
 - 八 株主総会(取締役会設置会社にあっては株主総会又は取締役会、清算人会設置会社(第四百七十八条第八項に規定する清算人会設置会社をいう。以下この条において同じ。)にあっては株主総会又は清算人会)において決議すべき事項のうち、当該決議のほか、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とするもの
 - 九 当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役(監査等委員会設置会社に あっては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役。次項第九号及び第百十二条第一項におい て同じ。)又は監査役を選任すること。
- 2 株式会社は、次の各号に掲げる事項について内容の異なる二以上の種類の株式を発行する場合には、 当該各号に定める事項及び発行可能種類株式総数を定款で定めなければならない。
 - 一 剰余金の配当 当該種類の株主に交付する配当財産の価額の決定の方法、剰余金の配当をする条件 その他剰余金の配当に関する取扱いの内容
 - 二 残余財産の分配 当該種類の株主に交付する残余財産の価額の決定の方法、当該残余財産の種類そ の他残余財産の分配に関する取扱いの内容
 - 三 株主総会において議決権を行使することができる事項 次に掲げる事項
 - イ 株主総会において議決権を行使することができる事項
 - ロ 当該種類の株式につき議決権の行使の条件を定めるときは、その条件
 - 四 譲渡による当該種類の株式の取得について当該株式会社の承認を要すること 当該種類の株式についての前条第二項第一号に定める事項

五~九 (略)

3 (略)

(単元未満株式についての権利の制限等)

- 第百八十九条 単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)を有する株主(以下「単元未満株主」という。)は、その有する単元未満株式について、株主総会及び種類株主総会において議決権を行使することができない。
- 2 株式会社は、単元未満株主が当該単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利の全部又は一部を 行使することができない旨を定款で定めることができる。
 - 一 第百七十一条第一項第一号に規定する取得対価の交付を受ける権利
 - 二 株式会社による取得条項付株式の取得と引換えに金銭等の交付を受ける権利
 - 三 第百八十五条に規定する株式無償割当てを受ける権利
 - 四 第百九十二条第一項の規定により単元未満株式を買い取ることを請求する権利
 - 五 残余財産の分配を受ける権利
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める権利
- 3 (略)

(議決権の数)

- 第三百八条 株主 (株式会社がその総株主の議決権の四分の一以上を有することその他の事由を通じて株式会社がその経営を実質的に支配することが可能な関係にあるものとして法務省令で定める株主を除く。) は、株主総会において、その有する株式一株につき一個の議決権を有する。ただし、単元株式数を定款で定めている場合には、一単元の株式につき一個の議決権を有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、株式会社は、自己株式については、議決権を有しない。

(株主総会に関する規定の準用)

第三百二十五条 前款(第二百九十五条第一項及び第二項、第二百九十六条第一項及び第二項並びに第三百九条を除く。)の規定は、種類株主総会について準用する。この場合において、第二百九十七条第一項中「総株主」とあるのは「総株主(ある種類の株式の株主に限る。以下この款(第三百八条第一項を除く。)において同じ。)」と、「株主は」とあるのは「株主(ある種類の株式の株主に限る。以下この款(第三百十八条第四項及び第三百十九条第三項を除く。)において同じ。)は」と読み替えるものとする。

9 会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)(抄)

(実質的に支配することが可能となる関係)

- 第六十七条 法第三百八条第一項に規定する法務省令で定める株主は、株式会社(当該株式会社の子会社を含む。)が、当該株式会社の株主である会社等の議決権(同項その他これに準ずる法以外の法令(外国の法令を含む。)の規定により行使することができないとされる議決権を含み、役員等(会計監査人を除く。)の選任及び定款の変更に関する議案(これらの議案に相当するものを含む。)の全部につき株主総会(これに相当するものを含む。)において議決権を行使することができない株式(これに相当するものを含む。)に係る議決権を除く。以下この条において「相互保有対象議決権」という。)の総数の四分の一以上を有する場合における当該株主であるもの(当該株主であるもの以外の者が当該株式会社の株主総会の議案につき議決権を行使することができない場合(当該議案を決議する場合に限る。)における当該株主を除く。)とする。
- 2 前項の場合には、株式会社及びその子会社の有する相互保有対象議決権の数並びに相互保有対象議決権の総数(以下この条において「対象議決権数」という。)は、当該株式会社の株主総会の日における対象議決権数とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定基準日(当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための法第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)を定めた場合には、対象議決権数は、当該特定基準日における対象議決権数とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日における対象議決権数とする。
 - 特定基準日後に当該株式会社又はその子会社が株式交換、株式移転その他の行為により相互保有対象議決権の全部を取得した場合当該行為の効力が生じた日
 - 二 対象議決権数の増加又は減少が生じた場合(前号に掲げる場合を除く。)において、当該増加又は減少により第一項の株主であるものが有する当該株式会社の株式につき議決権を行使できることとなることとなることを特定基準日から当該株主総会についての法第二百九

- 十八条第一項各号に掲げる事項の全部を決定した日 (株式会社が当該日後の日を定めた場合にあっては、その日) までの間に当該株式会社が知ったとき 当該株式会社が知った日
- 4 前項第二号の規定にかかわらず、当該株式会社は、当該株主総会についての法第二百九十八条第一項 各号に掲げる事項の全部を決定した日(株式会社が当該日後の日を定めた場合にあっては、その日)か ら当該株主総会の日までの間に生じた事項(当該株式会社が前項第二号の増加又は減少の事実を知った ことを含む。)を勘案して、対象議決権数を算定することができる。
- 10 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号) (抄)
- 第十一条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の政令で定める書面等であって当該申請等に関する他の法令の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該法令の規定にかかわらず、行政機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ政令で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
- 11 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十 五年法律第二十七号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。) 第二条第八項に規定する行政機関をいう。

2~14 (略)

15 この法律において「法人番号」とは、第三十九条第一項又は第二項の規定により、特定の法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいう。

別記1-1:免許又は再免許申請

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							議法	(D)/議		日本法人の議決権 する外国法人等	(E)	(E)	
	Ī	区 分	氏名 又名称	住所 (A)	法人番号	株式数線(の)	議決の数値	D)/議 決権 の数(%) (E)	氏名 又は 名称(F)	外資系日本法人 の議決権の総数 に対する議決権 の比率(M)(G)	出率の田	(G) (%) (1)	備考
g	,	議決権の総 数の1000分 の1以上を 占める者	XXXX	New York, New York, U.S.A	1734567890 123	8, 000	80	3. 98			3. 98		
国治力等	国よし年	議決権の総 数の1000分 の1未満る 占計 合計 3 (計 3				500	5	0. 25			0. 25		
夕登录		議決権の総	㈱a	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10.00	A	10. 00		1.00	再免許の申請に先立ち、㈱aに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を行った。
オE ス ジ ノ	日 	数の10分の 1以上を占 める者	(株)b	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10. 00	_	_		10.00	再免許の申請に先立ち、㈱bに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を電波法 施行規則第6条の3の3第5項の 照会制度により行ったが、回答が得 られなかった。
	1	合 計				48, 700	487					15. 23	

別記1-2:承継申請

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							議法			日本法人の議決権 する外国法人等	(E)	(E)	
		区 分	氏名 又は 名称	住所(A)	法人番号	株式数線(の)	議決の数値	©/ 決権 の数 (E)	氏名 又は 名称(F)	外資系日本法人 の議決権の総数 に対する議決権 の比率(M)(G)	比率の田	(I) (%) (G)	備考
5	\	議決権の総 数の1000分 の1以上を 占める者	***	New York, New York, U. S. A	1734567890 123	8, 000	80	3. 98			3. 98		
国流ノ舎	国去し手	議決権の総数の1000分の1未満る らかるる合計 (計3者)				500	5	0. 25			0. 25		
夕道	至么	議決権の総	(株)a	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10.00	A	10.00		1.00	地位の承継の許可の申請に先立ち、 ㈱aに対し、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況の確 認を行った。
E 2	∃	数の10分の 1以上を占 める者	(株)b	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10.00		_		10.00	地位の承継の許可の申請に先立ち、 ㈱bに対し、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況の確 認を電波法施行規則第6条の3の 3第5項の照会制度により行った が、回答が得られなかった。
		合 計				48, 700	487					15. 23	

別記1-3:変更届出

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							議決	(0)/議		本法人の議決権 る外国法人等	(E)	(E)	
	区	分	氏名 又名称	住所⑷	法人番 号®	株式数	議を置し	D)/議 決権 の数(%) (E)	氏名又は 名称(F)	外資系日本法 人の議決権の 総数に対する 議決権の比率	比率圖田	(G) (M)	備考
夕	数の の 、 占め	1 以上を かる者	жжж	* · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	173456789 0123	※ 15, 000	※ 150	※ 5. 98			※ 5. 98		
国法人等	らられる	央権の総 か1000分 1 未満を める者の 計 計10者)				※ 1, 000	※ 10	※ 0. 40			※ 0. 40		
外資系		夬権の総	㈱a	東京都千代田区	***** ****	※ 25, 100	※ 251	10.00	A	10. 00		1.00	議決権の確定に先立ち、㈱aに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を行った。
* 日本 法 人	数0 1 1 り かる	か10分の 以上を占 る者	(株)b	東京都千代田区	***** *****	※ 25, 100	※ 251	10.00	-	_		10.00	議決権の確定に先立ち、㈱bに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を電波法 施行規則第6条の3の3第5項の 照会制度により行ったが、回答が得 られなかった。
	合	計				※ 66, 200	※ 662				>	€17. 37	

変更年月日:令和〇年〇月〇日

別記2-1:認定又は認定更新申請

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

								議法	(D)/議		日本法人の議決権 する外国法人等	(E)	(E)	
		区分	分	氏名 又は 名称	住所(A)	法人番号	株式数線(の)	議決の数値	D)/議 決権 の数(%) (E)	氏名 又は 名称(F)	外資系日本法人 の議決権の総数 に対する議決権 の比率(M)(G)	比率	(I) (%) (G)	備考
5	<u>ለ</u>	議決権の 数の100 の1以 占める	00分 上を 者		New York, New York, U.S.A	1734567890 123	8, 000	80	3. 98			3. 98		
	国 去	議数の100の上台計3日本に対している。	00分 満を 者の 新 者の				500	5	0. 25			0. 25		
夕 資 3		議決権の		(株)a	宙宣郑千代田区	***** ****	20, 100	201	10.00	A	10. 00		1. 00	認定更新の申請に先立ち、㈱aに対し、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況の確認を行った。
E	日本去人	数の10g 1以上 める者	を占	(株)b	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10. 00	_	_		10.00	認定更新の申請に先立ち、㈱bに対し、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況の確認を放送法施行規則第62条第5項の照会制度により行ったが、回答が得られなかった。
		合 :	Ħ				48, 700	487					15. 23	

別記2-2:承継認可申請

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							議法	(D)/議		日本法人の議決権 する外国法人等	(E)	(E)	
	I	区分	氏名 ス名 名	住所(A)	法人番号	株式数線(の)	議権数回	D/議 決権 の数 (E)	氏名 又は 名称(F)	外資系日本法人 の議決権の総数 に対する議決権 の比率(M)(G)	比率 (%)	(G) (%) (1)	備考
5	7 \	議決権の総 数の1000分 の1以上を 占める者	жжж	New York, New York, U. S. A	1734567890 123	8, 000	80	3. 98			3. 98		
1	国去人等	議決権の総 数の1000分 の1未満を 占める者の 合計 (計3者)				500	5	0. 25			0. 25		
		議決権の総	㈱a	再宣郑 4 代田区	***** ****	20, 100	201	10.00	A	10.00		1.00	地位の承継の認可の申請に先立ち、 ㈱aに対し、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況の確 認を行った。
 	∄	数の10分の 1以上を占 める者	(株)b	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10. 00	_	_		10.00	地位の承継の認可の申請に先立ち、 ㈱bに対し、一の外国法人等による 議決権の10%以上の保有状況の確 認を放送法施行規則第62条第5項 の照会制度により行ったが、回答が 得られなかった。
	•	合 計				48, 700	487					15. 23	

別記2-3:変更届出

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							= 坐 2 -h			本法人の議決権 る外国法人等	(E)	(E)	
	Z	3 分	氏名 又 名称	住所(A)	法人番 号®	株式数	議を置し	©/ 決権 の数 (E)	氏名又は 名称(F)	外資系日本法 人の議決権の 総数に対する 議決権の比率	3出率30至	(G) (%) (I)	備考
9	数 0 1	D1以上を 占める者		New York, New York, U.S.A	173456789 0123	% 15, 000	※ 150	※ 5. 98			※ 5. 98		
国治ノ等	まし 学 日 台	義決権の総 数の1000分 D 1 未満を 占める者の 合計 ※計10者)				※ 1, 000	% 10	※ 0. 40			※ 0. 40		
夕道子	圣	義決権の総	㈱a	宙方න千代田区	***** ****	※ 25, 100	※ 251	10.00	A	10. 00		1.00	議決権の確定に先立ち、㈱aに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を行った。
え E ス ジ ノ		数の10分の 1 以上を占 かる者	(株)b	東京都千代田区	***** ****	※ 25, 100	※ 251	10.00	_	_			議決権の確定に先立ち、㈱bに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を放送法 施行規則第62条第5項の照会制度 により行ったが、回答が得られなかった。
	슫	計				※ 66, 200	※ 662				>>	% 17. 37	

変更年月日:令和〇年〇月〇日

別記3-1:認定申請

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

							議法	(D)/議		日本法人の議決権 する外国法人等	(E)	(E)	
	I	区分	氏名 又名称	住所(A)	法人番号	株式数	議権数回	D)/議 決権 の数(E)	氏名 又は 名称(F)	外資系日本法人 の議決権の総数 に対する議決権 の比率(M)(G)	比率 (%)	(G) (M) (I)	備考
5	7 \	議決権の総 数の1000分 の1以上を 占める者	жжж	New York, New York, U. S. A	1734567890 123	8, 000	80	3. 98			3. 98		
1	国去人等	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計(計3者)				500	5	0. 25			0. 25		
		議決権の総	(株)a	再宣郑 4 代田区	***** ****	20, 100	201	10.00	A	10.00		1. 00	認定更新の申請に先立ち、㈱aに対し、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況の確認を行った。
F	∄	数の10分の 1以上を占 める者	(株)b	東京都千代田区	***** ****	20, 100	201	10. 00	_	_		10.00	認定更新の申請に先立ち、㈱bに対し、一の外国法人等による議決権の10%以上の保有状況の確認を放送法施行規則第62条第5項の照会制度により行ったが、回答が得られなかった。
		合 計				48, 700	487					15. 23	

別記3-2:変更届出

イ 議決権割合に関する事項

(ア) コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局に係る申請の場合

	区	分	氏名 又 名 和	住所⑷	法人番号的	株式数	議権の	(D)/議 決権 の数 (E)		本法人の議決権 る外国法人等 外資系日本法 人の議決権の 総数に対する 議決権の比率	色の比率の田	(E) × (G) (%) (1)	備考
d d	数の の 1 占 <i>は</i>	I 以上を りる者		New York, New York, U.S.A	173456789 0123	※ 15, 000	※ 150	※ 5. 98			※ 5. 98		
国法人等	議決 数の 1 人 合計	快権の総 ○1000分 ○未満を ○1 未者の 計 10者)				% 1,000	※ 10	※ 0. 40			※ 0. 40		
夕資系	[<u>-</u>	や権の総	(株)a	宙方数千代田区	***** ****	※ 25, 100	※ 251	10.00	A	10. 00		1.00	議決権の確定に先立ち、㈱aに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を行った。
オEオ法ノ	数の 1 1 以 1 以 2	010分の 以上を占	(株)b	東京都千代田区	***** ****	※ 25, 100	※ 251	10.00	_	_		10.00	議決権の確定に先立ち、㈱bに対し、 一の外国法人等による議決権の10 %以上の保有状況の確認を放送法 施行規則第185条第5項の照会制度 により行ったが、回答が得られなかった。
	合	計				※ 66, 200	※ 662				*	(17. 37	

変更年月日:令和〇年〇月〇日

放送分野における外資規制関係事項記載マニュアル 改正履歴

版	発行日	主な改正内容
第1版	令和5年4月21日	〇 電波法及び放送法の一部を改正する法律(令和
		4年法律第63号)及び放送法施行規則等の一部
		を改正する省令(令和5年総務省令第38号)の
		施行(令和5年4月20日)を受け、第1版とし
		て策定・公表。
		〇 「総務省」のホームページ及び「総務省 電波
		利用ホームページ」に「放送分野における外資規
		制」のページを開設したため、URLを掲載。
		〇 地上基幹放送を行う基幹放送局の免許の申請
		等、地上基幹放送の業務の認定の申請等及び認定
		放送持株会社の認定の申請等について、定期報告
		に係る記載例を一部改訂。
第1.1版	令和5年7月31日	〇 地上基幹放送を行う基幹放送局の免許の申請
		等について、複数の基幹放送局の免許を有する者
		における変更届出の方法を明示。
第2.0版	令和6年5月1日	〇 放送法施行規則等の一部を改正する省令(令和
		6年総務省令23号)の施行(令和6年4月1日)
		を受け、変更届出の提出部数の省略、相互保有株
		式のレ印欄の追加等を改訂。